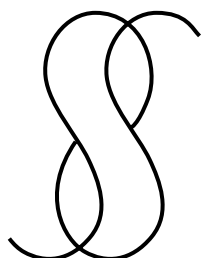


学 修 要 覧

2015

2015年度入学生用

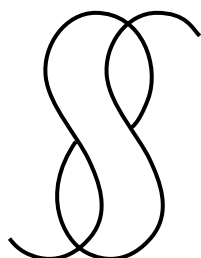


産業社会学部

学 修 要 覧

2015

2015年度入学生用



産業社会学部

目 次

I. 産業社会学部の人材育成目的と教学目标	
学部長メッセージ	3
人材育成の目的、教育課程編成・実施方針、学位授与方針	4
ハラスメントの防止について	6
II. 本学での履修	
本学での履修のしくみ	8
授業について	9
公欠・公欠以外の授業配慮、学校感染症に罹患した場合の対応について	10
受講登録について	12
試験について	13
成績および単位授与・認定について	15
台風等により交通機関が不通あるいは暴風警報等が発令された場合の 授業の取扱いについて	17
III. 産業社会学部での履修	
カリキュラム表	22
卒業に必要な条件	24
産業社会学部での履修について	24
教養科目	24
外国語科目	29
専門科目	32
1. 学部共通専門科目	32
2. 専攻専門科目	34
現代社会専攻	35
メディア社会専攻	36
スポーツ社会専攻	37
子ども社会専攻	38
人間福祉専攻	40
他専攻科目の受講・ダブルメジャーについて	42
自由選択科目	43
自由科目	44
IV. 産業社会学部の特色ある学び	
1 産業社会学部英語副専攻	46
2 国際教育履修モデル「グローバル・フォーカス」	51
3 ダブルメジャー履修制度	55
4 社会調査士課程	57
5 社会福祉士課程	59
6 社会福祉主事（任用資格）	61
7 立命館大学大学院 社会学研究科 応用社会学専攻	62
V. 学部横断プログラム	
全学副専攻	68
海外留学について	70
公務員進路プログラム	71
サービ斯拉ーニング	72
キャリア教育	72
大学間単位互換制度	72
他学部受講	73
VI. 教職課程	
1 教職課程（子ども社会専攻を除く）	76
2 教職課程（子ども社会専攻）	91

Ⅶ. 学びの支援	
シラバス	100
manaba+R、QRコードシール	100
学生への援助制度	100
Ⅷ. 学籍	
学籍について	104
Ⅸ. 学費	
学費について	112
Ⅹ. 学内規定	
立命館大学学則（抜粋）	116
立命館大学学籍に関する規程（抜粋）	121
立命館大学授業に関する規程（抜粋）	123
立命館大学定期試験規程（抜粋）	124
立命館大学学生証規程（抜粋）	125
立命館大学学費等の納付に関する規程（抜粋）	125
立命館大学学生懲戒規程（抜粋）	126
立命館大学学生健康診断規程（抜粋）	127

I . 産業社会学部の人材育成目的と教学目標

学部長メッセージ

大学での学問とは何か。大学は知を生産・創造する場であるといえますが、そのためにはまず、先人が生みだしてきた知を真摯に「学」び、かつそれらを「問」うことを通じて新しい知を育んでいかななくてはなりません。「学問」とはこうした不断に続く厳しくも創造的な営みであるといえるでしょう。大学の授業は大きく講義系と演習系に分けることができますが、それぞれの授業の中に学びと問いの両側面が存在します。学問では両者とも欠かせません。とりわけ、卒業研究は大学における学問の集大成といってよいでしょう。

産業社会学部は、「社会的現実の提起する、すぐれて現代的な諸問題を既存の学問諸分野との協同によって具体的に解明し、かつ現代社会を新しい方法によって総合的に把握すること」を学部の教学理念として、1965年4月に創設されました。この学部教学の理念は、これまで40年間以上にわたり本学部を導いてきただけでなく、大学内外に学問や研究のあり方を問うメッセージともなってきました。社会的諸現象のどれひとつをとってみても、もはや社会全体および社会を構成する人間や文化等についての総合的で学際的な把握をぬきにして、それらの諸現象を解明することは難しくなっています。わたしたちはこのような複雑な問いに直面すると、できるだけ早く答えを見出したいという欲求や衝動にしばしば駆られます。そして答えはすでにどこかにあって、それをできるだけ簡便に得ることでよしとするような安易な「学び」も登場します。しかし、これは学問とは似て非なるもので、知の創造の担い手として成長することはできません。

産業社会学部は「現代社会」、「メディア社会」、「スポーツ社会」、「子ども社会」、「人間福祉」の5つの専攻を組織し、現代社会の諸課題にこたえる担い手の育成に向けた学生が主体的に学習をすすめるアクティブ・ラーニングを推進・奨励しています。また、2012年度より、グローバル化する社会の諸問題の解決に向け、国際教育履修モデル「グローバル・フォーカス」に沿った履修指導を進めています。もっとも学問を実践するのは学生自身であり、制度やカリキュラムではありません。演習をはじめ、あらゆる授業の場面で学生の主体性・能動性があるからこそカリキュラムも輝きます。アクティブ・ラーニングは語学、文献研究やフィールドワークなど、すべての学びに求められる学問の作法といえるでしょう。

繰り返しになりますが、知を生産する創造的なプロセスの総体が大学での学問です。そのためには、学生一人一人が自己の課題・テーマをしっかりと見つけることが重要となります。産業社会学部では、価値ある課題を見出すうえでの学際学部ゆえの困難も生じますが、様々なディシプリンが交錯する学部ならではのメリットをいかした重層的な学び＝クロスオーバー・ラーニング、ダブルメジャーも可能です。それぞれの専攻の知見を関係づけながら、専攻の学びをさらに深めて欲しいと思います。

すべての学生が計画的な学びや価値ある課題の探究を通じて、学問の担い手、社会の主人公として成長していくことを願っています。

2015年4月

産業社会学部長 有賀郁敏

人材育成の目的、教育課程編成・実施方針、学位授与方針

産業社会学部では、以下のような人材育成の目的、教育課程編成・実施方針、学位授与方針を定めています。

1. 人材育成の目的

「産業社会学部は、社会諸科学に関する教育研究を通じて、新たな学問の地平を切り開き、学際性と専門性を兼ね備え、積極的に社会に働きかけて社会問題を解決していくことができる人間を育成することを目的とする。」（立命館大学産業社会学部学部則第3条）

2. 教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

（1）現代社会の多様な課題を対象として学修をすすめ、各学問分野の専門性と多様な学問分野間の学際性を踏まえて諸学を総合し、積極的に社会に働きかけて社会問題を解決していく能力を育成すべく、以下の教育目標が実現されるよう教育課程を編成・実施する。

- ①外国語、読み書き、情報処理の基礎学力を身につけている。（認知的領域：知識・理解）
- ②現代社会で生起している多様な諸問題に対し、自らがそれらを的確に判断していくための社会科学的な知識や思考方法を身につけている。（認知的領域：知識・理解）
- ③現代社会における諸問題に関する鋭い感受性を持ち、「平和と民主主義」の理念に照らし、社会科学的な知見を通じて主体的・実践的に問題を解決していくことができる。（認知的領域：思考・判断）
- ④現代社会の諸問題を探究し、解決していくために、社会の現状実態を正確に把握するための社会調査・分析能力を身につけている。（認知的領域：思考・判断）
- ⑤他者の意見に耳を傾け、自己の発言の中に公共的な意味と責任を見出し、民主的な人間関係を育むためのコミュニケーション能力を身につけている。（認知的領域：思考・判断）
- ⑥社会の現実と切り結び、実践的に行動していく、「アクティブ・ラーニング」に主体的に取り組む能力を身につけている。（情意的領域：意欲・関心・態度）
- ⑦主体的かつ継続的な学習を通じて、自ら進路を切り開いていく意思と能力を身につけている。（情意的領域：意欲・関心・態度）
- ⑧専門的な議論状況や先行研究の正確な理解と論理的な思考方法に基づき、自らの見解を表明し、討論し、文章を構成する能力を身につけている。（技能表現的領域：技能・表現）
- ⑨専門に関わる諸問題を外国語で理解し、討論する意欲をもっている。（技能表現的領域：技能・表現）

（2）具体的には以下のように科目を編成・実施する。

- ・文献理解・文章表現、情報処理等の基礎学力を修得する基礎教育を実施する。

- ・国際化や科学技術の進展等、社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与える教養教育・外国語教育を実施する。
- ・社会の諸課題に対して、自らの問題関心を育成し、社会科学的な知識を身に付け、積極的に活用する専門教育を、導入的な科目から順次内容を展開していくよう実施する。
- ・社会科学的な知識や思考方法の修得、問題発見・問題解決能力、社会調査・分析能力、情報発信能力、コミュニケーション能力の修得に向けた小集団教育を実施する。
- ・学部教学の関連の深い、社会的に認められた専門資格の修得を可能とする専門教育を実施する。
- ・国際社会との関わりを重視して現代社会の諸課題を学修する専門科目、外国語の実際の運用能力を高める外国語教育を実施する。
- ・学生の多様な関心に応じて学修を深化させる、外国語教育・専門教育を実施する。

3. 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

学位授与の要件は、所定の修業年限以上在学し、教養科目、外国語、専門科目等開設されている科目を履修し、所定の卒業に必要な単位数を修得すること、である。

ハラスメントの防止について

1. 本学のハラスメントに対する姿勢

立命館大学は、すべての学生・大学院生と教職員が個人として尊重され、いきいきと学び、教育・研究をし、安全で快適に、活動できるコミュニティを創り出すことが、学生・大学院生の学びと成長のために、また大学が社会的使命を果たすために重要であると考えています。これまで本学が取り組んできた人権尊重の立場を一層明確にするとともに、「いかなるハラスメントも容認しない」取り組みをさらに発展させ、2007年7月に「ハラスメント防止委員会」を設置し、「ハラスメント防止に関する規程」ならびに「ハラスメント防止のためのガイドライン」を制定しました。

立命館大学では、ハラスメントに関する相談に対応するために、「ハラスメント防止委員会」のもとに、相談員を配置しています。解決することが困難なとき、どうしたらよいかわからず困っているときは、相談員に相談してください。解決に向けて、親身になってサポートをします。また友人や知人が悩んでいるときには相談員がいることを伝えてあげてください。

ハラスメントは起こって欲しくないことですが、意図せずに加害者や被害者になることがあるものです。ハラスメントは、教員と学生・院生の間にも、学生同士においても起こりえます。人権尊重と教育を受ける権利の保障のために良好な人間関係や環境を作り出すことは学部・研究科の責任です。産業社会学部および社会学研究科は、ハラスメントの防止に真剣にとりこんでいます。相談したいことがあれば、産業社会学部・社会学研究科のハラスメント相談員または学部事務室の相談員（職員）に相談してください。

2. ハラスメント相談員

ハラスメントに関する相談は、産業社会学部・社会学研究科のハラスメント相談員にご相談ください。相談の受付は、電話やメールでも可能です。あなたにとって、最も利用しやすい方法、場所で、相談の申し込みを行ってください。なお、産業社会学部・社会学研究科以外にも、産業社会学部事務室、学生オフィス、キャリアオフィス、共通教育課、スポーツ強化オフィス、保健センター等の各オフィスに相談員が配置されていますので、そちらに相談することもできます。相談員の氏名・部署・連絡方法は、以下のホームページをご覧ください。

「立命館大学ホームページ」→「在学生の皆さまへ」→「ハラスメントの相談」→「ハラスメント相談員について」または

<http://www.ritsumeai.ac.jp/mng/gl/jinji/harass/index.html>

なお、相談員には、相談者のプライバシーを保護するための「守秘義務」があります。あなたの了解を得ず、他者に伝えることは決してありません。安心して相談してください。

Ⅱ．本学での履修

大学では、卒業までに修得しなければならない単位数や、必ず履修しなければならない科目などが決まっています。皆さんは、4年間を通じた体系的な履修を行えるよう、自分自身で毎年度の履修計画を立てなければなりません。そのためには、この学修要覧を熟読するとともに、開催されるガイダンス等には必ず出席するようにしてください。

1. セメスター（学期）

「セメスター」とは学期のことで、本学では、1年間で2つのセメスターに分け、各セメスターの中で15週・年間30週の授業を実施しています。

前期セメスター（春学期）	4月1日～9月25日
後期セメスター（秋学期）	9月26日～3月31日

2. 単位の考え方

＜規程：学則第34条＞

（1）単位制とは

大学における学修は、大学設置基準に定められた単位制に基づいて行われています。単位制とは、各年次に配当している授業科目を登録・履修し、合格の評価を得ることにより、修業年限中に卒業に必要な単位を修得していく制度のことです。

（2）単位とは

「単位」とは、1つの授業科目の学修に必要な時間を表す基準であり、1単位は、教員が教室等で授業を行う時間（15時間）と学生が事前・事後に教室外で予習・復習を行う時間（30時間）の合計で45時間の学習を要する教育内容をもって構成されています。授業を受講するだけでなく、予習・復習を行うことは、単位を修得するための重要な要素であることを理解して学修を進めてください。

（3）授業時間と単位

本学では、週1回あたりの授業は90分を基本としており、制度上これを2時間とみなしています。従って、2単位の授業科目では、毎週1回90分の授業を、1セメスターに15週実施し、それに予習・復習を授業時間と同じだけ行うことによって、2単位分の学修を行ったと認められます。

※実験・実習など、科目の授業方法によって予習・復習の時間構成が異なることがあります。

3. 単位の修得

単位の修得には、次の①と②を満たすことが必要です。各授業科目の評価方法は、シラバスに記載されています。

- ①各年度に開講される授業科目の受講登録を行うこと。
- ②登録した授業科目を履修し、予習・復習時間を含めた学修に対して評価（定期試験・レポート試験・平常点評価）を受け、合格評価を得ること。（成績評価については15ページを参照）

4. 卒業の認定

学部則で規定されている卒業に必要な単位（要卒単位）を修得し、かつ修業年限以上在学した場合に卒業となります。なお、卒業に必要な単位として算入される科目と、資格等の取得を目的として修得する科目など卒業に必要な単位として算入されない科目があります。

5. 卒業見込

「卒業見込」とは、在学期間が3.5年以上（通常は4回生以上）で、「前年度までの修得単位数」と「今年度の受講登録単位数（修得予定の単位数）」の合計が、各科目分野の所定の単位数を満たし、かつ卒業に必要な単位数（124単位）を満たしている状態を指します。この条件を満たしている学生には「個人別時間割表」等を通じて、「卒業見込・卒業予定日」をお知らせしますので、各自で確認してください。なお、卒業の時期にかかわらず、上記に該当する場合のセメスターの受講登録期間終了時点で「卒業見込」の状態である時のみ、「卒業見込証明書」を発行することが可能です。

授業について

1. 授業

本学では、基本的に月曜日から金曜日の間に授業を実施します。ただし、夏期集中講義や暦の関係で不足する曜日の授業は、土曜日や祝日にも授業を行う場合があります。

【授業の開講形態】

通年	1年間通して開講する授業
前期（春学期）	前期セメスター（春学期）に開講する授業
後期（秋学期）	後期セメスター（秋学期）に開講する授業
夏期集中	夏期休暇中の定められた期間に、連続した日程と時限で開講する授業 ※受講登録は前期に実施しますが、成績の認定は後期に行います。
前期集中（春学期集中）	前期セメスター（春学期）に週2回以上開講する授業
後期集中（秋学期集中）	後期セメスター（秋学期）に週2回以上開講する授業

2. 授業時間

※定期試験時間は、下記授業時間と異なります。13ページで確認してください。

＜衣笠キャンパス、大阪いばらきキャンパス＞

	時限	衣笠・大阪いばらき全学部
授業時間	第1時限	9:00～10:30
	第2時限	10:40～12:10
	第3時限	13:00～14:30
	第4時限	14:40～16:10
	第5時限	16:20～17:50
	第6時限	18:00～19:30
	第7時限	19:40～21:10

＜びわこ・くさつキャンパス＞

	時限	理工・情報理工 生命科学・薬学部	経済・スポーツ健康 科学部
授業時間	第1時限	9:00～9:45	9:00～10:30
	第2時限	9:45～10:30	10:40～12:10
	第3時限	10:40～11:25	13:00～14:30
	第4時限	11:25～12:10	14:40～16:10
	第5時限	13:00～13:45	16:20～17:50
	第6時限	13:45～14:30	18:00～19:30
	第7時限	14:40～15:25	19:40～21:10
	第8時限	15:25～16:10	
	第9時限	16:20～17:05	
	第10時限	17:05～17:50	
	第11・12時限	18:00～19:30	
	第13・14時限	19:40～21:10	

3. 休講・補講

授業担当教員が病気などで出講できない場合には、休講の措置をとることがあります。休講となった授業については、原則として統一補講日に補講を行います。統一補講日や祝日授業日等の詳細日程は学年暦を確認してください。

※休講・補講の情報はCAMPUS WEBで確認してください。

※CAMPUS WEBの使用方法是「学び支援ハンドブック」を参照してください。

1. 公欠

＜規程：授業に関する
規程第6条＞

I. 「公欠」の対象

1. 正課として設置している資格課程科目の実習のために、授業を欠席する場合
 - ①「教育実習」
 - ②「介護等体験」
 - ③「社会福祉援助現場実習」
 - ④「日本語教育実習」
 - ⑤「博物館実習」
2. 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき学生が裁判員としての任務を果たす場合
3. 上記に準じて特段の取り扱いが必要である場合

II. 「公欠」による授業の取扱い

大学は、「公欠」によって成績評価上の不利益をうけないよう、以下の通り取り扱います。

- ①欠席扱いとしない（出席を必要とする日数に算入しない）。
- ②授業内容については次のことを行います。
 - ・授業で配布した資料の配布
 - ・授業範囲の確認および授業ポイントの説明
 - ・自習内容の指示
 - ・その他授業期間中のレポートや小テスト等を実施された場合の代替措置など、授業に関する指導・援助

III. 「公欠」の手続き

1. 資格課程科目の実習期間が明記された受け入れ先、公的機関からの証明等正式書類を所属学部・研究科事務室に持参してください。
2. 所属学部・研究科では、日程を確認の上、所定の「公欠届」（学部長印を押印したもの）を交付します。
3. 交付された「公欠届」は、学生が直接受講科目の授業担当者に手渡してください。

2. 「公欠」以外の授業配慮

「公欠」以外に、忌引き（配偶者および2親等内の親族）、災害により授業を欠席した場合は、配慮を行います。「公欠」と異なるため、欠席となりますが、学生が下記を証明する書類（死亡に関する公的証明書、被災証明書）（写し可）を直接担当教員に持参して配慮を申し出てください。

この場合は、学生が学ぶべき内容について円滑に学習ができるよう、授業担当者は可能な限り次のことを行います。

- ・授業で配布した資料の配布
- ・授業範囲の確認および授業ポイントの説明
- ・自習内容の指示
- ・その他授業期間中のレポートや小テスト等を実施された場合の代替措置など、授業に関する指導・援助

3. 学生が学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患した場合

1. 学生が学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患した場合、本学では、以下の通り取り扱います。

学生が学校感染症に罹患した場合は、「学校保健安全法」「学校保健安全法施行規則」「立命館大学授業に関する規程」に基づき、学長が「出席停止」を命じます。

2. 「出席停止」となった学生の大学への届出について（手続きを行うべきこと）

- (1) 「出席停止」となった学生は、治癒後に医療機関より「立命館大学 感染症治癒証明書」（11ページに記載のウェブページより帳票をダウンロード）の交付を受け、所属キャンパスの保健センターに届け出てください。
- (2) 保健センターでは、学校感染症の治癒を証明する「立命館大学学校感染症治癒証明書（写）」を発行します。
- (3) 学生は、「立命館大学学校感染症治癒証明書（写）」を所属学部・研究科事務室に持参し、「学校感染症に伴う出席停止期間証明書」の申請手続きを行ってください。

- (4) 所属学部・研究科事務室では、学生の授業科目・担当者・時間割を確認したうえで、「学校感染症に伴う出席停止期間証明書」(学長印を押印したもの)を交付します。
- (5) 「学校感染症に伴う出席停止期間証明書」の交付を受けた学生は、証明書を直接授業担当者に手渡してください。
- (6) 定期試験・追試験については、現行どおり「立命館大学定期試験規程」に基づいて取り扱います。(『学修要覧』124ページを確認してください)
 - ① 感染症罹患期間が開講期間の授業日と定期試験にまたがる場合: 「立命館大学感染症治癒証明書」を提出してください。
定期試験受験日から3日以内に手続きができない場合は、産業社会学部事務室に相談してください。
 - ② 感染症罹患期間が定期試験・追試験期間となる場合: 「診断書」を提出してください。
定期試験受験日から3日以内に手続きが出来ない場合は、産業社会学部事務室に相談してください。

3. 「出席停止」となった場合の授業の取扱い

学校感染症に罹患し「出席停止」となった場合でも、「公欠」とはなりません。しかし、学生が学ぶべき内容について円滑に学習ができるよう、授業担当者は可能な限り次のことを行います。

- ・授業で配布した資料の配布
- ・授業範囲の確認および授業ポイントの説明
- ・自習内容の指示
- ・その他授業期間中のレポートや小テスト等を実施された場合の代替措置など、授業に関する指導・援助

4. 学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患し、罹患が判明した時点で連絡を必要とする場合

学校感染症のうち、以下の病気に罹患した場合は、感染拡大を防止の措置を講じる必要があるため、罹患が判明した時点で、所属学部・研究科事務室に連絡をしてください。連絡を必要とする感染症の種類は、厚生労働省の届出感染症基準に基づいています。

- (1) 第一種感染症(エボラ出血熱、バスタ、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ熱、痘そう、ラッサ熱、南米出血熱、急性灰白骨髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症)
- (2) 上記以外(麻疹、風疹、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス)

4. 学校保健安全法に定められた学校感染症で「公欠」とする場合

本学では、学生が学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患した場合は、上記の取り扱いとしますが、罹患者が多く学生・教職員の安全・感染拡大を防ぐために大学として「公欠」とする決定を行う場合があります。この場合は、別途、学生に取り扱いをお知らせします。

※ウェブページ

CAMPUS WEBの『学びのサポート』から「感染症に罹患したら」をクリック

1. 受講登録とは

単位を修得するためには、受講したい（または受講しなければならない）授業科目を登録（受講登録）する必要があります。

シラバス（100ページ参照）で授業の内容などを確認しながら、登録する授業科目を各自で選びます。受講登録をしていない授業科目は、受講ならびに成績評価を受けられず単位を修得することができません。また、合格の成績評価を得た授業科目は、評価のいかんに関らず、取り消したり、再度受講登録することはできません。

受講登録は、CAMPUS WEBによって行います。CAMPUS WEBのログインには、RAINBOW ID(*1)とパスワードが必要です。授業科目ごとに付番されている番号（授業コード）、開講期間、曜日・時限など間違いがないよう確実に手続きを行ってください。指定された期間内のみ受け付けますので、期間内に手続きを行ってください。

*1 RAINBOWとは、立命館大学内の情報ネットワークシステムのことで、入学時にRAINBOWユーザーIDとパスワードを全員に発行します。RAINBOWユーザーIDとパスワードは、学内のパソコンを使用する時などに使用します。

【留学から帰国した場合の受講登録について】

本学のセメスター開始日までに帰国し、所定の手続きを終えた場合は、当該セメスター科目を受講登録することが可能です。しかし、本学のセメスター開始日を過ぎて帰国した場合は、当該セメスターに開講される科目を受講登録することはできません。ただし、その場合でも、第1回目の授業から受講できる科目などは、受講を認める場合がありますので、産業社会学部事務室にて確認してください。

2. 受講登録・年間の流れ

期間	時期	受講登録種類
前期 セメスター (春学期)	4月上旬	抽選科目登録(①) ※別途申請が必要な科目があります。 抽選科目 抽選結果発表
	4月上旬	前期本登録(②) 時間割確認期間(全員)
	4月下旬	前期受講辞退(③) 時間割確認期間 ※前期受講辞退した人のみを対象とする
後期 セメスター (秋学期)	9月下旬	後期受講修正登録(④) 時間割確認期間 ※卒業該当生および、後期受講登録修正した人のみを対象とする
	10月下旬	後期受講辞退(③) 時間割確認期間(後期受講辞退した人のみ)

※詳細な日程は、履修・登録の手引き等で確認してください。

①抽選科目登録・別途手続（4月）

受講者数に定員がある授業について、受講本登録よりも前に登録を受け付け、抽選によって受講を許可します。受講が許可された後に辞退することはできませんので、注意してください。受講が許可された場合は、自動的に登録されるので、あらためて受講本登録を行う必要はありません。

※科目によっては、抽選科目とは別に、受講本登録よりも前に登録申請をしなければならない場合があります。申請の日程や方法なども抽選科目登録とは異なりますので、所属学部の指示に従い手続きをしてください。

②前期本登録（4月）

抽選科目登録授業を除く、受講したい（または受講しなければならない）すべての授業科目を登録します。

なお、受講を希望する後期の科目も、前期の受講本登録期間に受講登録してください。（前期の受講辞退期間が終了した時点で、受講者多数となった後期の科目については、後期修正登録期間で追加の受講登録を認めない場合があります。）

③前期受講辞退（4月）、後期受講辞退（10月）

前期・後期セメスター開講後、一定期間（約1ヶ月）を経過した時点で、すでに登録している授業科目の受講を辞退することができます。受講を開始したものの、履修計画が変わっ

た時に行います。ただし、受講辞退を認めていない授業科目もありますので各自で確認してください。なお、受講辞退した授業科目はGPA算出（15ページ参照）の際には算入しません。

④後期修正登録（9月）

後期セメスター開講後に、履修計画が変更になった場合、年間受講登録制限単位数を越えない範囲で後期セメスターの授業を変更（追加登録・登録取消）することを認めています。

なお、年間受講登録制限単位数には、前期に不合格（F評価）となった科目の単位数も含まれます。また、前期の受講辞退期間が終了した時点で、受講者多数となった後期の科目については、後期修正登録期間で追加の受講登録を認めない場合があります。

試験について

定期試験及びレポート試験は、下記のスケジュールで実施されます。定期試験及びレポート試験の詳細は下記を参照してください。

6月中旬（前期）／12月初旬（後期）	試験時間割／レポート論題発表
7月初旬（前期）／1月初旬（後期）	持込許可物件発表
7月下旬（前期）／1月下旬（後期）	レポート提出締切
7月下旬～8月初旬（前期）／1月下旬～2月初旬（後期）	定期試験

1. 定期試験について ＜規程：定期試験規程、 学生懲罰戒規程＞

定期試験は、学生の自主的な学修を基本とし、日頃の学修の到達点を確認する重要なものであるため、本学では定期試験を厳正に執行しています。

セメスター毎に試験時間割（試験科目・試験日・時限・試験教室）が発表されます。

定期試験時間割は、授業時間割と時間帯が異なります。各自で定期試験時間割を確認してください。

【定期試験時間割】

時限	試験時間
第1時限	9：30～10：30
第2時限	11：00～12：00
第3時限	13：30～14：30
第4時限	15：00～16：00
第5時限	※16：30～17：30
第6時限	18：30～19：30
第7時限	※20：00～21：00

※印の試験時間割は科目によって90分となる場合があります。

（1）定期試験受験時注意事項

- ①受験に際しては、学生証が必要です。学生証を忘れた場合は、事前に産業社会学部事務室に届け出て指示を受けてください。
- ②試験会場において、携帯電話を時計代わりに使用することは認めておらず、必ず電源を切る必要があります。これに反した場合は不正行為に準じて取り扱うことがあります。
- ③開始時刻から20分を超えて遅刻した場合は、受験資格を失います。
- ④開始後30分以上経過し監督者が認めた場合、途中で退出することができます。ただし、30分以上経過しても途中退出できない科目もありますので、定期試験時間割で確認してください。

（2）持ち込み許可物件について

持ち込み許可物件が「自由」となっている科目でも、携帯電話・パソコン・電子辞書・その他情報通信機器は使用できません。また、持ち込み許可物件「辞書」の科目でも、電子辞書は使用できません。これらの機器を利用した場合は、不正行為となります。

持ち込み許可物件が「許可六法」の科目の場合、次の①～⑤の点に注意してください。

- ①定期試験において持ち込みが許可されている六法は指定されています。詳細はCAMPUS

WEBで確認してください。

- ②持ち込み許可された六法であっても、字句の書き込みがあるものは持ち込みできません。
ただし、ライン、マーカー、○印、レ印の場合は当該六法の使用を許可します。
- ③別冊付録（補遺・追補・追録等）の持ち込みは許可しません。
- ④付箋（ポストイットなど）や資料挟み込みは禁止します。ただし許可六法に付属している
インデックスシールは可とします。
- ⑤許可六法の複数冊の持ち込みは許可しません。

2. 不正行為について ＜規程：定期試験規程、 学生懲罰規程＞

定期試験の受験時に下記の行為をした場合、不正行為として退学・停学を含めた厳しい措置をとります。

試験における不正行為は、自らの学修権を放棄し、大学で学ぶ資格を失う行為であり、「学生懲戒規程」に基づき懲戒の対象となります。また、「定期試験規程」に基づき当該試験科目あるいは当該学期定期試験の全受験科目を無効とし、「F」評価とするなど厳しい措置を取っています（GPAに算入します）。

- A) 答案の見せ合い
- B) 答案の交換
- C) カンニングペーパーの所持および使用
- D) 持ち込みを許可していないノート、参考書、辞書等の使用
- E) 携帯電話、パソコン、電子辞書、その他情報通信機器の使用
- F) 所持品や机上等へ事前に書き込みと使用
- G) 話し合い、覗き見
- H) 替え玉受験
- I) 答案や出席表への偽名記入、または故意による答案無記入
- J) 持帰りまたは破棄などによる答案の不提出
- K) 答案作成に関して、試験監督者の指示に従わない場合
- L) その他、公正な試験の実施を阻害すると認められる行為を行った場合

3. レポート試験について

大学では、レポート・小論文や各種課題などの提出が求められることがあります。授業中に提出を求められるレポート等のほか、「レポート試験」としてレポートや論文等成果物を提出することで成績評価を認定する授業があります。レポート・小論文を作成するにあたっては、他の人が書いた文献などを参考文献として利用することが必要となりますが、それらは、他者の所有物であり、論文執筆のルールに従って「引用」として掲載し、出典元を明記する必要があります。勝手にレポート・小論文等成果物に引用することは著作権法に違反することになります。また、インターネットで安易に情報を検索して、掲載することは、誤った情報を根拠なく利用することにもつながります。レポートや論文等作成する場合は、上記の点に留意し、「感想文」ではなく、これまでの研究成果や根拠に基づいて、自分の考え方や評価を述べなければなりません。

※レポート・論文執筆のしかたは、『産社ハンドブック』等を参照してください。

※レポートの提出期間や提出場所については、定期試験時間割発表日にCAMPUS WEBで通知されます。

4. 追試験について ＜規程：定期試験規程 第5条、手数料規程別 表3＞

下記の表に定めるやむを得ない理由で定期試験を受験できなかった場合には、1セメスターにつき5科目まで追試験の受験を認めることがあります。原則として、産業社会学部事務室に当該科目の定期試験実施日より前に申請してください。ただし、やむを得ない事情により事後となる場合は、当該科目の試験日を含めて3日以内に産業社会学部事務室に申請し、許可を得てください（申請受付は産業社会学部事務室の開室日・時間に従います）。具体的な申請受付・追試験日程等は、セメスター毎にCAMPUS WEBで通知されます。なお追試験が認められた場合は、1科目につき1,000円の追試験手数料が必要となります。

不受験理由	必要な証明および届出の内容
本人の病気	医師の診断書（試験日を含むもの）
忌引き（配偶者および2親等内の親族）	死亡に関する公的証明書（死亡日から起算して配偶者および1親等は日祝日を含め7日以内、2親等は日祝日を含め5日以内を適用期間とする）
災害	被災証明書
就職試験	就職試験に関する公的証明書（指定用紙はキャリアオフィスにて配布）
教育実習	教育実習に関する不受験届
介護等体験	介護等体験に関する不受験届
時刻表にもとづき運行される公共交通機関の延着	20分を超える延着時間が記載された交通機関の延着証明
課外活動	届出に対し学生生活会議の議を経て、教授会で判断する
裁判員制度	呼出状
その他やむを得ない事由	届出に対し教授会で判断する

※20分を超える延着時間が記載された交通機関の延着証明について各種公共交通機関HPよりダウンロード（印刷）した延着証明は認めていません。

成績および単位授与・認定について

1. 成績評価

＜規程：学則第35条の2＞

成績評価は、シラバスに記載されている成績評価方法に従って行われます。合格した科目は、評価のいかに問わず、取り消したり、再度受講登録したりすることはできません。

【成績表示】

A+	所期の学習目標をほぼ完全に達成するか、または傑出した水準に達している。※100点法では90点以上に対応する。
A	問題はあるが、所期の学習目標を相応に達成している。※80～89点に対応。
B	誤りや不十分な点があるが、所期の学習目標を相応に達成している。※70～79点に対応。
C	所期の学習目標の最低限は満たしている。※60～69点に対応。
F	単位を与えるためにはさらに勉強が必要である。※60点未満に対応。

- ①「A+」「A」「B」「C」を合格とし、所定の単位を付与します。
- ②「F」は不合格です。不合格科目については、当該年度の成績通知表にのみ記載され、成績証明書にも次年度の成績通知表にも記載されません。
- ③成績を段階評価することになじまない科目については、合格を「P」、不合格を「F」とします。
- ④編入学、転入学、海外留学、単位互換制度などにより、本学以外で修得した科目を本学で認定する場合は、「N」（認定）で表示します。詳細は産業社会学部事務室で確認してください。

2. GPA

GPAとは、成績評価を数値化したものです。本学独自の換算方法で数値化されており、学内で行われる様々な選考の基準として使用しています。GPAは成績通知表に記載されず（成績証明書には記載されません）。

【本学の換算方法】

$\frac{5 \times A^+ \text{修得単位数} + 4 \times A \text{修得単位数} + 3 \times B \text{修得単位数} + 2 \times C \text{修得単位数}}{\text{総登録単位数} - P \text{修得単位数}}$
--

※要卒単位外の科目や成績評価が「N」評価の科目は、GPA計算に算入しません。
 ※副専攻科目は、コース終了に必要なパッケージ単位数を満たしていない場合でも、GPAを算出する際には、それぞれの科目の成績として算入します。

3. 単位授与の時期

単位授与の時期は、下表の通り、科目が開講されるセメスターにより異なります。なお、単位授与されるには、下表の単位授与時期に、「在学」または「留学」中である必要があります（「休学」中の場合は、単位授与されません）。

科目開講時期	単位授与時期
前期	前期セメスター末
夏期集中	後期セメスター末
後期	後期セメスター末
通年	後期セメスター末

4. 他大学等で修得した単位の認定 ＜規程：学則第37条、第39条、第41条＞

- ①海外留学や単位互換制度等他大学で修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における卒業に必要な単位として認めることがあります。なお、60単位の上限は、個々の制度・プログラム毎ではなく、他大学等で修得した単位全体の上限となりますので、注意してください。
- ②入学前に修得した単位を認定された場合（本学の科目等履修生として入学前に単位を修得した場合、社会人方式または社会人方式＜AO方式＞）、は、①と合わせて60単位が上限となります。
- ③留学先で修得した単位は、帰国後に「留学終了届」と「単位修得願および単位認定書」を産業社会学部事務室に提出したセメスター末に単位認定されます。
- ④編入学者、転入学者は、入学以前の大学等において修得した単位のうち、2年次入学者は30単位、3年次入学者は62単位を超えない範囲で、本大学において履修し、修得したものとして認めることがあります。

5. 成績発表

各セメスター末に開催する成績発表・履修ガイダンスにおいて、成績通知表を交付します。単位の修得状況を確認の上、次のセメスターの履修計画を立ててください。
また、成績通知表は、毎年4月頃・10月頃に保証人（父母）宛に郵送します。

6. 成績確認制度

成績発表後、次の①～④に該当する科目については、「成績確認制度」に基づき、成績評価を確認することができます。

- ①受講登録をしたが、成績評価の記載がない科目
- ②受講登録をしていなかったが、成績評価が記載されている科目
- ③シラバスにある成績評価基準を満たしていなかったが、有効評価（「A+」「A」「B」「C」「P」）と記載されている科目
- ④受講登録し、シラバスにある成績評価基準を満たしたにも関わらず、「F」評価となった科目

【申請方法】

成績発表日を含めて3日以内（土・日・祝日を除く）に、申請書を産業社会学部事務室に提出してください。

※申請の対象となる要件を満たしていないと判断した場合、申請を却下する場合があります。

※本制度は、成績評価を確認することを目的とするものであり、異議申し立てに応じるものではありません。

台風等により交通機関が不通あるいは暴風警報等が発令された場合の授業の取扱いについて

1. 交通機関が不通となった場合の授業の取扱い

衣笠キャンパスおよび朱雀キャンパスの場合

交通機関が不通となった場合の授業の取扱いは、下表の通りとします。

休講とする場合	次のいずれかに該当する場合。 1 京都市営バスが全面的に不通の場合。なお、16時の時点で運行を再開していない場合は全時限休講とする。 2 京都市営バスが運行中であっても、京都市内乗入れのJR西日本（大阪一草津間）、阪急（梅田一河原町間）、京阪、近鉄の4交通機関のうち、3交通機関以上が不通の場合。なお、15時の時点で4交通機関のうち2交通機関以上が運行を再開していない場合は全時限休講とする。																				
交通機関の運行再開に伴う授業の実施	1 京都市内乗入れのJR西日本（大阪一草津間）、阪急（梅田一河原町間）、京阪、近鉄の4交通機関のうち2交通機関以上が運行中または運行を再開し、京都市営バスが運行を再開した場合は、京都市営バスの運行再開時刻に基づき、次の通り授業を開始する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>運行再開時刻</th><th>授業実施時限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7：10まで</td><td>第1時限</td></tr> <tr> <td>11：00まで</td><td>第3時限</td></tr> <tr> <td>13：00まで</td><td>第4時限</td></tr> <tr> <td>16：00まで</td><td>第6時限</td></tr> </tbody> </table> 2 京都市営バスが運行中または運行を再開し、京都市内乗入れのJR西日本（大阪一草津間）、阪急（梅田一河原町間）、京阪、近鉄の4交通機関のうち、2交通機関以上が運行を再開した場合は、4交通機関のうち2交通機関以上の運行再開時刻に基づき、次の通り授業を開始する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>運行再開時刻</th><th>授業実施時限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6：30まで</td><td>第1時限</td></tr> <tr> <td>10：00まで</td><td>第3時限</td></tr> <tr> <td>12：00まで</td><td>第4時限</td></tr> <tr> <td>15：00まで</td><td>第6時限</td></tr> </tbody> </table> 3 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。	運行再開時刻	授業実施時限	7：10まで	第1時限	11：00まで	第3時限	13：00まで	第4時限	16：00まで	第6時限	運行再開時刻	授業実施時限	6：30まで	第1時限	10：00まで	第3時限	12：00まで	第4時限	15：00まで	第6時限
運行再開時刻	授業実施時限																				
7：10まで	第1時限																				
11：00まで	第3時限																				
13：00まで	第4時限																				
16：00まで	第6時限																				
運行再開時刻	授業実施時限																				
6：30まで	第1時限																				
10：00まで	第3時限																				
12：00まで	第4時限																				
15：00まで	第6時限																				

びわこ・くさつキャンパスの場合

休講とする 場合	次のいずれかに該当する場合。 1 近江鉄道バス（南草津駅ーキャンパス間）が不通の場合。なお、16時30分の時点で運行を再開していない場合は全時限休講とする。 2 JR西日本（京都ー米原間）が不通の場合。なお、15時の時点で運行を再開していない場合は全時限休講とする。																		
交通機関の 運行再開に 伴う授業の 実施	1 JR西日本（京都ー米原間）が運行中または運行を再開し、近江鉄道バス（南草津駅ーキャンパス間）が運行を再開した場合は、近江鉄道バスの運行再開時刻に基づき、次の通り授業を開始する。 <table><tr><td>運行再開時刻</td><td colspan="2">授業実施時限</td></tr><tr><td></td><td>経済学部、スポーツ健康科学部、 経済学研究科、言語教育情報研 究科、スポーツ健康科学研究科</td><td>理工学部、情報理工学部、薬学部、 生命科学部、理工学研究科、情 報理工学研究科、生命科学研究 科、薬学研究科</td></tr><tr><td>7：30まで</td><td>第1時限</td><td>第1時限</td></tr><tr><td>11：30まで</td><td>第3時限</td><td>第5時限</td></tr><tr><td>13：30まで</td><td>第4時限</td><td>第7時限</td></tr><tr><td>16：30まで</td><td>第6時限</td><td>第11時限</td></tr></table>	運行再開時刻	授業実施時限			経済学部、スポーツ健康科学部、 経済学研究科、言語教育情報研 究科、スポーツ健康科学研究科	理工学部、情報理工学部、薬学部、 生命科学部、理工学研究科、情 報理工学研究科、生命科学研究 科、薬学研究科	7：30まで	第1時限	第1時限	11：30まで	第3時限	第5時限	13：30まで	第4時限	第7時限	16：30まで	第6時限	第11時限
運行再開時刻	授業実施時限																		
	経済学部、スポーツ健康科学部、 経済学研究科、言語教育情報研 究科、スポーツ健康科学研究科	理工学部、情報理工学部、薬学部、 生命科学部、理工学研究科、情 報理工学研究科、生命科学研究 科、薬学研究科																	
7：30まで	第1時限	第1時限																	
11：30まで	第3時限	第5時限																	
13：30まで	第4時限	第7時限																	
16：30まで	第6時限	第11時限																	
	2 近江鉄道バス（南草津駅ーキャンパス間）が運行中または運行を再開し、JR西日本（京 都ー米原間）が運行を再開した場合は、JR西日本の運行再開時刻に基づき、次の通 り授業を開始する。																		

大阪いばらきキャンパスの場合

2. 暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合の授業の取扱い

衣笠キャンパスおよび朱雀キャンパスの場合

	運行再開時刻	授業実施時限	
		経済学部、スポーツ健康科学部、経済学研究科、言語教育情報研究科、スポーツ健康科学研究科	理工学部、情報理工学部、薬学部、生命科学部、理工学研究科、情報理工学研究科、生命科学研究科、薬学研究科
	6：30まで	第1時限	第1時限
	10：00まで	第3時限	第5時限
	12：00まで	第4時限	第7時限
	15：00まで	第6時限	第11時限
3 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。			

休講とする 場合	次に該当する場合。なお、16時の時点で2交通機関の両者が運行を再開していない場合は全時限休講とする。	
	1 JR西日本（大阪―草津間）、阪急（梅田―河原町間）の2交通機関の両者が不通の場合。	
交通機関の 運行再開に 伴う授業の 実施	1 対象交通機関のいずれかが運行を再開した場合は、運行再開時刻にもとづき、次の通り授業を開始する。	
	運行再開時刻	授業実施時限
	7：10まで	第1時限
	11：00まで	第3時限
	13：00まで	第4時限
	16：00まで	第6時限
	2 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。	

暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合の授業の取扱いは、下表の通りとします。

休講とする場合	暴風警報または気象等に関する特別警報が京都市または京都・亀岡区域に発令された場合。なお、15時の時点で暴風警報または気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。	
暴風警報または気象等に関する特別警報解除に伴う授業の開始	1 暴風警報または気象等に関する特別警報が解除された場合は、次の基準で授業を開始する。	
	解除時刻	授業実施時限
	6：30まで	第1時限
	10：00まで	第3時限
	12：00まで	第4時限
	15：00まで	第6時限
	2 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。	

びわこ・くさつキャンパス
の場合

休講とする場合	暴風警報または気象等に関する特別警報が草津市または近江南部区域に発令された場合。なお、15時の時点で暴風警報または気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。			
暴風警報または気象等に関する特別警報解除に伴う授業の開始	1	暴風警報または気象等に関する特別警報が解除された場合は、次の基準で授業を開始する。		
		解除時刻	授業実施時限	
		経済学部、スポーツ健康科学部、経済学研究科、言語教育情報研究科、スポーツ健康科学研究科	理工学部、情報理工学部、薬学部、生命科学部、理工学研究科、情報理工学研究科、生命科学研究科、薬学研究科	
	6：30まで	第1時限	第1時限	
	10：00まで	第3時限	第5時限	
	12：00まで	第4時限	第7時限	
	15：00まで	第6時限	第11時限	
2 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。				

大阪いばらきキャンパスの
場合

休講とする 場合	暴風警報・気象等に関する特別警報が茨木市または北大阪区域に発令された場合。なお、15時の時点で暴風警報・気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。										
暴風警報または気象等に関する特別警報解除に伴う授業の開始	1 暴風警報・気象等に関する特別警報が解除された場合は、次の基準で授業を開始する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>解除時刻</th><th>授業実施時限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6：30まで</td><td>第1時限</td></tr> <tr> <td>10：00まで</td><td>第3時限</td></tr> <tr> <td>12：00まで</td><td>第4時限</td></tr> <tr> <td>15：00まで</td><td>第6時限</td></tr> </tbody> </table> 2 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。	解除時刻	授業実施時限	6：30まで	第1時限	10：00まで	第3時限	12：00まで	第4時限	15：00まで	第6時限
解除時刻	授業実施時限										
6：30まで	第1時限										
10：00まで	第3時限										
12：00まで	第4時限										
15：00まで	第6時限										

＜遠隔授業の取扱い＞

交通機関の不通または暴風警報または気象等に関する特別警報の発令により休講となった場合、遠隔授業は次のとおり取り扱う。

- (1) 遠隔授業の送信側キャンパスで休講が判断された場合は、全てのキャンパスで当該授業を休講とする。
- (2) いずれかの遠隔授業の受信側キャンパスで休講が判断された場合は、当該キャンパスのみ当該授業を休講とし、中継配信は行わない。なお、他の遠隔授業の受信側キャンパスでは通常通り授業を実施する。

大学からの各種連絡について

本学では、休講・補講、教室変更、定期試験・レポート試験の情報、各種ガイダンスの実施、学生呼び出しなどの諸連絡は、CAMPUS WEBを通じて連絡します。必ずこまめに確認してください。

なお、電話での問い合わせは受付していません。緊急時以外は電話での問い合わせは控えてください。

学修支援システム（manaba+R）における「安否確認システム」の機能について

本学では、2015年度より、大規模災害等の際学生のみなさんの安否を確認するため、学修支援システム（manaba+R）に「安否確認システム」の機能を追加し、運用を開始します。

各学生の学修支援システム（manaba+R）に、毎年度受講登録した授業科目とともに、「立命館大学安否確認連絡」というコースが表示されます。安否確認を行う際には、「立命館大学安否確認連絡」の出席カード機能を利用します。

万が一の大規模災害等で安否確認が必要となった場合は、大学より全学生に対してWebmail宛に「安否確認」のメールを配信しますので、安否確認の質問に回答してください。

学生のみなさんは、Webmailを日常的に使用しているメールアドレスへ転送設定をしてください。

Ⅲ. 産業社会学部での履修

カリキュラム表

科目分野			1回生		2回生		
			第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター	
教養科目	A群（教養基盤科目）	思想と人間	哲学と人間② 人間性と倫理② 論理と思考② 科学技術と倫理② ジェンダー論②				
		現代と文化	文化人類学入門② 文学と社会② 現代の教育② 世界の言語と文化② 映像と表現② 美と芸術の論理②				
		社会・経済と統治	現代社会と法② 市民と政治② 企業と社会② 日本国憲法② 国際化と法② 現代日本の政治② 現代の国際関係と日本②				
		世界の史的構成	歴史観の形成② エリアスタディ入門② 新しい日本史② 中国の国家と社会② 東アジアと朝鮮半島② ヨーロッパの歴史② アメリカの歴史② イスラム世界の多様性②				
		自然・科学と人類	科学的な見方・考え方② 宇宙科学② 地球科学② 生命科学（分子と生命）② 生命科学（生物と生態系）② 現代環境論② 科学と技術の歴史② 生命科学と倫理② 科学・技術と社会② 現代の科学技術②				
	B群（国際教養科目）	数理と情報	数理の世界② 情報の数理② 情報科学② 情報技術と社会② 統計学②				
		平和と民主主義	平和学入門② 現代の人権② 日本の近現代と立命館（1・2回生のみ）② 戦争の歴史と現在② 国際平和交流セミナー②				
		英語教養科目	Introduction to Law② Modern World History② Introduction to Politics② Japan and the West② Introduction to Economics② Introduction to Geography② Special Lecture② Introduction to Linguistics② Introduction to Anthropology②				
		海外留学科目	異文化理解セミナー				
	C群（社会で学ぶ自己形成科目）		地域参加学習入門② シチズンシップ・スタディーズⅠ② 現代社会のフィールドワーク②				
D群（スポーツ・健康科目）		スポーツの歴史と発展② スポーツと現代社会② スポーツのサイエンス② 現代人とヘルスケア② スポーツ方法実習Ⅰ① スポーツ方法実習Ⅱ①					
E群（学際総合科目）		教養ゼミナール② 特殊講義②					
	学部独自教養科目	数学入門② 理科入門Ⅰ② 理科入門Ⅱ②					
外国語	英語重視	英語Ⅰ② 英語3① ○○語・総合Ⅰ① ○○語・表現Ⅰ①	英語Ⅱ② 英語4① ○○語・総合Ⅱ① ○○語・表現Ⅱ①	英語5①	英語6①		
	初修重視	英語Ⅰ② ○○語・基礎② ○○語・表現Ⅰ①	英語Ⅱ② ○○語・展開② ○○語・表現Ⅱ①	○○語・応用Ⅰ①	○○語・応用Ⅱ①		
専門科目	学部共通専門科目		ボランティア入門②	専門特殊講義Ⅰ②	社会学理論② 社会学史② 現代史② 経済学理論② 社会経 ▲現代教育社会学② 企画研究② 専門特殊講義Ⅱ② 【UBC・JP】異文化間コミュニケーション④ 環太平洋研究④		
				《基礎社会学（後期）》②			
			【社会調査関連科目】 社会調査論② 社会統計学② 社会調査情報処理（社会調査士課程履修者のみ、後期）②	計量社会学② 質的調査論②			
			《情報リテラシーⅠ（1回生のみ、後期）》②	《情報リテラシーⅡ（1回生のみ、後期）》② 《ライティングリテラシー（1回生のみ、後期）》②			
			《基礎演習Ⅰ（1回生のみ、前期）》②	《基礎演習Ⅱ（1回生のみ、後期）》②	《プロジェクトスタディⅠA～C》（2回生のみ、前期）各②	《プロジェクトスタディⅡA～C》（2回生のみ、後期）各②	
			専門導入科目				
					現代社会専門特殊講義②④		
			《現代と社会（前期）》②	産業社会学（後期）② 環境論（後期）② 多文化共生論（後期）②	現代市民社会論② 国際社会論② 都市論②	家族社会学② 比較家族論② 比較政治論② 現代経済論② 社会学文化論② 現代文化論② 比較宗教論② 多文化コミュ 環境経済学② 資源エネルギー 居住環境デザイン論② 参加	
			専門導入科目				
			《現代とメディア（前期）》②	現代メディア史（後期）② メディア技術史（後期）②	メディア社会論② メディア文化論② ジャーナリズム論②	メディア社会専門特殊講義②④ メディア倫理② パブリック ニュース論② メディアアリテ 情報経済論② 広告表現論② スポーツメディア論② 表象文化論② マンガ文化論	
	専攻専門科目	現代社会専攻	現代社会共通領域	専門導入科目			
			社会形成領域	《現代と社会（前期）》②	産業社会学（後期）② 環境論（後期）② 多文化共生論（後期）②	現代市民社会論② 国際社会論② 都市論②	現代社会専門特殊講義②④ 家族社会学② 比較家族論② 比較政治論② 現代経済論② 社会学文化論② 現代文化論② 比較宗教論② 多文化コミュ 環境経済学② 資源エネルギー 居住環境デザイン論② 参加
			社会文化領域				
			環境社会領域				
		メディア社会専攻	メディア社会共通領域	専門導入科目			
			市民メディア領域	《現代とメディア（前期）》②	現代メディア史（後期）② メディア技術史（後期）②	メディア社会論② メディア文化論② ジャーナリズム論②	メディア社会専門特殊講義②④ メディア倫理② パブリック ニュース論② メディアアリテ 情報経済論② 広告表現論② スポーツメディア論② 表象文化論② マンガ文化論
			メディア社会領域				
			メディア文化領域				
		スポーツ社会専攻	スポーツ社会共通領域	専門導入科目			
			スポーツ文化領域	《現代とスポーツ（前期）》②	現代余暇論（後期）② ウェルネス論（後期）②	余暇の社会史② スポーツ文化論②	スポーツ社会専門特殊講義②④ 衛生学（公衆衛生を含む）②* スポーツ社会学② スポーツ スポーツ運動論② グローバ 【共通】 スポーツマネジメント 【公的セクター】 スポーツ政策 【市場セクター】 スポーツ産業 【ボランティアセクター】 スポ
	スポーツ文化領域						
	スポーツマネジメント領域						
	子ども社会専攻	子ども社会共通領域	専門導入科目				
		子どもと世界領域	《子どもと社会（前期）》②	▲子どもと教育の歴史（後期）② 現代学校教育論（後期）②	世界の子どもと学校② ▲現代教職概論②	子ども社会専門特殊講義②④ グローバル教育論② 子ども 子どもとまちづくり② 子 家族社会学② 自我論② 子 ▲子どもと学習活動② ▲学 学校制度と法規② 学校マネ ▲子どもの理解と指導② 臨床人間学②	
		子どもと現代社会領域					
		子どもと学校領域					
		子どもと発達領域					
		子どもと学習指導領域 （自由選択科目）					▲初等国語科教育法② ▲初等社会科教育法② ▲算数科教育 法② ▲初等理科教育法② ▲生活科教育法② ▲初等社会② ▲初等体育② ▲音楽Ⅰ② ▲図画工作② ▲家庭②
実習科目（卒業要件外）	▲介護等体験の研究① ▲初等教育実習の研究A①						
人間福祉専攻	専門導入科目						
	人間福祉共通領域	《現代と福祉（前期）》② ●心理学（前期）② ●社会福祉概論（前期）②	●老人福祉論（後期）② ●児童福祉論（後期）② ●障害者福祉論（後期）②	●公的扶助論② ●社会福祉援助技術論② ●ソーシャル 医療福祉論② 地域保健論② 福祉発達史② 社会福祉法制② 障害者教育・福祉論② 人間福祉専門特殊講義②④			
	福祉社会領域			●地域福祉論② 老年社会学② 福祉政策論② 臨床人間学② 国際NPO・NGO論② 国際福祉社会学② 国際福祉政策論②			
	人間発達領域			児童・青年心理学② 福祉臨床論② 心理臨床論② 家族関係論② 発達保障論② カウンセリング論② 人間コミュニケーション論②			
	福祉テクノロジー領域			●社会福祉調査論② ●福祉計画論② 福祉情報論② 障害者と ●医学一般② ●介護概論② 精神医学② 精神保健福祉論②			
	ソーシャルワーク科目			精神障害者の人権とくらし② 精神保健福祉の現状と課題② ●権利擁護と成年後見②			
	実習科目（卒業要件外）	●社会福祉援助技術実習指導Ⅰ②					
	自由選択科目	キャリア形成科目		キャリア形成特殊講義②			
産業社会学部英語副専攻							
		国内インターンシップ（専門）② 海外インターンシップ（専門）②					
		Academic EnglishⅠ② Academic EnglishⅡ① Academic Study Abroad Program④					
グローバル・フォーカス			国際社会入門② ◆多文化共生論②	国際セミナーⅠ②	国際セミナーⅡ②		
社会調査士			社会調査士Ⅰ（後期）②	社会調査士Ⅱ（前期）②	社会調査士Ⅲ（後期）②		
その他			情報リテラシーⅢ②	全学副専攻 異文化研究Ⅰ② 異文化研究Ⅱ②（選択）英語UBC・JP作文②			
他専攻科目	（科目省略）						
公務員進路プログラム	（科目省略）						

※《 》の科目は履修指定科目（全員履修をしなければならない科目。クラスを指定する。） ※◆：現代社会専攻を除く。
 ※▲：小学校免許取得必修教職科目 △：小学校免許取得選択教職科目
 ※○内は単位数

3 回生		4 回生		卒業要件単位数（最低必要単位数）	
第 5 セメスター		第 6 セメスター		第 7 セメスター	
宗教と社会②		メンタルヘルス②		第 8 セメスター	
観光学②		京都学②			
Kyoto and the Japanese Arts②		Introduction to Sociology②		Peace Studies Seminar②	
Introduction to Natural Science②		Peace Museum Seminar②			
全学インターンシップ②					
法実習Ⅱ①					
※初修外国語は、「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「スペイン語」、「朝鮮語」から選択				12単位	
経済学②		コミュニケーション理論②		現代政治論②	
		社会心理学②		産業技術論②	
		地域社会論②		●社会保障論②	
【専門特選講義Ⅲ②④】		外語講義②			
カナダ研究④					

※ 下線の付いている科目は複数の専攻・分野に配置をしているもの
 ※ ●：社会福祉士課程指定科目

卒業に必要な条件

1. 卒業に必要な条件

卒業する（学士の学位を得る）ためには、①4年以上在学し、かつ、②卒業に必要な単位124単位以上を修得することが必要です。

2. 卒業に必要な単位

科 目 分 野			卒業に必要な単位（最低必要単位数）		参照ページ	
教 養 科 目	A群（教養基盤科目）		12単位以上		合計 124 単位 以上	P.24
	B群（国際教養科目）		—			
	C群（社会で学ぶ自己形成科目）					
	D群（スポーツ・健康科目）					
	E群（学際総合科目）					
	学部独自教養科目					
外 国 語			12単位			P.29
専 門 科 目	学部共通専門科目		20単位以上		62 単位 以上	P.32
	専攻 専門 科目	専門導入科目	6 単位以上	42 単位 以上		P.34
		専門展開科目	36単位以上			
自由選択科目			自由選択科目は必修ではありません。			P.43

産業社会学部での履修について

1. 教養科目の理念

教養科目

立命館大学における教養教育は、各学部教学の理念と目標を尊重しつつ、学部専門教育とは質的に異なる知識の習得を求めるものです。すなわち教養教育は、各学部専門教育の知識体系と価値について、専門以外の幅広い分野から見直し、再考察するための価値観の習得を目指しています。そして幅広い教養と確固たる世界観を形成することによって、人生を生きてゆく上での指針ともなるような知性と知恵、そして価値観の獲得を目指しています。このような知的体系の習得と学部固有の専門教育とがあいまって、心身ともに均衡のとれた21世紀の地球市民を育成することを目的としています。

20世紀は、科学技術の革新と政治経済体制の劇的な変革が進行した世紀でしたが、その変革は継続しており、今世紀にも大きな変化が予想されています。学問の世界でも、人文・社会科学の諸分野のみでなく、自然科学分野でも知的体系の変化と革新が続いています。とりわけ、情報科学の進展は社会に大きな影響を与え始めました。教養教育は、こうした変革に対応するための広範な教養の獲得を目指しています。現代社会は複雑に再編され、価値観が多様化しています。このような社会にあっては、多様な課題領域を認識しうる能力や、問題発見能力の成長も促すべきです。これらの目的を達成するために、総合大学としての本学の優位性を発揮して、教養教育を実施します。

2. 分野構成

科 目		卒業要件	
教養科目	A 群（教養基盤科目）	12単位以上	20単位以上 （A 群より12単位以上）
	「思想と人間」		
	「現代と文化」		
	「社会・経済と統治」		
	「世界の史的構成」		
	「自然・科学と人類」		
	「数理と情報」		
	「平和と民主主義」		
	B 群（国際教養科目）	—	
	C 群（社会で学ぶ自己形成科目）		
	D 群（スポーツ・健康科目）		
	E 群（学際総合科目）		
学部独自教養科目			

3. A 群(教養基盤科目)

人類が創造し培ってきた知的体系や先端的な知識の獲得、現代的諸課題を多様な視点から幅広い教養と確かな人間観・世界観の構築とともに、諸課題に対する問題意識や問題解決のための発想力の涵養をめざした分野別基盤科目群です。「思想と人間」「現代と文化」「社会・経済と統治」「世界の史的構成」「自然・科学と人類」「数理と情報」「平和と民主主義」の7つの分野から成り立っています。

< A 群（教養基盤科目） >

分野	科目名	単位数	配当回生	備考
思想と人間	哲学と人間	2	1～	
	人間性と倫理	2	1～	
	論理と思考	2	1～	
	科学技術と倫理	2	1～	
	ジェンダー論	2	1～	
	宗教と社会	2	3～	
	メンタルヘルス	2	3～	
現代と文化	文化人類学入門	2	1～	
	文学と社会	2	1～	
	現代の教育	2	1～	
	世界の言語と文化	2	1～	
	映像と表現	2	1～	
	美と芸術の論理	2	1～	
	観光学	2	3～	
	京都学	2	3～	
社会・経済と統治	現代社会と法	2	1～	
	市民と政治	2	1～	
	企業と社会	2	1～	
	日本国憲法	2	1～	
	国際化と法	2	1～	
	現代日本の政治	2	1～	
	現代の国際関係と日本	2	1～	
	日本経済概説	2	1～	
	現代の世界経済	2	1～	
	現代の経営	2	1～	

分野	科目名	単位数	配当回生	備考
世界の史的構成	歴史観の形成	2	1～	
	エリアスタディ入門	2	1～	
	新しい日本史像	2	1～	
	中国の国家と社会	2	1～	
	東アジアと朝鮮半島	2	1～	
	ヨーロッパの歴史	2	1～	
	アメリカの歴史	2	1～	
	イスラーム世界の多様性	2	1～	
自然・科学と人類	科学的な見方・考え方	2	1～	
	宇宙科学	2	1～	
	地球科学	2	1～	
	生命科学（分子と生命）	2	1～	
	生命科学（生物と生態系）	2	1～	
	現代環境論	2	1～	
	科学と技術の歴史	2	1～	
	生命科学と倫理	2	1～	
	科学・技術と社会	2	1～	
	現代の科学技術	2	1～	
数理と情報	数理の世界	2	1～	
	情報の数理	2	1～	
	情報科学	2	1～	
	情報技術と社会	2	1～	
	統計学	2	1～	
平和と民主主義	平和学入門	2	1～	
	現代の人権	2	1～	
	日本の近現代と立命館	2	1・2のみ	
	戦争の歴史と現在	2	1～	
	国際平和交流セミナー	2	1～	

4. B群(国際教養科目)

グローバル化社会において必要となる異文化の相互理解の基礎となる科目群です。英語を授業言語とし人文・社会・自然科学の基礎的学びを通じた幅広い教養と確かな人間観・世界観の構築をめざす英語教養科目群、日本語を授業言語とし日本の人文・社会的学びを学修する外国人留学生向けに開講される「日本事情等に関する科目」、「異文化理解セミナー」などの海外留学科目によって構成されます。

<B群（国際教養科目）>

分野	科目名	単位数	配当回生	備考
英語教養科目	Introduction to Law	2	1～	
	Modern World History	2	1～	
	Introduction to Politics	2	1～	
	Japan and the West	2	1～	
	Introduction to Economics	2	1～	
	Kyoto and the Japanese Arts	2	1～	
	Introduction to Sociology	2	1～	
	Peace Studies Seminar	2	1～	
	Introduction to Geography	2	1～	
	Special Lecture	2	1～	重複受講可
	Introduction to Linguistics	2	1～	
	Introduction to Anthropology	2	1～	
	Introduction to Natural Science	2	1～	
	Peace Museum Seminar	2	1～	

・英語教養科目は科目・クラスにより履修条件（TOEFLなどのスコア）が異なります。詳細はシラバスまたは教養教育センターホームページ（CAMPUS WEBの『学びのサポート』）

5. C群（社会で学ぶ自己形成科目）

※国内インターンシップ（専門）、海外インターンシップ（専門）および全学インターンシップより2科目4単位を上限として履修可能。

6. D群（スポーツ・健康科目）

- から「教養教育」をクリック→「科目紹介（2012年度以降入学生）」で確認してください。
- ・「日本事情等に関する科目」は留学生のみが受講できます（「外国人留学生ハンドブック～履修編～」参照）。
- ・海外留学プログラムの一部の科目が教養科目B群科目として単位授与されます。詳細は募集要項で確認してください。

実社会に自ら参加することを通じて、現代社会で生きる上で大切なシチズンシップ（市民性）を学ぶ科目群です。単に経験するだけでなく、実社会の人々や受講生同士との対話や協働を通じて学んだ事柄の振り返り作業をしながら、倫理観や正義感・責任感を学習します。

【サービスマーケティング科目】

主にNPO・NGOや地域の市民団体、行政機関と共働して、まちづくり・伝統文化・地域福祉・環境保護・地域防災・災害復興などの身近な社会の課題や問題を地域の人々と一緒に考え、汗を流し、解決していくことを通じてシチズンシップを学ぶ科目です。この学び方の手法を「サービスマーケティング」といいます。地域の人々の生活リズムに寄り添いながら授業を行うため、時間割以外の活動期間があります。主体的に取り組み、新たな視野を得るきっかけとしてください。

詳細は、サービスマーケティングセンター（ボランティアセンター）ホームページで確認してください。（CAMPUS WEBの便利リンクから『ボランティアをする』をクリック。）

<C群（社会で学ぶ自己形成科目）>

科目名	単位数	配当回生	備考
地域参加学習入門	2	1～	
シチズンシップ・スタディーズⅠ	2	1～	
シチズンシップ・スタディーズⅡ	2	2～	
現代社会のフィールドワーク	2	1～	
ソーシャル・コラボレーション演習	2	2～	
全学インターンシップ	2	2～	サービスマーケティングセンター科目のインターンシップ※

スポーツに親しみ健康に関する意識を高めることは、若者の人間形成と健康づくりに重大な役割を果たします。この認識のもとに、スポーツ実践そのものを学びの対象とする実技科目と、スポーツを題材としたスポーツの歴史、スポーツの現代社会との関わり、スポーツの科学的な研究ならびに健康づくりを題材としたヘルスケア、地域コミュニケーションをテーマとする講義科目によって構成される科目群です。特に実習については、学部・回生を超えた組織・集団づくりを通じて、スポーツ技術やその知識、分析能力の習得のみならず集団に関する幅広い知識と分析能力の涵養をめざしています。

<D群（スポーツ・健康科目）>

科目名	単位数	配当回生	備考
スポーツの歴史と発展	2	1～	
スポーツと現代社会	2	1～	
スポーツのサイエンス	2	1～	
現代人とヘルスケア	2	1～	
スポーツ方法実習Ⅰ	1	1～	異なるグループ（A～D）から2クラス（2単位）まで履修可
スポーツ方法実習Ⅱ	1	1～	異なるグループ（A～D）から2クラス（2単位）まで履修可

【スポーツ方法実習について】

①履修方法

スポーツ方法実習は、抽選科目です。「スポーツ方法実習Ⅰ」と「スポーツ方法実習Ⅱ」では、それぞれ種目に応じて、A・B・C・Dの4つのグループに区分されています。

登録にあたり、履修できる条件が定められています。詳しくは、産業社会学部事務室で配布する登録要項等をよく確認してください。

②受講にあたって

初回授業のガイダンス、服装、用具、体育施設の利用等についてはシラバスで確認してください。

7. E 群 (学際総合科目)

現代社会に必要な課題をテーマとし、学際的総合的な知の構築をめざし、とりわけ学生の主体的な授業参加を重視する科目群です。既存の学問分野を超えた、また各分野にまたがるテーマで、講義だけでなくグループ学習などを取り入れた多様な授業方法で展開する参加型の授業をめざしています。現代的・学際的なトピックを扱う「特殊講義」、小集団での調査・研究・討議・発表などを通じて学生が主体となって学び合うことをめざす「教養ゼミナール」などから成り立っています。

<E 群 (学際総合科目)>

科目名	単位数	配当回生	備考
教養ゼミナール	2	1～	
ピア・サポート論	2	2～	
単位互換科目	1・2 または4	1～	重複受講可 詳細はP72～参照
特殊講義 (総合)	2	1～	※
特殊講義 (国の行政組織)	2	1・2のみ	※

※特殊講義の授業は年度により開講する授業・クラスに変更がありますので留意して下さい。

8. 学部独自教養科目

<学部独自教養科目>

科目名	単位数	配当回生	備考
数学入門	2	1～	子ども社会専攻小学校一種免許希望者のみ履修推奨科目
理科入門Ⅰ	2	1～	
理科入門Ⅱ	2	1～	

教養科目 (A～E 群) の分野の概要、科目概要・到達目標は教養教育センターホームページ (CAMPUS WEBの『学びのサポート』から「教養教育」をクリック→「科目紹介 (2012年度以降入学生)」) で確認してください。

外国語科目

1. はじめに

産業社会学部では、「英語」「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「朝鮮語」「スペイン語」の6言語を開講しています。このうち、「英語」とその他の外国語（初修外国語）の2言語を履修します。

どの初修外国語を履修するか、またいずれのコースで履修するかは入学時に既に決定しています。決定したコースと語種、および英語については入学時のプレイスメントテストによって、外国語は全てクラスが指定されます。掲示で確認の上、指定されたクラスで受講してください。決定したコース・語種は変更できません。

なお、初修外国語をすでに学習している学生が同じ初修外国語を継続して学びたい場合は、より高いレベルからスタートする「既修者対応プログラム」（31ページ参照）が用意されています。

※外国語学習についての詳細は「産業社会学部外国語学習ハンドブック」（入学時の新入生オリエンテーションにて配布）を参照してください。

2. 履修方法

<英語重視コース（英語 8 単位＋初修 4 単位 計12単位必修）>

1 回生前期 (第 1 セメスター)		1 回生後期 (第 2 セメスター)		2 回生前期 (第 3 セメスター)		2 回生後期 (第 4 セメスター)	
科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
英語 1	2	英語 2	2	英語 5	1	英語 6	1
英語 3	1	英語 4	1				
〇〇語・総合 I	1	〇〇語・総合 II	1				
〇〇語・表現 I	1	〇〇語・表現 II	1				

<初修重視コース（英語 4 単位＋初修 8 単位 計12単位必修）>

1 回生前期 (第 1 セメスター)		1 回生後期 (第 2 セメスター)		2 回生前期 (第 3 セメスター)		2 回生後期 (第 4 セメスター)	
科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
英語 1	2	英語 2	2				
〇〇語・基礎	2	〇〇語・展開	2	〇〇語・応用 I	1	〇〇語・応用 II	1
〇〇語・表現 I	1	〇〇語・表現 II	1				

3. 単位回復

英語の単位回復について

(1) 概要

英語の卒業要件単位数を充足していない場合、以下の「単位回復科目」を履修することにより、単位回復を行います（入学年度にかかわらず、全回生に適用されます）。これらの科目は受講登録制限単位数に含まれます。いずれも成績評価は合格の場合「C」、不合格の場合「F」となります。各科目の詳細についてはシラバスを確認してください。

【1 単位科目】

「英語読解演習 1（単位回復）」「英語読解演習 2（単位回復）」

「英語音声演習 1（単位回復）」「英語音声演習 2（単位回復）」

【2 単位科目】

「英語総合講義（単位回復）」

「英語特別講義（単位回復）」※重複履修可能

(2) 履修方法

未修得単位数に応じて、単位回復科目を組み合わせる履修します。ただし、以下の原則があります。

当該セメスターまでの 未修得単位数	当該セメスター以降に履修すべき単位回復科目	
	1 単位科目	2 単位科目
	英語読解演習 1 (単位回復) 英語読解演習 2 (単位回復) 英語音声演習 1 (単位回復) 英語音声演習 2 (単位回復)	英語総合講義 (単位回復) 英語特別講義 (単位回復)
1 単位	1 科目履修	履修しない
2 単位	履修しない	1 科目履修
3 単位	1 科目履修	1 科目履修
4 単位	履修しない	2 科目履修
5 単位	1 科目履修	2 科目履修
6 単位	履修しない	3 科目履修
7 単位	1 科目履修	3 科目履修
8 単位	履修しない	4 科目履修

※【2 単位科目】を履修する場合は、より基礎的な力が身につく「英語総合講義 (単位回復)」から優先的に履修してください。

※【2 単位科目】の「英語特別講義 (単位回復)」のみ重複履修 (過去に履修・単位修得済科目を再度履修すること) が可能です。

初修外国語の単位回復について

(1) 概要

初修外国語の卒業要件単位数を充足していない場合、以下の「単位回復科目」で単位回復を行います (入学年度にかかわらず、全回生に適用されます)。これらの科目は受講登録制限単位数に含まれます。いずれも成績評価は合格の場合「C」、不合格の場合「F」となります。各科目の詳細についてはシラバスを確認してください。

【1 単位科目】

「基本〇〇語 (単位回復)」【1 単位科目】※重複履修可能

【2 単位科目】

「〇〇語と文化Ⅰ (単位回復)」「〇〇語と文化Ⅱ (単位回復)」

「〇〇語と社会Ⅰ (単位回復)」「〇〇語と社会Ⅱ (単位回復)」

(2) 履修方法

未修得単位数に応じて、単位回復科目を組み合わせる履修します。ただし、以下の原則があります。

当該セメスターまでの 未修得単位数	当該セメスター以降に履修すべき単位回復科目	
	1 単位科目	2 単位科目
	基本〇〇語 (単位回復)	〇〇語と文化Ⅰ (単位回復) 〇〇語と文化Ⅱ (単位回復) 〇〇語と社会Ⅰ (単位回復) 〇〇語と社会Ⅱ (単位回復)
1 単位	1 科目履修	履修しない
2 単位	履修しない	1 科目履修
3 単位	1 科目履修	1 科目履修
4 単位	履修しない	2 科目履修
5 単位	1 科目履修	2 科目履修
6 単位	履修しない	3 科目履修
7 単位	1 科目履修	3 科目履修
8 単位	履修しない	4 科目履修

※「基本〇〇語 (単位回復)」のみ、重複履修 (過去に履修・単位修得済科目を再度履修すること) 可能です。

団体受験について

立命館大学では、正課授業の到達度検証の一環として、また主体的な外国語学習を支援するため、学内で年に数回、TOEFL ITP[®]とTOEIC[®] IPを実施しています。

TOEFL ITP[®]

TOEFL[®] (Test of English as a Foreign Language) は、英語を母国語としない人の英語能力を測る世界規模のテストです。TOEFL ITP[®]は、TOEFL[®]の過去問題を使用した団体受験の英語試験であり、そのスコアは、本学で実施している英語副専攻プログラムや各種留学プログラムへの応募に利用することができます。

TOEIC[®] IP

TOEIC[®] (Test of English for International Communication) は、英語によるコミュニケーション能力を幅広く評価する世界共通のテストです。TOEIC[®] IPは、TOEIC[®]の過去問題を使用した団体受験の英語試験です。近年の就職活動においては、エントリーシートにTOEIC[®]のスコアを記入する機会が増えているため、学内の受験機会を積極的に活用しましょう。

※実施日程等の詳細情報は、4月以降にCAMPUS WEBまたは言語教育センターのホームページで確認してください。

言語教育センターホームページ (CAMPUS WEBの便利リンクから「言語教育センター」をクリック)

4. 初修外国語・既修者対応プログラム

(1) 意義と目的

初修外国語・既修者対応プログラムは、高校の授業や海外生活などで既に初修外国語を学んだ人(既修者)が継続して学習できるよう設定しており、これまで培ってきた力を一層伸ばすことを目的としています。

このプログラムを受講する学生は、通常の正課初修外国語の科目に代えて既修者対応プログラム用の科目を履修し、初修外国語の卒業要件を満たしていくことになります。

(2) 対象言語

ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・朝鮮語

(3) 履修方法

産業社会学部の必修初修外国語科目(「〇〇語・基礎」…、「〇〇語Ⅰ」…等)を履修せず、下記の既修者用科目を、初修外国語必修科目として履修します。

	回生	セメスター	学部正課科目 (①②は単位数)	履修 単位数	既修者受講科目
初修重視	1回生	前期	〇〇語・基礎 ② 〇〇語・表現Ⅰ①	6単位	〇〇語 中級 コミュニケーションⅠ・Ⅱ 〇〇語 中級 表現読解Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ (4科目選択)
		後期	〇〇語・展開 ② 〇〇語・表現Ⅱ①		
	2回生	前期	〇〇語・応用Ⅰ①	2単位	〇〇語 上級 コミュニケーション 各科目 〇〇語 上級 表現読解 各科目
		後期	〇〇語・応用Ⅱ①		

※「初修重視コース」の学生のみ既修者対応プログラムを履修できます。

1. 学部共通専門科目

※ライティングリテラシーは
1 回生前期の定期試験期間
中に実施される「プレイス
メントテスト」の結果を踏
まえて受講するクラスが決
定されます。プレイスメン
トテストの成績上位者は
「ライティングリテラシー」
の受講が免除されますが、
希望者は上位クラスである
「発展クラス」の受講も可
能です。

(4) 単位未充足の場合

卒業要件単位数を充足していない場合、単位未修得の既修者対応プログラム科目を次年度に再度履修します。「初修外国語単位回復科目」で単位を充足することはできません。

(5) 副専攻の特別履修（既修者対応プログラムのアドヴァンストクラス）について

既修者対応プログラムの受講生は、申請により、プログラムで履修している言語の副専攻 2 年次配当科目（通常 3 回生が履修する科目）を 2 回生時から「特別履修」することができます。「全学副専攻」コースを履修するのではなく、既修者対応プログラムのアドヴァンストクラスとして、副専攻の科目を 1 単位から特別に受講できるものです。

1) 対象者

既修者対応プログラム受講者

2) 「衣笠副専攻」との違い

通常の副専攻……履修するコースを 16 単位以上修得した場合に限り、卒業必要単位として単位授与。

副専攻特別履修……1 単位から（8 単位以内）卒業必要単位として単位授与。

※自由選択科目で単位授与

3) 「副専攻特別履修」の申請時期

1 回生の 11 月頃の予定です。同時期に実施する説明会に参加の上、申請してください。

専門科目

産業社会学部での専門科目の学修、とりわけ各専攻での専門分野の学修の展開に向けて、学部共通の基礎力を体系的に養成することが、1 回生における導入期教育の目的です。学部共通専門科目に導入期教育科目群「さんしゃリテラシー」を置き、前期に「基礎演習Ⅰ」「情報リテラシーⅠ」の 2 科目、後期に「基礎演習Ⅱ」「情報リテラシーⅡ」「ライティングリテラシー」の 3 科目を配置し、1 回生が履修します。また、「基礎社会学」を学部共通コア科目として、後期に 1 回生全員が履修します。

学部共通専門科目は、産業社会学部で学ぶにあたって、所属専攻に関わらず、共通して学修すべき科目群です。履修指定科目を含め、できるだけ幅広く履修してください。

(1) 必要単位数

科 目	必要単位数
学部共通専門科目	20 単位以上

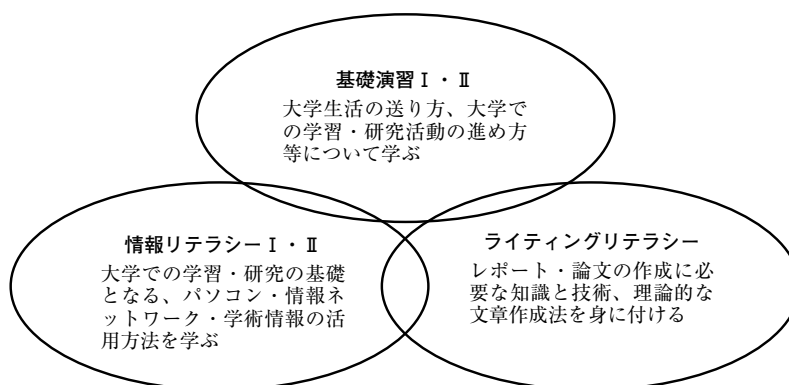
(2) 科目名

<さんしゃリテラシー>

科 目 名	単位数	配当回生	備 考
基礎演習Ⅰ	2	1 のみ（前期）	履修指定科目・クラス指定
基礎演習Ⅱ	2	1 のみ（後期）	
情報リテラシーⅠ	2	1 のみ（前期）	
情報リテラシーⅡ	2	1 のみ（後期）	
ライティングリテラシー※	2	1 のみ（後期）	

[さんしゃりテラシーとは]

大学で専門科目の学修をすすめるための基礎力をつける科目群です。1回生全員が履修します。



<共通>

科 目 名	単位数	配当 回生	備 考
基礎社会学	2	1～ (後期)	1回生は、履修指定科目・クラス指定
ボランティア入門	2	1～	
社会学理論	2	2～	
社会学史	2	2～	
現代史	2	2～	
経済学理論	2	2～	
社会経済学	2	2～	
コミュニケーション理論	2	2～	
現代政治論	2	2～	
社会心理学	2	2～	
産業技術論	2	2～	
地域社会論	2	2～	
社会保障論	2	2～	社会福祉士指定科目
現代教育社会論	2	2～	小学校一種免許状 必修科目
企画研究	2	2～	単年度1クラス、在学中6単位まで
専門特殊講義Ⅰ	2または4	1～	重複受講可
専門特殊講義Ⅱ	2または4	2～	重複受講可
専門特殊講義Ⅲ	2または4	3～	重複受講可
外書講読	2	3～	重複受講可

<社会調査関連科目>

産業社会学部において重視している「社会調査」を行ううえで必要な知識を得るための科目群です。専門演習・卒業研究において「社会調査」を実践していく場合は、これらの科目を学ぶことが重要となります。また、「社会調査士課程」に所属する場合は必修科目として位置づけられています（社会調査士課程については、該当ページ参照）。

科 目 名	単位数	配当 回生	備 考
社会調査論	2	1～	社会調査士課程科目
社会統計学	2	1～	社会調査士課程科目
社会調査情報処理	2	1～ (後期)	社会調査士課程科目 社会調査士課程履修者のみ履修可。
計量社会学	2	2～	社会調査士課程科目
質的調査論	2	2～	社会調査士課程科目

<プロジェクトスタディⅠ・Ⅱ>

「プロジェクトスタディⅠ・Ⅱ」は、2回生時に少人数クラスで学ぶ演習形式の科目です。産業社会学部の専門分野における基礎的な文献・資料の読解と的確な表現力をトレーニングすることで、広範で多様な学びの根底にあるアカデミックリーディングとアカデミックライティングの能力形成をめざします。「プロジェクトスタディⅠ・Ⅱ」の履修方法・手続は、1回生後期にお知らせします。

科 目 名	単位数	配当 回生	備 考
プロジェクトスタディⅠ	2	2のみ	履修指定科目・クラス指定 前期開講
プロジェクトスタディⅡ	2	2のみ	履修指定科目・クラス指定 後期開講

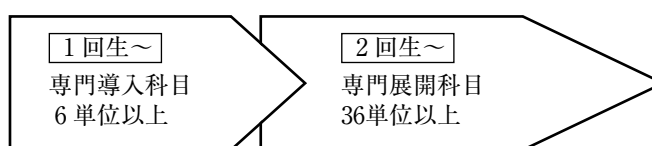
[4年間の小集団クラスでの学習の流れ]

産業社会学部では、大学での学習・研究活動の基礎を学ぶ「基礎演習」から、多様に設定された課題に取り組み主体的な学びの手法を獲得する「プロジェクトスタディ」、自分の研究テーマを深く探求し、「卒業論文」を完成させる「専門演習」「卒業研究」まで、4年間を通じて小集団クラスに所属し、学習できる場を設けています。

	1回生		2回生		3回生		4回生	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
導入	基礎演習Ⅰ	基礎演習Ⅱ						
展開			プロジェクトスタディⅠ	プロジェクトスタディⅡ				
専門					専門演習			
備考	クラス指定を行う。		テーマ希望申請の上、クラス指定を行う。		履修希望者は2回生時に「専門演習」の募集に応募する（選考の上、クラスが決定）。		卒業研究 (3回生「専門演習」と同クラス)	

2. 専攻専門科目

産業社会学部では、専門科目の学修を体系的に進めていけるように、各専攻の専門科目を「専門導入科目」と「専門展開科目」とに分けて配置しています。専門導入科目を学んでから専門展開科目を履修することを基本としつつ、各自の学習テーマや時間割の条件によって履修計画を立ててください。



(1) 必要単位数

科 目	必要単位数	
所属専攻の専門導入科目	6単位以上	計 42単位以上
所属専攻の専門展開科目	36単位以上	

(2) 履修方法

- ・各専攻のコア科目は、履修指定科目です。
- ・専門導入科目を履修してから、専門展開科目の履修に移行することががのぞましい（専門導入科目を履修しないと、専門展開科目が履修できないわけではありません）。
- ・他専攻科目の受講については、「他専攻科目の受講・ダブルメジャーについて」のページを参照してください。
- ・各専攻の「領域」とは、テーマごとに関連する科目を集めた「科目群」であり、卒業要件とは関係ありません。
- ・ゼミ（「専門演習」「卒業研究」）の履修により修得した単位は専門展開科目となります。

産業社会学部ゼミの詳細は2回生時の9月下旬実施予定のガイダンス時にお知らせします。

■ 現代社会専攻

< 専門導入科目 >

科 目 名	単位数	配当 回生	備 考	
現代と社会	2	1～	コア科目・履修指定科目・クラス指定・前期開講	※ 1
産業社会学	2	1～	後期開講	
環境論	2	1～	後期開講	
多文化共生論	2	1～	後期開講 グローバル・フォーカス1回生時履修指定科目	
現代市民社会論	2	2～		
国際社会論	2	2～		
都市論	2	2～		

※1 他専攻の学生は受講不可。(ただし2回生以降、ダブルメジャー履修申請完了者はコア科目を除いて履修できます。)

< 専門展開科目 >

分野	科 目 名	単位数	配当 回生	備 考
共通現代 領域社会	専門演習	4	3のみ	通年開講
	卒業研究	4	4のみ	通年開講
	現代社会専門特殊講義	2または4	2～	重複受講可
社会 形成 領域	家族社会学	2	2～	
	比較家族論	2	2～	
	労働社会学	2	2～	
	現代労働論	2	2～	
	キャリアデザイン論	2	2～	
	企業社会論	2	2～	
	社会階層論	2	2～	
	人口論	2	2～	
	社会ガバナンス論	2	2～	
	比較政治論	2	2～	
	現代経済論	2	2～	
	日本経済論	2	2～	
	アジア社会論	2	2～	
	国際社会政策論	2	2～	
	国際産業論	2	2～	
	国際援助論	2	2～	
	国際NPO・NGO論	2	2～	

分野	科目名	単位数	配当 回生	備 考
社会文化領域	社会文化論	2	2～	
	現代文化論	2	2～	
	社会思想	2	2～	
	社会病理学	2	2～	
	精神分析論	2	2～	
	社会倫理学	2	2～	
	自我論	2	2～	
	臨床社会学	2	2～	
	比較文化論	2	2～	
	比較ジェンダー論	2	2～	
	比較宗教論	2	2～	
	多文化コミュニケーション	2	2～	
	アジア文化論	2	2～	
	エスニシティ論	2	2～	
	言語文化論	2	2～	
	文化人類学	2	2～	
	生命倫理学	2	2～	
環境社会領域	環境経済学	2	2～	
	資源エネルギー論	2	2～	
	環境ライフスタイル論	2	2～	
	環境教育論	2	2～	
	国際環境政策論	2	2～	
	リスク社会論	2	2～	
	住民自治論	2	2～	
	都市政策論	2	2～	
	居住環境デザイン論	2	2～	
	参加のデザイン論	2	2～	
	NPO・NGO論	2	2～	
	環境形成論	2	2～	
	まちづくりと産業	2	2～	
	景観デザイン論	2	2～	

■メディア社会専攻

<専門導入科目>

科目名	単位数	配当 回生	備 考	
現代とメディア	2	1～	コア科目・履修指定科目・クラス指定・前期開講	※1
現代メディア史	2	1～	後期開講	
メディア技術史	2	1～	後期開講	
メディア社会論	2	2～		
メディア文化論	2	2～		
ジャーナリズム論	2	2～		

※1 他専攻の学生は受講不可。(ただし2回生以降、ダブルメジャー履修申請完了者はコア科目を除いて履修できます。)

<専門展開科目>

分野	科目名	単位数	配当 回生	備 考
会メ 共通 メディア 領域 社	専門演習	4	3のみ	通年開講
	卒業研究	4	4のみ	通年開講
	メディア社会専門特殊講義	2または4	2～	重複受講可

分野	科目名	単位数	配当 回生	備 考
市民メディア領域	メディア倫理	2	2～	
	パブリックアクセス論	2	2～	
	映像ジャーナリズム論	2	2～	
	コミュニティメディア論	2	2～	
	音声メディア論	2	2～	
	国際ジャーナリズム論	2	2～	
	ニュース論	2	2～	
	メディアリテラシー論	2	2～	
	子どもとメディア	2	2～	
メディア社会領域	情報経済論	2	2～	
	広告表現論	2	2～	
	広告論	2	2～	
	グローバルメディア論	2	2～	
	コミュニケーション政策論	2	2～	
	活字メディア論	2	2～	
	スポーツ変動論	2	2～	
	スポーツメディア論	2	2～	
メディア文化領域	表象文化論	2	2～	
	マンガ文化論	2	2～	
	広告文化論	2	2～	
	観光文化論	2	2～	
	映像表現論	2	2～	
	映画と社会	2	2～	
	映画芸術論	2	2～	
	伝統芸能論	2	2～	
	演劇論	2	2～	

■ スポーツ社会専攻

<専門導入科目>

科目名	単位数	配当 回生	備 考	
現代とスポーツ	2	1～	コア科目・履修指定科目・クラス指定 前期開講	※1
現代余暇論	2	1～	後期開講	
ウエルネス論	2	1～	後期開講	
余暇の社会史	2	2～		
スポーツ文化論	2	2～		

※1 他専攻の学生は受講不可。(ただし2回生以降、ダブルメジャー履修申請完了者はコア科目を除いて履修できます。)

<専門展開科目>

分野	科目名	単位数	配当 回生	備 考
スポーツ社会共通領域	専門演習	4	3のみ	通年開講
	卒業研究	4	4のみ	通年開講
	学校保健	2	2～	(小児保健、精神保健、学校安全及び救急措置を含む)
	スポーツ社会専門特殊講義	2または4	2～	重複受講可
	生理学(運動生理学を含む)	2	2～	教免「保健体育」履修者のみ履修可
	衛生学(公衆衛生を含む)	2	2～	教免「保健体育」履修者のみ履修可
	スポーツ心理学Ⅲ ※2	2	2～	教免「保健体育」履修者のみ履修可
	スポーツ心理学Ⅳ ※2	2	2～	教免「保健体育」履修者のみ履修可

※2 「スポーツ心理学Ⅲ・Ⅳ」「スポーツバイオメカニクスⅢ・Ⅳ」は、教免「保健体育」の取得希望者で、副専攻「スポーツ科学コース」を履修していない学生のみ、受講してください。

※2 前ページ参照

分野	科 目 名	単位数	配当 回生	備 考	
スポーツ社会共通領域	スポーツバイオメカニクスⅢ ※ 2	2	2 ～	教免「保健体育」履修者のみ履修可	
	スポーツバイオメカニクスⅣ ※ 2	2	2 ～	教免「保健体育」履修者のみ履修可	
	スポーツ教育論実習Ⅰ	1	2 ～	教免「保健体育」履修者のみ履修可	
	スポーツ教育論実習Ⅱ	1	2 ～	教免「保健体育」履修者のみ履修可	
	スポーツ教育論実習Ⅲ	1	2 ～	教免「保健体育」履修者のみ履修可	
	スポーツ教育論実習Ⅳ	1	2 ～	教免「保健体育」履修者のみ履修可	
スポーツ文化領域	スポーツ社会学	2	2 ～		
	スポーツ規範論	2	2 ～		
	スポーツ人類学	2	2 ～		
	スポーツ史	2	2 ～		
	比較スポーツ論	2	2 ～		
	武道論	2	2 ～		
	身体表現論	2	2 ～		
	スポーツ批評論	2	2 ～		
	スポーツ変動論	2	2 ～		
	グローバルスポーツ論	2	2 ～		
	スポーツとジェンダー	2	2 ～		
	子どもとスポーツ	2	2 ～		
スポーツマネジメント領域	共通	スポーツマネジメント論	2	2 ～	
		ヘルスマネジメント論	2	2 ～	
		地域スポーツ論	2	2 ～	
		スポーツ指導論	2	2 ～	
	セク タ ー	スポーツ政策論	2	2 ～	
		スポーツ行政論	2	2 ～	
		スポーツ法学	2	2 ～	
	セク タ ー	スポーツ産業論	2	2 ～	
		スポーツメディア論	2	2 ～	
	セク タ ー	スポーツボランティア論	2	2 ～	
		スポーツクラブ論	2	2 ～	
		障害者とスポーツ	2	2 ～	

■ 子ども社会専攻

* 子ども社会専攻の学生が、小学校一種免許状を取得する場合の履修方法は91ページ以降を確認してください。

< 専門導入科目 >

科目名	単位数	配当 回生	備 考	
子どもと社会	2	1～	コア科目・履修指定科目・クラス指定 前期開講	※3
子どもと教育の歴史	2	1～	小学校一種免許状 必修科目 後期開講	
現代学校教育論	2	1～	後期開講	
世界の子どもと学校	2	2～		
現代教職概論	2	2～	小学校一種免許状 必修科目	

※3 他専攻の学生は受講不可。(ただし2回生以降、ダブルメジャー履修申請完了者はコア科目を除いて履修できます。)

<専門展開科目>

分野	科目名	単位数	配当 回生	備 考
子ども社会 共通領域	専門演習	4	3のみ	通年開講
	卒業研究	4	4のみ	通年開講
	子ども社会専門特殊講義	2または4	2～	重複受講可
子どもと世界領域	グローバル教育論	2	2～	
	子どもと地球環境	2	2～	
	小学校英語教育研究	2	2～	子ども社会専攻生のみ履修可
	小学校英語授業研究	2	2～	子ども社会専攻生のみ履修可
	国際教育援助論	2	2～	
	比較市民教育論	2	2～	
子どもと現代社会領域	子どもとまちづくり	2	2～	
	子どもと非行	2	2～	
	メディアリテラシー論	2	2～	
	子どもとメディア	2	2～	
	マンガ文化論	2	2～	
	現代若者論	2	2～	
	生涯学習論	2	2～	
	生命倫理学	2	2～	
	家族社会学	2	2～	
	自我論	2	2～	
	子どもと遊び	2	2～	
	子どもとスポーツ	2	2～	
	身体表現論	2	2～	
	子どもと学習活動	2	2～	小学校一種免許状 必修科目
子どもと学校領域	学校カリキュラム論	2	2～	小学校一種免許状 必修科目
	特別活動・学級経営論	2	2～	小学校一種免許状 必修科目
	道徳教育論	2	2～	小学校一種免許状 必修科目
	学校文化・学校空間論	2	2～	「(教) 現代学校文化論」との重複受講不可
	スクールソーシャルワーク論	2	2～	
	学校制度と法規	2	2～	
	学校マネジメント論	2	2～	
	学校保健	2	2～	(小児保健、精神保健、学校安全及び救急措置を含む)
	子どもの理解と指導	2	2～	小学校一種免許状 必修科目
子どもと発達領域	学校カウンセリング論	2	2～	小学校一種免許状 必修科目
	児童・発達心理学	2	2～	小学校一種免許状 必修科目
	特別支援教育論	2	2～	
	ジェンダーと教育	2	2～	「(教) ジェンダー・家族・教育」との重複受講不可
	いのちの教育	2	2～	
	家族関係論	2	2～	
	臨床人間学	2	2～	

分野	科目名	単位数	配当 回生	備 考	
子どもと学習指導領域	初等国語科教育法	2	2～	小学校一種免許状 必修科目	自由選択科目授与。 小学校一種免許状取得 希望者のみ履修可
	初等社会科教育法	2	2～	小学校一種免許状 必修科目	
	算数科教育法	2	2～	小学校一種免許状 必修科目	
	初等理科教育法	2	2～	小学校一種免許状 必修科目	
	生活科教育法	2	2～	小学校一種免許状 必修科目	
	初等社会	2	2～	小学校一種免許状 必修科目	
	初等体育	2	2～	小学校一種免許状 必修科目	
	音楽Ⅰ	2	2～	小学校一種免許状 必修科目	
	図画工作	2	2～	小学校一種免許状 選択必修科目	
	家庭	2	2～	小学校一種免許状 選択必修科目	
	初等体育科教育法	2	3～	小学校一種免許状 必修科目	自由選択科目授与。 小学校一種免許状取得 希望者のみ履修可
	音楽科教育法	2	3～	小学校一種免許状 必修科目	
	家庭科教育法	2	3～	小学校一種免許状 必修科目	
	図画工作科教育法	2	3～	小学校一種免許状 必修科目	
	初等国語（書写を含む）	2	3～	小学校一種免許状 必修科目	
	算数	2	3～	小学校一種免許状 必修科目	
	初等理科	2	3～	小学校一種免許状 必修科目	
	音楽Ⅱ	2	3～	小学校一種免許状 選択必修科目	
	生活	2	3～	小学校一種免許状 選択必修科目	
実習科目	介護等体験の研究	1	2～	小学校一種免許状 必修科目	自由科目 小学校一種免許状取得 希望者のみ履修可
	介護等体験実習	1	3～	小学校一種免許状 必修科目	
	初等教育実習の研究A（事前指導）	1	2～	後期開講	
	初等教育実習の研究B（事前指導）	1	3～	通年開講	
	初等教育実習Ⅰ	2	3～	通年開講	
	初等教育実習Ⅱ （事後指導を含む）	2	4～	通年開講	
	初等教育実習Ⅲ （事後指導を含む）	4	4～	通年開講	
	教職実践演習（小学校）	2	4～	小学校一種免許状 必修科目	

■ 人間福祉専攻

<専門導入科目>

科目名	単位数	配当 回生	備 考	
現代と福祉	2	1～	コア科目・履修指定科目・クラス指定 前期開講	※1
心理学	2	1～	前期開講 社会福祉士指定科目	
社会福祉概論	2	1～	前期開講 社会福祉士指定科目	
老人福祉論	2	1～	社会福祉士指定科目	
児童福祉論	2	1～	社会福祉士指定科目	
障害者福祉論	2	1～	社会福祉士指定科目	

<専門展開科目>

分野	科目名	単位数	配当 回生	備 考
共通領域福祉	専門演習	4	3のみ	通年開講
	卒業研究	4	4のみ	通年開講
	人間福祉専門特殊講義	2または4	2～	重複受講可
	公的扶助論	2	2～	社会福祉士指定科目

※1 他専攻の学生は受講不可。（ただし2回生以降、ダブルメジャー履修申請完了者はコア科目を除いて履修できます。）

分野	科目名	単位数	配当 回生	備 考
人間福祉共通領域	社会福祉援助技術論	2	2～	社会福祉士指定科目
	ソーシャルワーク論	2	2～	社会福祉士指定科目
	臨床社会学	2	2～	
	福祉社会学	2	2～	
	ライフサイクル論	2	2～	
	司法福祉論	2	2～	社会福祉士指定科目
	医療福祉論	2	2～	社会福祉士指定科目
	地域保健論	2	2～	
	福祉発達史	2	2～	
	社会福祉法制	2	2～	
	福祉労働論	2	2～	
	アジアの福祉研究	2	2～	
	国際保健医療政策研究	2	2～	
	特別支援教育論	2	2～	
	障害者教育・福祉論	2	2～	
福祉社会領域	地域福祉論	2	2～	社会福祉士指定科目
	老年社会学	2	2～	
	福祉政策論	2	2～	
	臨床人間学	2	2～	
	NPO・NGO論	2	2～	
	福祉行財政論	2	2～	社会福祉士指定科目
	福祉産業論	2	2～	
	福祉経営論	2	2～	社会福祉士指定科目
	コミュニティケア論	2	2～	
	国際NPO・NGO論	2	2～	
	国際福祉社会論	2	2～	
	国際福祉政策論	2	2～	
人間発達領域	児童・青年心理学	2	2～	
	福祉臨床論	2	2～	
	心理臨床論	2	2～	
	家族関係論	2	2～	
	発達障害論	2	2～	
	乳幼児心理学	2	2～	
	障害者とスポーツ	2	2～	
	心理検査法	2	2～	
	人間発達論	2	2～	
	発達保障論	2	2～	
	カウンセリング論	2	2～	
	人間コミュニケーション論	2	2～	
	スクールソーシャルワーク論	2	2～	
	社会福祉調査論	2	2～	社会福祉士指定科目
福祉テクノロジー領域	福祉計画論	2	2～	社会福祉士指定科目
	福祉情報論	2	2～	
	障害者とコミュニケーション	2	2～	
	バリアフリー論	2	2～	
	福祉住環境論	2	2～	
	リハビリテーション論	2	2～	
ワーカー目録	医学一般	2	2～	社会福祉士指定科目
	介護概論	2	2～	社会福祉士指定科目
	権利擁護と成年後見	2	2～	社会福祉士指定科目
	精神医学	2	2～	
	精神保健福祉論	2	2～	

分野	科目名	単位数	配当 回生	備 考
ソーシャルワーク科目	精神保健学	2	2～	
	精神障害リハビリテーション論	2	2～	
	臨床精神医学	2	2～	
	精神障害者の人権とくらし	2	2～	
	精神保健福祉の現状と課題	2	2～	
	応用精神保健学	2	2～	
	精神科リハビリテーション学	2	2～	
	精神保健福祉援助技術各論	2	2～	
	精神保健福祉コミュニティワーク	2	3～	
実習科目	社会福祉援助技術実習指導Ⅰ	2	2～	後期開講 社会福祉士指定科目
	社会福祉援助技術実習指導Ⅱ	2	3～	前期開講 社会福祉士指定科目
	社会福祉援助技術実習指導Ⅲ	2	3～	後期開講 社会福祉士指定科目
	社会福祉援助技術演習Ⅰ	4	3～	通年 社会福祉士指定科目
	社会福祉援助技術演習Ⅱ	4	4～	通年 社会福祉士指定科目
	社会福祉援助技術演習Ⅲ	2	3～	前期 社会福祉士指定科目
	社会福祉援助技術現場実習	4	3～	夏期集中 社会福祉士指定科目

社会福祉士課程履修者のみ履修可
自由科目

他専攻科目の受講・ダブルメジャーについて

現代社会学科には5専攻があり、現代社会に関わる幅広い教学をそなえています。所属専攻での履修を柱としつつも、みなさんの興味関心や研究テーマにそった学修を進める際には、所属専攻の科目だけでなく、関連する他専攻の科目も履修することによってより深く幅広い学修が可能となるでしょう。また、所属専攻の扱うテーマと他専攻の扱うテーマを組み合わせることによって、様々な研究テーマを生み出すことも可能です。このように専攻を横断して履修することを「クロスオーバーラーニング」とよび、産業社会学部の学びの特徴として位置づけています。

さらに、単に専攻を横断して学ぶだけでなく、所属専攻に加えてもう一つの専攻を選び、両方の専門分野を学ぶことを「ダブルメジャー」といいます。所属専攻以外のいずれか一つの専攻の科目を20単位以上修得した場合には、「ダブルメジャー」修了認定をします。

1. 受講上の注意

※他専攻科目はそれぞれの科目の配当回生において受講できます。

※原則として、以下の科目を除き、他専攻受講が可能です。

- ・各専攻の専門導入科目（ただし、ダブルメジャー履修学生は、コア科目を除いたサブメジャー専攻の専門導入科目を受講可能です。）
- ・各種資格課程履修者しか受講できない科目
- ・自分の所属専攻でも開講されている科目（所属専攻と他専攻で同一科目が開講されている場合は、所属専攻の科目としてしか履修できません。）
- ・その他、各専攻が定める科目

2. 履修方法

所属専攻の科目に加え、所属専攻以外に履修を希望する専攻（以下、サブメジャー専攻）の専門科目を20単位以上（うち、専門導入科目2単位以上）修得した場合に、「ダブルメジャー」修了認定をします。

詳しい履修方法は、「ダブルメジャー履修制度」55ページ以降を確認してください。

1. 自由選択科目とは

自由選択科目

卒業するためには、教養科目や外国語、専門科目のなかから最低必要単位数を修得しなければなりません。卒業要件単位数124単位までには、なお30単位の修得が必要となります。この30単位については外国語以外の各分野から自由に修得することができます。また、ダブルメジャーをめざす場合や他専攻科目を受講した場合も、この30単位のうちで単位授与されます。

自由 選択 科目	30単位の修得方法	
	教養科目	⇒ 20単位を越えた単位
	学部共通専門科目	⇒ 20単位を越えた単位
	専攻専門導入科目	⇒ 6単位を越えた単位
	専攻専門展開科目	⇒ 36単位を越えた単位
	自由選択科目として授与される科目	⇒ 修得単位をそのまま充当

2. 自由選択科目として授与される科目

①他専攻科目（ダブルメジャー履修科目） 55ページ以降参照

② キャリア形成科目

科 目 名	単位数	配当 回生	備 考
キャリア形成特殊講義	2	クラスにより異なる※1	複数クラス開講 ※1 クラスにより内容が異なる。重複受講可（ただし、同一副題科目の重複受講は避けること）
国内インターンシップ（専門）	2 または 4	2～	協定型インターンシップA、協定型インターンシップBの履修科目 ※2
海外インターンシップ（専門）	2 または 4	2～	
コーオプ演習	2	3～	—

※1 キャリア形成特殊講義の配当回生・内容等、詳細は、時間割およびシラバスで確認してください。

※2 国内インターンシップ（専門）、海外インターンシップ（専門）および全学インターンシップより2科目4単位を上限として履修可能

③産業社会学部英語副専攻 46ページ以降参照

④グローバル・フォーカス 51ページ以降参照

科 目 名	単位数	配当 回生	備 考
国際社会入門	2	1～ (後期)	1 回生時履修指定科目 1 回生時に修得できなかった場合、 2 回生以降の履修が可能
多文化共生論	2	1～ (後期)	1 回生時履修指定科目（現代社会専攻所属学生は専門導入科目として算入。他専攻の学生は自由選択科目） 1 回生時に修得できなかった場合、 2 回生以降の履修が可能 ※3
国際セミナーⅠ	2	2のみ (前期)	2 回生時履修指定科目・クラス指定
国際セミナーⅡ	2	2のみ (後期)	

※3 現代社会専攻所属以外の学生で現代社会専攻ダブルメジャー申請完了者（2回生以上）は、同専攻専門導入科目として履修可能

⑤初修外国語高度化科目

科 目 名	単位数	配当 回生	備 考
異文化研究Ⅰ	2	2～	前期開講
異文化研究Ⅱ	2	2～	後期開講

⑥選択外国語科目

科 目 名	単位数	配当 回生	備 考
英語UBC・JP作文	2	2～	

⑦社会調査士課程科目のうち下表の科目 57ページ以降参照

科 目 名	単位数	配当 回生	備 考
社会調査士Ⅰ	2	1のみ	後期開講、社会調査士課程履修者のみ受講可
社会調査士Ⅱ	2	2のみ	前期開講、社会調査士課程履修者のみ受講可
社会調査士Ⅲ	2	2のみ	後期開講、社会調査士課程履修者のみ受講可

⑧情報リテラシー

科 目 名	単位数	配当 回生	備 考
情報リテラシーⅢ	2	1～	重複受講可（ただし、同一内容の クラスの重複受講は避けること）※1

※1 6単位まで要卒単位として算入可能。6単位を超えて修得した単位は要卒単位に含まれません。

⑨公務員進路プログラム 71ページ参照

⑩他学部受講科目（20単位まで） 73ページ参照

⑪全学副専攻 68ページ以降参照

自由科目

自由科目として修得した単位は、卒業に必要な単位には含まれません。また、受講登録制限単位数にも含まれません。

科 目 名	単位数	配当 回生	備 考
特殊講義（アスリート） アスリートのためのアカデミック・スキルズ	2	1のみ	指定学生のみ

Ⅳ. 産業社会学部の特徴ある学び

1 産業社会学部英語副専攻

副専攻とは

副専攻には、全学で開講されるものと産業社会学部独自に開講されるものがあります。共通の問題関心を持つ学生とともに学ぶ場となるので、広い視野を養うことが期待できます。

産業社会学部英語副専攻とは

産業社会学部英語副専攻とは、英語教育と学部専門教育を連携させたカリキュラムに基づき、英語運用能力と学部の専門的知識・技能を同時に高め、国際的な進路・交流のための力をつけることをめざすプログラムです。同時に、学部4回生で社会学研究科への進学を希望する学生が高度な英語力を身に付けられるよう、特にライティングとリーディングに重点をおいた教育も行います。設置科目は「英語の基礎的総合的運用能力を発展させるための科目」(A群)、「社会学関連の専門知識に関する講義科目」(B群)、および「海外研修科目」(C群)から構成され、講義はすべて英語で行われます。

プログラム修了時、TOEIC® 730点(TOEFL® 550点)以上の英語運用能力を修得することを目標とします。同時に、社会学関連の専門知識を幅広く英語で学び、英語で調査研究する力や発信する力をつけます。

プログラムを修了した学生の進路としては、本学の大学院進学だけでなく、海外大学(院)留学、NPO/NGOや国際機関での活動、国内諸機関での国際マネジメントの分野での活躍などが期待されます。

履修について

1. カリキュラム

- ① 学部英語副専攻は、2回生前期から始まり、授業は全て英語で行われます。
- ② 学部英語副専攻の科目は、受講登録制限単位に含みます。
- ③ 再履修クラスは設置されません。単位を修得できなかった場合は、再び同一科目または未修得の別科目を履修してください。

科目名	配当回生	単位	備考
《A群：英語の基礎的総合的運用能力を发展させるための科目》			
Academic English I	2回生前期	2単位	自由選択科目 履修指定科目（クラス指定）
Academic English II	2回生前期	1単位	自由選択科目 履修指定科目（クラス指定）
Academic English III	2回生後期	1単位	自由選択科目 履修指定科目（クラス指定）
Academic English IV	2回生後期	2単位	自由選択科目 履修指定科目（クラス指定）
Academic English V	2回生後期	2単位	自由選択科目 履修指定科目（クラス指定）
《B群：社会学関連の専門知識に関する講義科目》			
Critical Reading	3回生	2単位	自由選択科目（クラス指定）
Cultural Studies	3回生	2単位	自由選択科目（クラス指定）
Language and Society	3回生	2単位	自由選択科目（クラス指定）
Comparative Society	3回生	2単位	自由選択科目（クラス指定）
Global Issues	3回生	2単位	自由選択科目（クラス指定）
Issues of Democracy	3回生	2単位	自由選択科目（クラス指定）
《C群：海外研修科目》			
Study Abroad Program	2回生	4単位	夏期休暇中に留学を実施 3回生以上での履修も可
異文化理解セミナー	2回生	2単位	「2. 単位認定 (1) 異文化理解セミナー」参照

	1回生後期	2回生前期	2回生後期	3回生～
英語副専攻		Academic English I Academic English II	Academic English III Academic English IV Academic English V	→未修得の場合、 再履修可能
				Critical Reading Cultural Studies Language and Society Comparative Society Global Issues Issues of Democracy
		Study Abroad Program 異文化理解セミナー		

2. 単位認定

学部英語副専攻は、16単位以上20単位までが自由選択科目に認定されます。16単位以上を修得してはじめて卒業要件単位として認定されます（パッケージ認定）。修得単位が16単位未満の場合、または20単位を超えて修得した単位は「自由科目」となり、卒業要件単位に含まれません。

また、学部英語副専攻の履修開始後に次の留学プログラムで修得した単位は、申請に基づき学部英語副専攻の単位として認定されます。単位認定を希望する場合は産業社会学部事務室に申告してください。

(1) 異文化理解セミナー

2回生以降に参加した英語圏への「異文化理解セミナー」は、学部英語副専攻のC群の修得単位として授与されます（科目名「異文化理解セミナー」（2単位））。

「異文化理解セミナー」と「Study Abroad Program」の両科目を受講することも可能です。

なお、「異文化理解セミナー」が英語副専攻で単位認定されるのは卒業までに1回限りです。

(2) 英語圏への交換留学または個別合意に基づく留学・UBC-JPの正規開講科目

英語圏への交換留学または個別合意に基づく留学で修得した単位、およびUBC-JPの正規開講科目を履修して修得した単位は、12単位を上限に学部英語副専攻の単位として認定されます。

3. 科目概要

Academic English I

社会科学において必要な語彙を習得し、TOEFL 500点取得を目標としたリーディング、ライティング、スタディースキルの授業を行う。具体的には、リーディングでは skimming & scanning、critical reading、speed reading、ライティングでは要約や設問への応答、スタディースキルではリーディングでのnote-taking、語彙力、未知語処理についてそれぞれ習得する。

Academic English II

社会科学において必要な語彙を習得し、TOEFL 500点取得を目標としたスピーキング、リスニング、スタディースキルの授業を行う。具体的には、スピーキングでは口頭発表、意見交換、非言語コミュニケーション、インタビュー、リスニングでは内容予測、文脈による理解、推論、スタディースキルではリスニングでのnote-takingをそれぞれ習得する。

Academic English III

個人学習、並びにグループワークの両方の作業を通じて、インターネット、図書館など各種のデータベースを利用しながら、基本的なリサーチスキルを習得することを目的とする。

Academic English IV

アカデミックライティングとリサーチスキルを習得するため、ライティングのプロセスを学ぶ。具体的には、プレライティング、引用文献からのパラフレーズや要約、アウトライン、下書き、校正を行う。受講生は、ロングエッセー（1500－2000語）1本またはショートエッセー（750－1000語）2本のどちらかを提出する。

Academic English V

この科目の目標は、ディベートの形式を踏まえて、受講生が自分の意見を英語で明確に発言する能力を養成することである。ディベートに必要な語彙力、表現力、スピーチの論理的な構成の方法等を習得する。こうしたスキルを生かして様々な社会問題をテーマに取り上げ、授業では英語で討議する。

Critical Reading

現代の国際（化された）社会で活躍するには、世界でも優勢な一神教思想を理解することが重要である。従ってこの科目では、一神教思想（キリスト教・イスラム教・ユダヤ教等）と関わる「現代社会の諸問題」について書かれた文献やメディアを客観的・批判的に読解しながら考察する。

Cultural Studies

文化に関する問題領域、たとえば人種とエスニシティ、マイノリティ、ジェンダー、セクシュアリティなどを、文化とさまざまなメディアにおけるアイデンティティ表象の観点から考察する。その際、西欧と非西欧、言説と権力、表象とステレオタイプ、コロニアリズム、ポストコロニアリズム、フェミニズム、グローバリゼーションなどに関する文化研究の理論を学びながら、諸問題を考察する。

Language and Society

言語と社会階級、言語と地理、言語と教育、言語と性、言語とメディア、言語と政治、言語と民族といった言語及びコミュニケーションに関する問題を通して、言語の本質に迫ると共に、私たちの属する社会と言語の関係を考察する。

Comparative Society

2つ、またはいくつかの社会を比較の対象とし、それぞれの社会の制度、システム、構造と同時に社会的規範について比較する。様々なメディア（新聞、雑誌、広告、テレビ番組、映画など）の分析を通して、メディア・リテラシーの力を身につけるとともに、英語圏の国々の社会・文化のあり方を日本と比較しながら考察する。

Global Issues

21世紀に突入しても国際比較データをみる限り、貧困の差は以前と存在する。領土や資源の取り合いがもたらす戦争と紛争、貧困がもたらす女性と子どもの現状を、国際比較の視点からデータの分析と解釈を行う。

Issues of Democracy

現代社会を理解するための基本的概念である民主主義について、その定義、確立方法、個人の人権との関係、グローバル時代の民主主義のあり方について学ぶ。

Study Abroad Program (SAP：英語副専攻海外研修プログラム)

1・2回生での必修英語で学んだ総合的英語運用能力を基礎に、産業社会学部でさまざまな専門分野を学ぶ学生の関心と必要に応じた短期集中プログラムを通じて、専門領域でも役立つ英語運用能力をさらに向上させるとともに、現地での講義、リサーチ・プロジェクトやフィールドトリップなどを通して、ホスト国オーストラリアの社会、歴史、文化についての理解を深める。※後述「Study Abroad Programについて」を参照。

応募等について

1. 応募要件

(1) 対象者

産業社会学部の2015年度入学生（2016年度2回生）が対象です。ただし、英語を母語とする留学生は応募できません。

（注1）学部英語副専攻と全学副専攻を重複して受講することはできません。

（注2）子ども社会専攻学生で小学校免許課程を履修する学生は、4年間での卒業計画と毎年の受講登録制限単位数に関わって英語副専攻科目を履修することが困難です。両課程とも、履修しなければならない科目が2, 3回生に集中しており、履修する場合は卒業に必要な単位124単位を超えることが必要となります。

(2) 英語運用能力

TOEIC® 450点以上またはTOEFL® 450点（CBT=133点）を取得していること*、かつ、12月に行われるTOEIC団体受験を受験することを条件とします。

なお、応募にあたっては、1回生前期の英語科目の成績が少なくとも1つは「B」またはそれより高く、かつ「F」のないことが原則として求められます。

※TOEIC® IP及びTOEFL ITP®での応募も認めます。

※応募の際は、英語運用能力を証明できる書類（TOEFL®・TOEIC®スコア等）のコピーを提出する必要があります。

2. 募集定員と選考方法

(1) 募集定員

80名

(2) 募集時期

1回生7月・12月（予定）

(3) 選考方法

志望理由書の内容と英語能力に基づき選考を行います。なお、必要に応じて面談を実施する場合があります。

選考結果の公表については、募集要項を確認してください。

3. 国際教育履修モデル「グローバル・フォーカス」

産業社会学部では、学部英語副専攻受講者のみを対象とした国際教育履修モデル「グローバル・フォーカス」を提供しています。

詳細は51ページからの「2 国際教育履修モデル『グローバル・フォーカス』」の項を確認してください。

Study Abroad Programについて

1. プログラムの目的
必修英語の履修を通じて学んできた総合的英語運用能力を基礎に、産業社会学部でさまざまな専門分野を学ぶ学生の関心と必要に応じた短期集中特別プログラムを通じて、専門領域でも役立つ英語運用能力をさらに向上させるとともに、フィールドトリップや講義を通して派遣先の国の社会、歴史、文化についての理解を深めます。
2. 募集対象
学部英語副専攻履修生でTOEIC® IP 450点またはTOEFL ITP® 450点（iBT=45点、CBT=133点）以上を取得した者
※ただし、定員に満たない場合は、TOEIC® IP 450点またはTOEFL ITP® 450点（iBT=45点、CBT=133点）以上取得を条件に、学部英語副専攻履修者以外を対象に募集する場合があります。
3. 定員
15名以上32名まで ※15名未満の場合は実施されません。
4. 実施期間
夏期休暇中の5週間（8月から9月）に留学を実施します。留学のほかに前期に事前授業を、後期に事後授業を実施します。
5. 留学先
University of Southern Queensland (USQ)（オーストラリア・クイーンズランド州）
6. 受講登録制限単位数との関わり
「Study Abroad Program」は、年間受講登録制限単位数に含まれません。
7. 費用
55万円程度
費用に含まれるもの：授業料、宿泊費（ホームステイ代）、渡航費用、食事代（朝・昼・夜）、通学交通費、フィールドトリップ・小旅行代
（注1）渡航手続きに関する費用（パスポート・ビザの取得）、派遣先での個人行動費、日本国内の交通費等が別途必要です。
（注2）参加人数によって費用は若干の変更がある場合があります。
8. プログラム内容
 - （1）概 要
20時間の英語スキルトレーニング、60時間の講義、フィールドトリップ、小旅行からなる研修
 - （2）講 義
オーストラリアの歴史、社会福祉、児童福祉、家族問題、高齢者福祉、青少年問題、多文化社会における文化的問題等
 - （3）フィールドトリップ（例）
 - ① Garden Settlement, Blue Care Community（老人福祉施設）
Toowoomba市は暮らしやすい地域で、定年後にToowoombaに引っ越してくる高齢者が少なくありません。市内には老人ホーム等の福祉施設が非常に多く、それらの1つのBlue Care Communityの入所者は、軽度の福祉サービスとセラピーを受けながら、なるべく自立して生活しています。Study Abroad Program参加者は、施設のスタッフの講義を受けた後、Blue Care Communityを訪問し、英語で日本文化の紹介などをして入所者と交流をします。
 - ② Meals on Wheels（食事宅配サービス）
このサービスは、自分で調理が困難である高齢者の自宅へ食事をボランティアが配達するというもので、Toowoomba周辺で毎日約400食を宅配しています。研修参加者は、まずMeals on Wheelsのコーディネーターの講義を受け、食事宅配サービスの歴史・経営などについて学んでから、配達スタッフとともに宅配サービスの体験を行います。
 - ③ その他
 - ・ Mirambeena Childcare Centre（ミランビーナ保育園）
 - ・ Toowoomba Base Hospital（トゥウーンバ公立病院）
 - ・ ABCラジオ放送局 等

2 国際教育履修モデル「グローバル・フォーカス」

グローバル・フォーカスの概要

1. グローバル・フォーカスとは

グローバル・フォーカスは、国内外で起きている社会的諸問題について国際的な視点から学ぶことを目指す学生の皆さんを対象に、産業社会学部が提示する国際教育履修モデルです。学部英語副専攻をベースとして、履修指定科目（4科目）を履修します。また、これに加えて、選択履修科目として、「国際教育履修推奨科目群」と「海外短期研修プログラム」の履修を推奨しています。

グローバルな社会的な課題に焦点（フォーカス）をあてて学び、考え、実践することで、将来、世界のさまざまな場面で活躍できる人材に自分自身を成長させるための学びの旅を始めましょう。

産業社会学部では、現代社会の中で注目を集め、踏み込んで考えるべき課題をさまざまな角度から学ぶことができます。環境、労働、福祉、まちづくり、子どもを中心とする教育、スポーツ、コミュニケーション、さらに思想、宗教、政治などにまでおよぶ幅広い分野で、教育・研究を続ける層の厚い教授たちが皆さんの国際的な学びの広がりをサポートしてくれます。

社会学を基盤とした「産社集合知」にもとづく「グローバル・フォーカス」の学びでは、国内はもとより世界各地で起きているさまざまな課題・問題を意識化していきます。加えて、産業社会学部の強みである「アクティブ・ラーニング」により、学生の皆さんが地域社会等と連携して、実践的に国際的な諸課題に向き合うことを可能とします。

2. 人材育成目標

私たちは、不可避的に進むグローバル化社会を生きています。たとえば、グローバルに進行する情報革命は、ビジネスや教育・文化などあらゆる側面で、世界の結びつきをより強くしていることが実感できますし、身近なところでは、世界のさまざまな国・地域からの人と交流したり文物に触れたりすることが可能になってきました。しかし、グローバル化が進めば、それに伴ういろいろな摩擦や新たな問題も起きてきます。そうした状況に対応するには、より広い視野で物事を見て考え、分析し、行動していくことが必要になります。グローバル化がますます進行する社会においては、従来にも増して、ボーダレスな感覚を持って、人間の尊厳を尊重しながら、広く社会と連携して実践的な諸課題に向き合う力を備えた人材が求められているのです。

グローバル・フォーカスでは、このような人材育成を目標に、（１）グローバルな知識・視点を獲得し、（２）国際的な学びを志向する仲間たちとともに、英語を活用して各自の専門に即した国際的研究を行い、（３）海外等をフィールドとした実践的な学びを進めます。ことば、文化、国境に左右されることなく、ボーダレスに活躍できる人として成長することをめざしましょう。

履修について

グローバル・フォーカスとして提示している履修モデルにそって学ぶためには、1 回生時に実施される学部英語副専攻の募集（募集定員80名）に応募し、履修を許可されることが必要です。学部英語副専攻／グローバル・フォーカスの募集についてはCAMPUS WEBやガイダンス等を通じて周知します。

1. グローバル・フォーカスの構成

	1 回生後期	2 回生前期	2 回生後期	3 回生～
履修指定科目	国際社会入門 多文化共生論	→未修得の場合、再履修可能		
		国際セミナーⅠ	国際セミナーⅡ	→未修得の場合、 再履修不可
選択履修科目		「国際教育履修推奨科目群」の履修を推奨 「海外短期研修プログラム」の履修を推奨		

2. 履修指定科目

英語副専攻科目の履修は2回生からですが、英語副専攻の履修が決定した学生は、グローバル・フォーカスによる履修指定科目（下表）の受講を1回生後期から開始します。

配当回生	科目名	単位	備 考
1 回生後期	国際社会入門	2 単位	履修指定科目 自由選択科目として卒業要件単位に算入
	多文化共生論	2 単位	履修指定科目 現代社会専攻所属学生は専門導入科目として卒業要件単位に算入 現代社会専攻所属学生以外は自由選択科目として卒業要件単位に算入
2 回生前期	国際セミナーⅠ	2 単位	履修指定科目 自由選択科目として卒業要件単位に算入
2 回生後期	国際セミナーⅡ	2 単位	履修指定科目 自由選択科目として卒業要件単位に算入

※上記科目は、英語副専攻科目としての単位授与は行いませんので、留意してください。

※「国際社会入門」「多文化共生論」は、1回生時に修得できなかった場合、2回生以降の履修が可能です。履修するクラスは、別途CAMPUS WEB等で案内します。

※「国際セミナーⅠ・Ⅱ」は、2回生時のみ履修が可能です。

※履修指定科目の受講手続き等の詳細は、別途CAMPUS WEB等で案内します。

科目概要

1. 履修指定科目

(1) 国際社会入門

私たちは、グローバル化が進んだ社会に住んでいます。人・モノ・資本の移動が国境を越えて世界のあらゆる場所へ届く時代をどのように理解したらよいのでしょうか。この授業では「グローバル化」という視点から私たちの身近にある物事を理解することによって、社会科学的な分析を通じて国際社会への理解を促します。

(2) 多文化共生論

新たな社会モデルとして、「多文化共生社会」が模索されています。異なる文化の間に生じる激しい軋轢や摩擦の現状を見極めながら、いかにして、そうした困難を乗り越え、ひとびとが、文化の違いを、むしろ、「生き方の多様性＝豊かさ」として捉え返していけるのかについて受講生のみなさんと共に考えていきます。

(3) 国際セミナーⅠ・Ⅱ

グローバル・フォーカスのコア科目となるのは、2回生に開講される「国際セミナーⅠ」（前期）と「国際セミナーⅡ」（後期）です。

受講生は、国際的諸問題についての興味・関心に応じて少人数クラスに分かれ、個人あるいはグループによる調査・研究を行います。取りまとめた研究成果は、最終的に英語で発表することをめざします。このように2回生小集団ゼミナールとして運営される「国際セミナー」は、受講生が国際的な学びを深め発展させていくうえでも、重要な位置を占めます。

2. 選択履修科目

(1) 国際教育履修推奨科目群

各専攻の専門科目群から、国内外のグローバルイシューについて、専門性を深めつつ国際的な視点から学ぶことができる科目群を、「国際教育履修推奨科目群」として明示しています。

グローバル・フォーカスによって履修を進めている学生は、各自の専門分野および問題関心に応じた科目の選択履修を積極的に行ってください。なお、この科目群は、2回生以降の配当となります。

※国際教育履修推奨科目群は、グローバル・フォーカスによる履修を行ってなくても（英語副専攻を履修していない場合でも）、自由に選択履修が可能です。ただし、現代社会専攻の「国際社会論」と子ども社会専攻の「世界の子どもと学校」は専門導入科目のため、他専攻所属の学生はダブルメジャー

申請者のみ履修が可能です。

※履修した他専攻科目は自由選択科目として卒業要件単位に算入されます。

専攻	国際教育履修推奨科目群
現代社会	国際社会論 国際社会政策論 国際産業論 アジア社会論 国際援助論国際NPO・NGO論 多文化コミュニケーション アジア文化論 エスニシティ論 国際環境政策論 現代社会が抱える多様な問題の特徴を読み解き、その問題解決の糸口を探っていくうえで、もっとも重要なキーワードのひとつが「グローバル化」である。貧困・格差の問題、地球環境問題、国際紛争問題など山積する地球規模の課題（グローバル・イシュー）に対して、異なる文化的背景を持つ世界の人々は、どのように価値観の相違を乗り越え、協力して解決にあたっていけるのだろうか。また、国家、国際機関、民間企業、NGO・NPOはどのような役割を果たすことができるのだろうか。こうした問いに答えていくためには、理論・実践の両面から社会構造を総合的に把握しつつ学びを深めていくことが欠かせない。「国際社会政策論」を基盤として、2回生以降に配置された上記科目を通じて、政治・経済・文化・社会の諸側面から、「多文化共生社会の構築に向けて、考え、行動できる力」を身に付ける。
メディア社会	グローバルメディア論 パブリックアクセス論 国際ジャーナリズム論 メディアリテラシー論 子どもとメディア グローバル化が加速する社会において日々伝えられるニュースや情報にどのように向き合えばよいのか、よりグローバルで、より高度な分析レベルでメディアリテラシーについて考えていく。現代社会では、子どもから大人まで世代を問わず、世界の国々からの映像、音声、活字情報の洪水にさらされている。特に、次世代を担う子どもとメディアのかかわりについて真正面から考えることは、これから多様な分野で社会の中核を担ってゆく学生の皆さんにとって、とても大きな意味を持っている。 私たちがグローバルな素養を持つための第一条件は、グローバルメディアとはいかなるものかを俯瞰的にとらえることである。日々刻々と変化する世界の出来事を伝える国際ジャーナリストの活動や、ネットでグローバル市民としてパブリック（公的）な立場から情報にアクセスしたり、情報を発信したりする営みや仕組みについて主体的に理解・考察する。その上で貧困、格差、紛争など世界のさまざまな問題や課題にアプローチする力を身につけ、グローバルなメディアイベントなどに関わる人材として成長するための基礎力を養う。
スポーツ社会	スポーツ社会学 スポーツ人類学 グローバルスポーツ論 比較スポーツ論 スポーツ産業論 他の文化的現象と同様に、スポーツにおけるグローバル化は、様々な局面から構成される複合的現象であるが、往々にしてオリンピックやサッカーW杯に代表される世界規模のスポーツイベントの発展、欧州サッカー選手の国を越えた移籍、帰化など競技の普及、人的交流といった表面的なコスモポリタニズムにばかり焦点が当てられている。 スポーツのグローバル化はすでに多様な展開をみせており、「複合的現象」としてのスポーツのグローバル化のダイナミズムを深く理解するうえで必要な要素である「グローバル化がもたらすスポーツ文化の変容のメカニズムの理解」と「相手の国家・社会の多彩な文化の理解とその尊重」、そして「国際的に通用する広い視野の獲得」といった観点から、上記科目を挙げている。 グローバルな視座からスポーツを学ぶということは、現代社会においてグローバル化の原動力ともいえるメディアや商業主義等を理解することだけでなく、その国々に存在する固有の「スポーツ文化」を理解することにもつながる。状況が刻々と変化するスポーツ界の国際舞台において、その変化する先を見通す力を上記科目を通じて身に付ける。
子ども社会	世界の子どもと学校 グローバル教育論 子どもと地球環境 国際教育援助論 比較市民教育論 子どもとメディア 子どもと子どもを取り巻く社会問題に多角的な視点から迫る本専攻では、環境問題や人口問題、人権問題など国際社会が世界的規模で取り組む課題の正しい理解を手掛かりとして、これからの子どもと社会の在り方を探る国際教育を展開している。国際的視野から教育問題を考える経験を通して、近代的な学校教育のあり方の自明性を解き明かしつつ、学校や家庭、地域、人間についての根本的な理解を深めていく。 上記科目は、子どもたちに関わる具体的な問題をグローバルな関係の総体から読み解くことを通して子どもを多面的に捉える上で重要な意義をもっている。小学校教員養成課程上の履修科目群と円満な連関を図りつつ、子どもと社会、子どもの社会の現状と課題について、世界の潮流や歴史的な展開と結びつけることで、国際社会に通用する確かな識見と主体的な行動力を着実に身につける。

専 攻	国 際 教 育 履 修 推 奨 科 目 群
人間福祉	アジアの福祉研究 国際保健医療政策研究 国際福祉社会論 国際福祉政策論 国際NPO・NGO論 人間福祉専攻は、“福祉の「知」を社会に活かすマネジメント力を養成”するための様々な専門科目を展開している。誰もが人間らしく暮らせる社会の実現は、人類の最重要課題であり、福祉の理論を政治・経済・文化・社会の領域から多角的に学び、そして修得した知識・技能を企業やNGO・NPOの現場で活かせる人材を育成している。 その中でも、国際的な視野で福祉の問題を考えたい、あるいは諸外国での福祉・社会保障の現実について学びたい、さらに国際的な舞台で福祉にかかわる活躍の場を求める学生には、特に上記科目の履修を薦める。 上記科目では、アジアや欧米、発展途上国や先進諸国など諸外国の社会福祉や社会保障、健康や医療の問題や政策などを取り上げる。国や社会が抱える福祉問題やそれらに対応する制度・政策の多様性や変化について体系的に理解すること、さらに貧困や難民問題に取り組む国際機関や国際NPO・NGOによる国際協力活動の役割と課題について具体的に考えることを目指している。 日本との比較研究も重要であるため、主に日本を対象とした類似分野の人間福祉専攻の専門展開科目も積極的に履修することを薦める。

(2) 海外短期研修プログラム

2回生以上を対象に、学部独自の各種海外短期研修プログラムを開講しています。

必修外国語や英語副専攻の履修を通じて培った外国語の総合的運用能力を基礎に、フィールドを海外に移して、専門領域の学習を外国語を媒介にして実践的に深めます。

海外短期研修プログラムは、2回生以上のすべての学生を対象に開講しますが、グローバル・フォーカス履修者には、積極的な参加を推奨しています。

<2015年度開講予定の海外短期研修プログラム>

- ・英語副専攻海外研修プログラムStudy Abroad Program：SAP（オーストラリア・サザンクィーンズランド大学）
- ・スポーツ社会専門特殊講義—アメリカ・サンディエゴ州立大学およびロサンゼルス市内における短期研修プログラム
- ・企画研究—国際メディアの現場から：日韓で最先端のメディア現場を訪問・体験し、分析する（韓国・西江大学）
- ・企画研究—中国の文化と社会（中国・蘇州大学）
- ・企画研究—アジアスポーツ文化研究と韓国スタディツアープログラム（韓国・漢陽大学、大邱大学）
- ・企画研究—北欧社会を丸ごと学び、訪問する（スウェーデン・リンネ大学）
- ・企画研究—多文化共生社会におけるフィールドワークスタディ（カナダ・トロント大学）
- ・企画研究—国際交流実践研究（台湾・国立中山大学）

※海外短期研修プログラムの詳細は、CAMPUS WEBやガイダンス等を通じて周知します。

※海外短期研修プログラムは年度によって変更することがあります。参加を希望する学生は最新情報に留意してください。

3 ダブルメジャー履修制度

ダブルメジャー履修について

産業社会学部では、自分の所属専攻の学びとあわせて、所属専攻以外の専攻の学びを集中的（20単位以上）に履修した場合、ダブルメジャー修了認定をします。ダブルメジャー制度は、産業社会学部発足以来の理念である「学際的な学び」を実現する一つの形で、その考え方自体は新しいものではありません。ですが、旧来、所属専攻以外の科目履修は、学生にまかされ、様々な科目が混在する点で、学びの系統性が見えにくいことがありました。2007年度以降に設定された「ダブルメジャー」制度は、所属専攻以外の学びにも系統性を持たせることをねらったものです。

もちろん、広く学ぶあり方、さまざまな専攻の科目を混ぜあわせて学際的に学ぶ方法を選択することも可能ですが、ダブルメジャー制度が少しでも4年間の学びの成果を見えやすいものとするを期待しています。

＜ダブルメジャー履修の概要＞

必要単位数	サブメジャー専攻専門科目20単位以上（うち、専門導入科目2単位以上）
授与単位数	修得した単位数全て
授与分野	自由選択科目
授与対象者	ダブルメジャー履修申請をした学生のみ。 ※申請は1回生後期と2回生後期に行うことができる。
授与方法	上記必要単位数を修得した場合、ダブルメジャー修了を認定する。 ただし、最終的に20単位に満たなかった場合も、修得した単位は自由選択科目として授与する。

履修の方法

- ① ダブルメジャー履修希望者は、1回生後期（または2回生後期）の履修申請期間に履修申請します。
- ② 履修申請が完了すれば、次年度より、サブメジャー専攻専門科目20単位以上（うち、専門導入科目2単位以上）を卒業までに修得できるよう各自で履修を進めてください。履修申請完了者は、コア科目を除いたサブメジャー専攻の専門導入科目を履修することができます。
- ③ 履修を希望する科目は、各自で受講登録してください。専門導入科目についても、ダブルメジャー履修申請が完了した方は各自で受講登録が可能です。
- ④ 所属専攻とサブメジャー専攻で同一科目が開講されている場合、その科目をサブメジャー専攻科目として履修することはできません。
- ⑤ サブメジャー専攻専門科目であっても、資格課程履修者のみが履修できる科目など、各専攻が定める以下の科目については履修制限科目等があります。

専攻	履修制限科目等
スポーツ社会専攻	受講不可：「スポーツ教育論実習Ⅰ～Ⅳ」、「スポーツ心理学Ⅲ・Ⅳ」、「スポーツバイオメカニクスⅢ・Ⅳ」、「生理学」、「衛生学」 ※但し、教免「保健体育」履修者は上記科目を履修可能です。
子ども社会専攻	受講不可：「子どもと学習指導領域」の全科目、「実習科目」全科目、「小学校英語教育研究」、「小学校英語授業研究」
人間福祉専攻	受講不可：「実習科目」の全科目 注意：「ソーシャルワーク科目」はダブルメジャー履修制度の科目に含めません。

〈その他留意事項〉

- ① サブメジャー専攻は、1専攻のみ選択できるものとします。
- ② 子ども社会専攻の学生が小学校一種免許状の取得を目指す場合、「子どもと学習指導」科目が自由選択分野での授与となるため、卒業に必要な124単位の範囲内でサブメジャーを履修することはできません。124単位を超えてダブルメジャーを目指すことはできます。

ダブルメジャー履修申請の方法など、詳細は1回生後期にCAMPUS WEBで案内します。

4 社会調査士課程

はじめに

産業社会学部は1965年に創設されて以来、「社会調査」分野を学部教学の重要な柱として位置付けてきています。「社会調査」はさまざまな社会問題と社会変革を正確に把握し、その対応と解決のために不可欠な方法です。

「社会調査士課程」は、社会調査が持つこのような重要性に照らして、現代社会をめぐる社会問題に対してより適格に対応するために「社会調査の専門的知識と技能」を系統的に学習していく本学部独自の課程として1997年度に開設されました。

「社会調査士課程」は、学部教学の特色をより明確に社会と学生に示すとともに、社会調査の専門家としての人材を体系的に養成することを目的としていますが、社会調査士資格に対するより広範な社会的ニーズの高まりと「一般社団法人 社会調査協会」（前「社会調査士資格認定機構」）による資格認定など社会調査士を取り巻く社会的情勢の変化に伴い、2005年度にカリキュラム改革を実施しました。

もとより、社会調査分野は社会学領域の学修において不可分の構成要素です。すでに本学部では創設当初からさまざまな社会調査分野に多くの人材を輩出してきていますが、「社会調査士課程」は次に述べる目的およびビジョンを持つものです。

- ① 社会学と社会調査分野におけるリサーチ・マインドと系統的な社会調査の力量を持つ人材養成を目的とし、公共部門および民間部門で各種の社会調査活動を担い得るような人材の輩出を目指しています。
- ② 社会調査の立案・計画・実施・分析・調査報告書作成に至るまでの総合的かつ具体的な力を養成していきます。
- ③ 調査活動を通じて、官公庁、企業、NPO団体などとの連携と、このような対外的交流機会の拡大を目指します。

社会調査協会とは・・・

社会調査協会の前身である社会調査士資格認定機構は、日本教育社会学会、日本行動計量学会、日本社会学会の三学会を母体とした任意団体であり、わが国初めての社会調査士資格についての全国的な組織として2003年に設立されました。

大学・大学院等における社会調査教育の向上を図り、社会調査の知識と技能を持つ人材の供給と実務に携わるものに対する研修、あるいは社会調査の重要性に関する啓発活動などを通じてより一層、社会の期待に応えるために2008年12月には法人化し、一般社団法人社会調査協会として新しいスタートを切りました。

社会調査士資格についてはこれまで同様標準カリキュラムを設け、標準カリキュラムに適った科目を修得したものに対して資格認定を行うことで、社会調査士資格の標準化と通用性を推進しています。

学部において社会調査に関する基礎的な知識・技能、相応の応用力と倫理観を身につけた人材に対し「社会調査士」資格を、また、大学院においてより高度な専門知識・技能、倫理観、社会調査の企画設計から報告書の作成にいたる高度な実践的能力を身につけた人材に対しては「専門社会調査士」資格を認定しています。

本学産業社会学部と大学院社会学研究科は、社会調査協会の標準カリキュラムに適った科目（認定科目）を設置しています。

「社会調査士課程」履修者の募集

(1) 応募資格

産業社会学部1回生

(2) 定員

80名（予定）

(3) 募集・選考

前期（6月下旬～7月上旬頃）に募集ガイダンスを行い、応募（「登録申請書」）を受け付けます。

定員を超えて応募があった場合は「登録申請書」に書かれた志望理由と1回生前期の成績により選考します。選考結果は9月下旬に発表します。

カリキュラム

本課程の履修は、社会学および社会調査研究の関連科目を中心に、下記の社会調査士課程必修科目22単位を修得することです。

社会調査士課程必修科目（22単位）

科目名	2007年度以降入学生	
	配当回生	単位数
情報リテラシーⅡ	1のみ	2
基礎社会学	1～	2
社会調査論	1～	2
計量社会学	2～	2
社会統計学	1～	2
社会調査情報処理または 情報リテラシーⅢ（SPSS）	【社会調査情報処理】 1のみ（後期開講）	2
	【情報リテラシーⅢ（SPSS）】 1～	
質的調査論	2～	2
社会学史または社会学理論	2～	2
社会調査士Ⅰ	1のみ（後期開講）	2
社会調査士Ⅱ	2のみ（前期開講）	2
社会調査士Ⅲ	2のみ（後期開講）	2

注1 社会調査士Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは同一クラスの持ち上がりで授業が展開されますので、休学や留学（UBCJP、DUDP、交換留学など）により、継続しての受講ができない場合は、社会調査士課程の継続はできません。

注2 社会調査情報処理は1回生後期に履修指定されます。但し、1回生前期に情報リテラシーⅢ（SPSS）を履修し、有効評価を取得した場合には履修指定されません。

「社会調査士」資格認定

所定の単位を全て修得し、調査報告書を作成・完成させた履修者に対して、産業社会学部長が認定する「社会調査士課程修了証」を卒業式に卒業証書とともに交付します。

産業社会学部で「社会調査士課程修了証」の交付を受けた者は、産業社会学部を通じて「社会調査協会」に対して資格認定申請を行うことにより、全国標準の「社会調査士資格」を取得することができます（別途、同協会に対する認定申請手数料が必要）。

「社会調査協会」による資格認定をうけるためには、同協会が毎年、審査・認定した科目・クラスの単位を修得することが必要ですが、産業社会学部の社会調査士課程に設置している科目・クラスは、毎年、同協会の審査を経て認定をうけているものです。

大学院社会学研究科での継続学修（専門社会調査士資格の取得）

これまで述べてきたように、「社会調査士」資格は産業社会学部での学修を通じて取得できる資格ですが、「社会調査協会」は、より高度の社会調査の専門家として「専門社会調査士」資格を設けています。本学は、大学院社会学研究科にこの資格を得るために必要な科目を設置し、大学院でこの「専門社会調査士」の資格を取得することを可能としています。なお、「専門社会調査士」資格を取得するには、同協会が認定する学部における「社会調査士」の資格取得が前提となります。

5 社会福祉士課程

社会福祉の相談・援助業務に関する専門職である社会福祉士は、大学で所定の科目をすべて修得することにより、卒業年度または卒業後に、国家試験の受験資格を得ることができます。社会福祉士資格は、名称独占資格であり、国家試験合格者のみが社会福祉士を名乗ることができますが、この資格がなければ社会福祉の専門職に就けないというものではありません。

国家試験受験資格取得のためには、次の「本学での開講科目」をすべて履修する必要があります。

開設科目

法律に定められる指定科目	本学での開講科目	単位	配当回生	履修方法
人体の構造と機能及び疾病	医学一般	2	2～	選択必修 (※1)
心理学理論と心理的支援	心理学	2	1～	
社会理論と社会システム	※開講していません	—	—	
現代社会と福祉	社会福祉概論	2	1～	必修
社会調査の基礎	社会福祉調査論	2	2～	必修
相談援助の基盤と専門職	社会福祉援助技術論	2	2～	必修
相談援助の理論と方法	ソーシャルワーク論	2	2～	必修
地域福祉の理論と方法	地域福祉論	2	2～	必修
福祉行財政論と福祉計画	福祉行財政論	2	2～	2科目必修
	福祉計画論	2	2～	
福祉サービスの組織と経営	福祉経営論	2	2～	必修
社会保障	社会保障論	2	2～	必修
高齢者に対する支援と介護 保険制度	老人福祉論	2	1～	2科目必修
	介護概論	2	2～	
障害者に対する支援と障害 者自立支援制度	障害者福祉論	2	1～	必修
児童や家庭に対する支援と 児童・家庭福祉制度	児童福祉論	2	1～	必修
低所得者に対する支援と生活 保護制度	公的扶助論	2	2～	必修
保健医療サービス	医療福祉論	2	2～	必修
就労支援サービス	※開講していません	—	—	選択必修 (※1)
権利擁護と成年後見制度	権利擁護と成年後見	2	2～	
更生保護制度	司法福祉論	2	2～	
相談援助演習 ※許可者のみ履修可能	社会福祉援助技術演習Ⅰ	4	3	3科目必修
	社会福祉援助技術演習Ⅱ	4	4	
	社会福祉援助技術演習Ⅲ	2	3～	
相談援助実習指導 ※許可者のみ履修可能	社会福祉援助技術実習指導Ⅰ	2	2～	3科目必修
	社会福祉援助技術実習指導Ⅱ	2	3～	
	社会福祉援助技術実習指導Ⅲ	2	3～	
相談援助実習 ※許可者のみ履修可能	社会福祉援助技術現場実習	4	3～	必修

※1 複数科目について「選択必修」となっているものは、いずれかの科目を修得することで受験資格を取得することができます。ただし、国家試験については、本学では開講していない科目も含め、「法律に定められる指定科目」のすべてが出題範囲となります。

課程履修の手続きと手順

1. 社会福祉士課程と他のプログラムとの両立

- ・社会福祉士課程を履修する方は、長期の留学（交換留学、デュアルディグリープログラムなど）には参加できません。
- ・教職課程を並行して履修することは可能ですが、時間割の都合上、4年間で両方の課程の科目を修得することが困難となる場合があることを、予め了解してください。
- ・社会福祉士課程のカリキュラムは、2年半の連続的な学習を前提にしているため、3回生以降の新規履修はできません。

2. 国家試験受験までの流れ

本学では、社会福祉士課程に60人の定員を設けています。開設科目のうち実習にかかわる必修科目は、1回生後期において、社会福祉士課程の履修を申請し、許可された者のみ登録することができます。

他の科目については、人間福祉専攻の専門科目または学部共通専門科目であり、各自の時間割や履修計画に基づき、卒業時まですべての科目を履修してください。

1 回生～	必要な科目の履修を開始
1 回生後期	社会福祉士課程受講者募集ガイダンスの実施 課程履修者の選考
以下、課程履修許可者のみ対象	
2 回生後期	実習系科目の履修開始 福祉教育費納付
3 回生前期	実習先の決定、実習委託費納付
3 回生夏休み	現場実習の実施（4週間以上）
3 回生後期～4 回生前期	実習のまとめ、国家試験受験対策の開始
4 回生後期	（9月下旬）国家試験出願 （1月末）国家試験受験 （3月中旬）国家試験合格発表

課程履修に関する手続きについては、社会福祉実習指導室前掲示板／CAMPUS WEBで案内の上、ガイダンスを実施しますので、掲示連絡に注意するとともに、ガイダンスに出席するようにしてください。

3. 現場実習について

※実習までのガイダンスや指導の中で実習教育を受けるには不適切と判断された場合は、たとえ科目を履修していても実習に参加できないこともあります。

社会福祉士国家試験受験資格を得るためには、実習施設で4週間（180時間）以上の実習が必要です。実習は、3回生時の主に8月から10月（夏期休暇中を中心に）にかけて実施します。

実習施設の都合により、授業開講期間に実習せざるを得ない場合は、授業を「公欠」として取り扱います。なお、課外活動やアルバイト、個人的事情により実習期間や実習施設を変更することはできません。

4. 課程履修に関する費用について

※参考：2014年度
福祉教育費 70,000円
実習委託費 28,000円
金額は変更となる場合があります。

社会福祉士課程の履修にあたっては、実習指導および実習に関する費用に充てるため、課程履修の開始時（2回生後期）に福祉教育費を、実習先の決定時（3回生前期）に実習委託費を、各々、納入しなければなりません。なお、いったん納入された費用は、課程履修を辞退するなどの事情があっても、返還されません。

その他、国家試験出願手数料の納付、実習先への交通費、実習が宿泊を伴う場合の費用負担などその他個人負担が必要になります。

5. 社会福祉実習指導室

以学館1階に、「社会福祉実習指導室」を設置しています。ここでは、実習指導主事が実習にかかわる相談や学習指導、実習先の決定や実習の実施、国家試験対策のサポート、福祉全般についての相談などを行っています。

6 社会福祉主事（任用資格）

社会福祉主事とは

都道府県・市町村に設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に定める援護、育成または更生の措置に関する事務を行うことを職務とします（社会福祉法第18条第3項、第4項、第5項）。

具体的には、福祉事務所のケースワーカー、老人ホームや身体障害者施設での生活指導員や寮母、また社会福祉協議会などの福祉団体での仕事に従事します。

社会福祉主事は、所属の学科・専攻に関係なく指定科目を修めて卒業すれば、任用資格が取得できます。

なお、社会福祉主事については厚生労働省ホームページ（下記URL）を参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi9.html>

社会福祉主事任用資格の取得

社会福祉法第19条第1項第1号の規定のとおり、厚生労働大臣が指定している社会福祉に関する科目を修めて卒業した者とあります。具体的には、指定されている32科目の中から3科目以上履修することになります。

産業社会学部で開講している科目の中で、指定科目は以下の科目になります。

公的扶助論、児童福祉論、老人福祉論、地域福祉論、社会保障論、社会福祉概論、心理学、医学一般、リハビリテーション論、介護概論、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、福祉行財政論、精神保健福祉論または精神医学

就職活動の際の注意事項

社会福祉主事は任用資格であり、公務員として採用された後、特定の業務に任用されるときに必要な資格です。したがって、任用されてはじめてその資格を名乗ることができるものであり、指定科目を履修して卒業するだけでは社会福祉主事の資格を名乗ることはなりません。

7 立命館大学大学院 社会学研究科 応用社会学専攻

社会学研究科の概要

立命館大学大学院社会学研究科応用社会学専攻は、現代社会が提起する諸問題を社会学と既存の学問諸分野との協同によって解明し、社会的に要請される実践的課題にこたえる研究者と専門職業人の養成を目的・理念としています。研究者とは、大学で働く研究者だけではなく、多様な調査・研究機関等で働く研究者・研究員も含んでいます。

現代の職業労働の高度化は学卒勤労者にますます高い専門的能力を要求しています。本研究科は、それゆえ、高い研究力量を持つ研究者を養成するとともに、高度な能力を持つ専門職業人に対する社会的要請に十分こたえるよう学修内容を充実してきました。高度な専門的能力を修得し、産業界、政府、自治体、その他の社会的分野で役割を果たすため、さらに深く研究したいと考える大学卒業者を受け入れています。

本研究科のカリキュラムは、産業社会学部の学修体系の上に構築され、広範囲な社会問題を対象としつつ社会学の応用的展開を目指すために、3研究領域（現代社会研究領域、人間福祉研究領域、国際社会研究領域）と10研究系からなる構造をもち、多様なアプローチを通じて現代の諸問題を理論的かつ具体的に解明することを目的としています。つまり、社会学研究科の多様なカリキュラムが院生の一人一人の研究を支えるような構造となっており、様々な科目が個々の研究テーマをバックアップしています。

また、社会学研究科では、院生の希望進路に応じて、「研究コース」と「高度専門コース」の2コースを設置しています。「研究コース」では、社会学関連の研究や調査に携わるスペシャリストを育成し、全国の大学・短大や各種研究機関に有為の人材を送り出し、課程博士学位取得者も多数生み出しています。「高度専門コース」では、現代の職業の専門化に対応し、専門知識・能力や高い教養を身につけた人材を育成し、産業界や自治体、マスコミ、福祉・医療機関など多様な分野で活躍する人材を輩出しています。「高度専門コース」は博士課程前期課程までとしています。

社会学研究科の入学定員は博士課程前期課程60名、博士課程後期課程15名で、特に博士課程前期課程に設けられた「高度専門コース」には本学出身学生はもとより、他大学出身者や社会人、留学生など、多様な層の学生が研究活動を行っています。

社会学研究科応用社会学専攻における「コース」「研究領域・研究系」

○コースについて（博士課程前期課程のみ）

社会学研究科応用社会学専攻博士課程前期課程には2つのコースがあります。

研究コース

前期課程2年間と後期課程3年間において継続して研究することをめざすコース

高度専門コース

前期課程2年間において、専門的能力の養成をめざすコース

○研究領域・研究系について

社会学研究科応用社会学専攻のカリキュラムは3研究領域10研究系で構成されています。

現代社会研究領域…社会形成、社会文化、環境社会、メディア社会、教育社会、
スポーツ社会研究系

人間福祉研究領域…福祉社会、福祉実践研究系

国際社会研究領域…国際社会、国際福祉研究系

※国際社会研究領域の科目は、基本的に英語で授業が行われます。

カリキュラムの基本的枠組み

1. 現代社会研究領域

現代社会研究領域は「現代社会を社会学および社会諸科学を基礎に研究する」研究領域です。この研究領域では、現代社会の全体的・個別領域的な構造と動態について、歴史と現状を踏まえて研究を行います。社会学を中心としながら、経済学・歴史学・政治学・政策学・科学技術論・放送・通信・新聞・出版・人間・文化・身体・表現・芸術・スポーツ・教育等の分野に依拠しつつ、それらの理論的究明とあわせて、応用的、具体的、実証的な運用と展開を図ります。

(1) 社会形成研究系

産業社会、企業社会、経済社会の今日的展開のなかで、「市民によるガバナンス」と企業・国家というパワーが対峙する局面などを分析していきます。

(2) 社会文化研究系

私たちの行為は社会によって形作られるとともに、社会は私たちの行為によって作り出されています。社会文化研究系では、このような個人と社会との関係を、社会学的、人文学的な観点などから研究します。

(3) 環境社会研究系

環境社会研究系では、「環境社会」と「地域社会」の問題群を具体的に捉え、また問題群にアクティブに接近する主体形成（市民活動）やガバナンスのあり方などを考察していきます。

(4) メディア社会研究系

メディア社会研究系では、「社会」「市民」「文化」という3つのキーワードが示すように、メディアを中心とした社会の諸課題を研究テーマとして取り扱い、総合的な視点から理論的解明と解決の方向性を探究します。

(5) 教育社会研究系

教育社会研究系では、教育をめぐる諸現象について、社会学、教育学、心理学にとどまらず、社会諸科学の成果を幅広く用いながら研究していきます。

(6) スポーツ社会研究系

スポーツ社会研究系では、広い意味でスポーツをどのようにマネジメントするかについて理論的、実践的に研究することを目指します。

2. 人間福祉研究領域

人間福祉研究領域は「福祉を社会と人間の観点から研究する」研究領域です。社会福祉と社会保障の理論と現状を確認しながら、発達と福祉をサポートする理論と実践について研究することができます。乳幼児から児童・青年・成人・高齢者に至るまで、様々なライフステージにある人々が、いきいきと発達するための条件と阻害要因などを研究していきます。

(1) 福祉社会研究系

日本では、現在少子高齢化が進み、医療や年金の問題、格差社会の拡大、人間関係の希薄化など、福祉をめぐる様々な諸課題が存在します。福祉社会研究系では、人間と社会のあり方を検討し、今後の福祉社会を探究していきます。

(2) 福祉実践研究系

社会福祉の重要性が問われるなかで、制度・政策に応じた形で、臨床的な側面からのアプローチが重要となっています。福祉実践研究系では、社会福祉を実践する立場から事例研究に基づきながら、実際の現場での社会福祉実践につなげていくことを目指します。

3. 国際社会研究領域

国際社会研究領域は「国際社会における諸問題を把握し、その問題の解決に向けて行政的、起業的、市民的貢献の可能性を探究する」研究領域です。具体的には、各国の政治や経済・社会システムの構造に着目し、当該の国や地域が抱える諸問題を理論的かつ実証的に考察していきます。また「グローバリゼーション」という観点から政策等の比較を進め、社会科学の視点を養っていきます。

(1) 国際社会研究系

国際社会におけるグローバル化の下での諸問題に取り組むために、各国の社会システムを理解し、政府セクター、市場セクター、市民社会セクターの動向に着目しながら、解決方法を考察していきます。国際社会研究系では、国際社会に焦点をあてて研究を進めることにより、今後さらなるグローバル化に対応できる人材育成を目指します。

(2) 国際福祉研究系

日本の福祉の展望を見据えるうえで欠かせないのが、世界の福祉を熟知しようとする姿勢です。国際福祉研究系では、国際的な幅広い視野をもつことで、日本のみならず諸外国の福祉の研究機関や現場に貢献する人材を輩出することを目指します。

入学定員

専攻	課程	入学定員
応用社会学専攻	博士課程前期課程	60名
	博士課程後期課程	15名

※入学定員は全入学試験方式をあわせたものです。

入試方式

1. 学内進学入学試験

入試時期		7月・9月・2月
受験資格	研究コース	・出願時点において112単位以上、GPAが3.55以上。 ・詳細については入試要項を参照してください。
	高度専門コース	・出願時点において112単位以上で、GPA3.15以上、等。 ・詳細については入試要項を参照してください。
備考		・編入学生や転学部生、留学から帰国した者については、別途基準がありますので、入試要項を参照してください。

2. 飛び級入学試験

入試時期		2月
受験資格	研究コース	・3回生終了時点で112単位以上、GPAが3.85以上。 ・詳細については入試要項を参照してください。
	高度専門コース	・3回生終了時点で112単位以上、GPAが3.65以上。 ・詳細については入試要項を参照してください。
備考		・立命館大学の各学部3回生のみ対象となります。

3. 一般入学試験

入試時期		9月・2月
受験資格	研究コース	・成績基準はありません ・選考方法等詳細については入試要項を参照してください。
	高度専門コース	

※このほかに、社会人入学試験、外国人留学生入学試験などがあります。

※詳細は入試要項を参照してください。

※GPAの計算方法については、入試要項を参照してください。

社会学研究科科目早期履修制度について

社会学研究科前期課程で開講している科目を履修できる制度があります。大学院に進学を予定されている方は、この制度を利用し大学院の科目を受講されることを歓迎します。ただし要件がありますので下記の要件を確認してください。複数研究科への併願は出来ないので注意してください。

- (1) 本学各学部の4回生以上に在学する者(2015年度4月1日現在)
- (2) 本学大学院社会学研究科に進学を希望する者あるいは2016年度入学の大学院入学試験に合格した者
- (3) 指導希望教員による推薦がある者

この制度の詳細については産業社会学部事務室大学院担当までお問い合わせください。

社会学研究科への進学を希望される方へ

立命館大学大学院社会学研究科の事務については、産業社会学部事務局（以学館1階）が担っています。社会学研究科について質問があれば、産業社会学部事務局大学院担当までご相談ください。大学院入試説明会も年に複数回開催しています。低回生の出席も歓迎します。

また、本学修要覧に記載の内容は、2015年度時点のものとなります。最新の情報や研究科のトピックスについて興味のある方は、社会学研究科ホームページ（<http://www.ritsumeai.ac.jp/gsss/>）をご覧ください。

V. 学部横断プログラム

副専攻とは（外国語コミュニケーションコース）

副専攻の学修を開始するためには

1. スケジュール・開設コース・募集人数・所属学部によるコース選択の可否

副専攻（外国語コミュニケーションコース）は、外国語教育で形成された学力と問題関心をドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・朝鮮語の各外国語分野において、一定のまとまりを持った科目群によって構成される「コース」での学習へと発展させるものです。

学生の皆さんは、各学部で専門分野を専攻し、専門科目を履修します。副専攻は、それらの専門科目の履修と併行して、さらに新しい分野、すなわち自己の学部専門分野以外の学問領域についての力量を培っていくために、一定のまとまりを持った科目群を履修していく制度です。

衣笠副専攻は、法学部・産業社会学部・文学部・国際関係学部・映像学部の共通コースとして設置され、共通の問題関心を持つ他学部の学生とともに学ぶ場となっていることから、広い視野を養う条件を生み出します。

副専攻の学修は2回生から始まります。ただし1回生時に応募手続きを行い、許可を受けることが必要であり、応募できるのは1回生のみとなります。

副専攻外国語コミュニケーションコースの授業は、各学部における外国語科目の学修の積み重ねを前提として行います。従って、希望コースの外国語の未受講者は原則履修できません。

なお、初修外国語既修者対応プログラム履修者が、その継続学習として既修者対応プログラムで履修している言語について副専攻科目を履修する場合は「特別履修」となりますので、履修している言語の副専攻は履修できません。なお、既修者対応プログラムで履修している言語以外の副専攻は履修できます。詳細は履修要項「初修外国語既修者対応プログラム」の頁を参照してください。

詳細は言語教育センターホームページや、2015年10月頃配布予定の募集要項にて確認してください。応募時期は2015年11月を予定しています。

外国語 コミュニケーションコース	募集 人数 (予定)	所属学部等による選択の可否								
		可：○、否：×								
		(注) 法	産	国	文	映	立命館大学・アメリカン大学共同学位プログラム (DUDP)	立命館・UBCジョイントプログラム	法学部英語副専攻	産業社会学部 英語副専攻
ドイツ語	70	○	○	○	○	○	×	×	×	×
フランス語	105	○	○	○	○	○	×	×	×	×
中国語	175	○	○	○	○	○	×	×	×	×
スペイン語	105	○	○	○	○	○	×	×	×	×
朝鮮語	105	○	○	○	○	○	×	×	×	×

※留学生が外国語コミュニケーションコースを選択する場合は、母語のコースは選択できません。

※「UBCジョイントプログラム」派遣者は副専攻を選択できません。

ただし、派遣者が内定するのは3月のため、副専攻を選択希望する「UBCジョイントプログラム」参加希望者は、副専攻の第1次登録手続きを行ってください。その上で、派遣者内定後「UBCジョイントプログラム」への参加が確定した場合は速やかに副専攻を辞退してください。

(注) 法学部所属で、国際法務特修所属学生は副専攻の受講はできません。

2. 副専攻の学修について

副専攻科目は、1年次配当科目（2回生以上）と2年次配当科目（3回生以上）によって編成されています。2回生から履修を開始し、卒業までに必要な単位を修得できるよう計画的、系統的に履修を進めます。なお、履修資格は1回生時の応募選考の結果、履修が認められます。外国語コミュニケーションコースに関しては、当該言語を履修していることが応募条件となります。

3. 単位認定について (全回生対象)

(1) コース別の修得を要する単位

選択した副専攻コースに設置されている科目から、それぞれ必要な単位を修得した場合に限り、卒業に必要な単位として認定されます。（単位認定科目分野等詳細については産業社会学部のカリキュラム表を参照してください。）

外国語 コミュニケーション コース	要卒単位として認定されるに 必要な最低修得単位数	要卒単位として認定される 最大単位数
ドイツ語	16	20
フランス語	16	20
中国語	16	20
スペイン語	16	20
朝鮮語	16	20

(2) 異文化理解セミナーの単位認定（外国語コミュニケーションコース）

外国語コミュニケーションコース履修開始後に、該当語学に関する異文化理解セミナーに参加した場合、副専攻の単位「異文化理解セミナー」（2単位）として認定することができます。ただし、1回生時での参加は副専攻の単位認定の対象となりません。また、複数回受講した場合の副専攻での単位認定は1回限りとなります。

(3) 海外留学（協定・個別合意）での単位認定（外国語コミュニケーションコース）

外国語コミュニケーションコースでは、該当語学に関する海外留学（協定・個別合意）に参加し、修得した単位について、帰国後の申請により副専攻の単位として12単位を上限に単位認定できることがあります。申請は、留学からの帰国後ただちに行ってください。一度確定した単位を遡及して「単位認定申請」することはできません。

※個別合意に基づく留学については、107ページ「Ⅷ. 学籍 10. 留学」を参照してください。

その他、詳細については、言語教育センターホームページを確認してください。

<言語教育センターホームページ>

CAMPUS WEBの便利リンクから「言語教育センター」をクリック

1. 海外留学を計画するにあたって

立命館大学は、「地球市民として活躍できる人間」を目的として、海外に多くの協定校を有し、目的やレベルに応じた多彩な海外留学プログラムを用意しています。立命館大学国際教育センターが主催する全学生が応募可能なプログラムのほか、各学部や教学機関でも独自のプログラムを用意しています。在学中に海外留学経験を持つことは、みなさんの大学生活を豊かなものとし、その経験は将来の進路選択にとっても大切な機会となります。

2. 海外留学プログラムの種類と奨学金

限られた大学生活のなかで「海外留学」を成功させるためには、明確な目的意識を持ち、留学中・留学後を見通した学生生活の計画を立てる必要があります。例えば、①目的意識と動機を明確にする、②家族との経費を含めた留学計画の情報を共有する、③留学に向けた継続的な学習を進める、④帰国後の目標・進路を考える、ことなどです。また、長期の留学では、派遣前の約1年前に募集が行われることもあり、日々の学習はもちろん、応募条件となる語学検定の受験など、早めの準備を行いましょう。なお、長期留学をする場合は、その時期や履修状況によっては4年間での卒業ができなくなる可能性があります。

	全学募集プログラム	産業社会学部プログラム
主催	国際教育センター	産業社会学部
対象	全学部学生（一部を除く）	産業社会学部生
区分	自分に適したプログラムに参加できるよう、海外留学プログラムを以下のように、系統的に設定しています。 ①イニシエーション型 異文化理解セミナーなど語学力の増進と異文化体験を主要な目的とした短期のプログラム ②モチベーション向上型 語学力を高めながら、特定のテーマ設定による講義やフィールドワークが経験できるプログラム ③アドバンスト型 留学先の正規学生と同様に、協定大学の正規科目の単位修得、あるいは学位取得を目的とした長期プログラム	産業社会学部では、国際的な学びの広がりをサポートする留学プログラムを用意しています。詳しくは産業社会学部のホームページを参照してください。

* 各プログラムの内容・募集時期・実施時期・プログラム内容・単位修得・応募方法・応募条件等の詳細は、各募集要項や主催する国際教育センターまたは学部・教学機関のホームページを参照してください。

* 上記の留学プログラムには、給付型の奨学金があります。詳細は各プログラムの募集要項を確認してください。

3. 留学中の学籍・留学中に修得した単位の認定等

区 分	学籍状態の概要	単位認定・単位授与
立命館大学の海外留学プログラムを利用して留学する場合	①派遣期間や要件に応じて学籍が「在学」から「留学」となる場合があります。また、実際の派遣期間と学籍上の「留学」期間は一致しない場合があります。（*1） ②学籍上「留学」となる期間は、原則として本学の科目を受講登録できません。一部受講登録を認められる科目がありますので、所属学部事務室に相談してください。（*2）	プログラム内容に基づいて申請手続きを行なった場合、単位認定・単位授与が行われます。詳細は、各プログラムの募集要項で確認してください。（*3）
休学制度を利用して留学する場合（私費留学）（*4）	学籍が「休学」の期間は、在学期間には含まれません。	単位認定は行いません。

* 1 : P.107「Ⅷ. 学籍 10.留学」を参照してください。

* 2 : P.12「Ⅱ. 本学での履修 受講登録について 1. 受講登録とは 【留学から帰国した場合の受講登録について】」を参照してください。

* 3 : P.16「Ⅱ. 本学での履修 成績および単位授与・認定について 4. 他大学等で修得した単位の認定」を参照してください。

* 4 : 休学制度を利用して留学する場合は、留学先機関の受入許可手続や渡航に関わる手続きをはじめ、自分自身で留学手続きを行います。休学する場合は、P.106「Ⅷ. 学籍 8. 休学」を参照して、事前に産業社会学部事務室に相談してください。

4. 大学で得られる海外留学に関する情報について

- ①全学募集プログラムにおいては海外留学プログラム ホームページ、学部・教学機関プログラムにおいては各学部・教学機関 ホームページ
海外留学プログラム ホームページ
(CAMPUS WEBの便利リンクから「海外留学プログラム」をクリック)
- ②国際教育センター
- ・「海外留学案内」や「海外留学の手引き」などのパンフレットを配布しています。
 - ・国際交流ラウンジでは、海外協定大学の資料や過年度参加者の報告書など、様々な留学関連の資料を常設しています。
 - ・留学アドバイザーによる「留学相談ブース」を利用することができます。

公務員進路プログラム

1. 制度の概要

法学部以外の国家・地方公務員を目指す学生が法学部で開講している公務員試験関連科目を受講することによって、公務員試験受験にあたっての基礎学力を身につけることを目的としたプログラムです。

本プログラムに参加することによって、法学を理解するうえで必須となる民法科目などを2回生から系統的・段階的に履修することができます。将来、法科大学院（ロースクール）進学や法学が必要な資格試験など志望する学生にとっても有用なプログラムです。

(1) 受講方法

受講希望者は、募集期間（2回生前期受講登録時期に募集があります。なお、直前の3月末頃から手続期間がはじまることもあります。）に受講申込みを行ってください。選考のうえ許可者のみ受講することができます。募集期間など申込手続きの詳細については別途提示します。

受講許可者は、2回生から卒業までの間に開設科目のなかから選択をして履修を進めていきます。時間割上の受講条件が保証されているわけではありませんので、産業社会学部の専門科目などと重なる場合があります。本プログラムの科目のなかから、合計で一定単位以上履修しなければならないといった制限はありませんが、安易に登録せず、シラバスをよく読んで受講するようにしてください。

(2) 単位授与

いずれの科目も自由選択科目として授与されます。

2. 開設科目

科目名	単位	配当回生
民法Ⅰ（入門・総則）	4	2
民法Ⅱ（債権各論）	4	2
民法Ⅲ（物権法）	2	2
憲法Ⅰ	4	2
憲法Ⅱ	4	2
行政法Ⅰ	4	2
行政法Ⅱ	4	3
行政学Ⅰ	2	3
行政学Ⅱ	2	3
経済原論Ⅰ	2	3
経済原論Ⅱ	2	3
財政学Ⅰ	2	3
財政学Ⅱ	2	3
地方自治法	2	3

※開講科目は変更される場合がありますので、必ず年度ごとに開講科目をCAMPUS WEBで確認してください。

サービラーニング

全学で実施するサービラーニング科目については「サービラーニングセンターホームページ」から確認してください。
(CAMPUS WEBの便利リンクから「キャリア教育センター」をクリック)

キャリア教育

全学で実施するキャリア教育科目については「キャリア教育センターホームページ」から確認してください。
(CAMPUS WEBの便利リンクから「ボランティアをする」をクリック→「教育カリキュラム」をクリック)

大学間単位互換制度

1. 大学コンソーシアム京都単位互換制度

大学コンソーシアム京都の単位互換制度とは、京都地域を中心とする他大学の科目を履修し、それを立命館大学の単位として認定する制度です。文化、芸術、政治、経済、自然科学などはほぼ全ての学問分野にわたる科目が提供されており、皆さんの幅広い関心と興味に応じて、本学にはない分野の科目を学ぶことが可能です。

(1) 主なスケジュール

- ・出願の詳細発表(3月下旬): CAMPUS WEB【履修】受講登録・試験・成績画面
※出願・受講にあたっての説明も公開するため、必ず確認のこと
 - ・履修希望科目の出願(4月上旬のみ<追加募集なし>): 指定のWEB上から、毎年度2科目まで出願可
 - ・履修許可発表(4月下旬～5月初旬): CAMPUS WEB【履修】受講登録・試験・成績画面で発表、履修許可された科目は受講登録制限外で登録
 - ・科目開設大学への履修手続(各大学の指示に従うこと)
 - ・科目開設大学での履修/試験・レポート提出等(各大学の学年暦、開講日程、時間割に従うこと)
- ※本学の定期試験と他大学の試験や授業(夏期集中科目を除く)が重複した場合は、本学追試験の受験が可能。
- ・成績発表(3月下旬): 成績通知表に記載

(2) 単位認定

- ・認定時期: 後期(秋学期)
※前期(春学期)および夏期集中科目でも後期(秋学期)認定
- ・認定される分野: 教養科目E群(学際総合科目)
- ・認定評価: 合格の場合「N」、不合格の場合「F」

(3) 詳細情報の入手について

募集ガイド(シラバス含む)や具体的な応募方法、受講にあたっての注意事項は下記ホームページから確認してください。

<単位互換制度ホームページ>

CAMPUS WEBの便利リンクから「単位互換制度」をクリック

2. 立命館アジア太平洋大学(APU)交流学生プログラム

このプログラムでは、立命館大学に所属しながら、立命館アジア太平洋大学(以下、APU)の科目を履修することができます。具体的には、以下の2つの交流プログラムを提供しています。

(1) 交流学生プログラム**①制度の概要**

半年（前期／後期）または1年間、「特別聴講学生」として、APUの授業科目を受講できるプログラムです。

②主なスケジュール（1年・前期／後期）

- ・10月頃／4月頃 募集ガイダンス
- ・11月／5月頃 履修科目の出願
- ・12月／6月頃 履修許可発表
- ・2月／7月頃 派遣前ガイダンス
- ・3月下旬／9月中旬頃 出発
- ・4月／9月下旬頃 APUで履修開始

③単位認定

- ・認定される分野：所属学部の指定による
- ・認定評価：N評価

(2) サマーセッションプログラム**①制度の概要**

APUのサマーセッション（夏期集中講義）科目を受講できるプログラムです。

②主なスケジュール

- ・6月頃 履修科目の出願（指定のWEB上から毎年度1科目出願可）
- ・7月下旬頃 履修許可発表（CAMPUS WEBお知らせ画面で発表、履修許可された科目を受講登録制限外で登録）
- ・8月上旬頃 APUのサマーセッション（夏期集中講義）科目受講期間
- ・9月中旬頃 APUで成績発表
- ・3月下旬頃 本学で単位認定

③単位認定

- ・認定時期：後期
- ・認定される分野：所属学部の指定による
- ・認定評価：合格の場合「N」、不合格の場合「F」

(3) 詳細情報の入手について

募集ガイドや具体的な応募方法、受講にあたっての注意事項は下記ホームページから確認してください。

APU交流プログラム情報サイト:

(CAMPUS WEBの便利リンクから「APU交流プログラム」をクリック)

他学部受講

1. 受講資格

3 回生以上

2. 履修方法

- ・他学部受講ができる科目の一覧、時間割、授業コードは別途お知らせします。
- ・授業内容については、シラバスを確認してください。
- ・他学部受講科目は本登録科目と抽選科目に分類され、受講登録については産業社会学部で開講する本登録科目や抽選科目と同様に、各受講登録期間内にCAMPUS WEBで各自行います。
- ※一部科目については事務室窓口で受け付けるものもあります。

3. 修得できる単位数

他学部受講制度により修得した単位は、20単位を上限に卒業に必要な単位に算入されます（科目分野は自由選択科目になります）。

VI. 教職課程

1 教職課程（子ども社会専攻を除く）

教職課程について

1. 教職課程を学ぶにあたって

本学では、「自由と清新」を建学精神とし、「平和と民主主義」を教学理念とする大学の学びを基礎とし、総合大学としての高度な専門性と多様性を生かすことによって教師教育（教員養成）を行ってきました。この建学精神及び教学理念で目指してきたものは、国際性・人間性豊かな教養人としての資質と専門職業人としての能力を備えた教員（教師）の養成です。本学の教職課程教育において養成を目指す教師像については、次のように捉えています。教師力には、「教えるモチベーション」がその基盤になければなりません。教えること（＝教師）と学ぶこと（＝児童生徒）とは、一体となってはじめて各々が成り立つ関係にあります。教師力の基盤である「教えるモチベーション」（＝「学ぶモチベーション」）は、次の三つの「力」を必要とします。第一に、高い専門性（知識・見識・技能）です。第二に、子ども（人間）を理解する力です。第三に、伝える力（コミュニケーション能力）です。本学の教員養成課程において目指すのは、以上の三つの「力」、すなわち、＜高い専門性＞と＜子ども（人間）理解力＞と＜伝える力（＝実践力）＞を有する教師像としてまとめることができます。そのような教師を養成することが本学の教職課程の教学目標です。

本学では、薬学部を除く全学部に教職課程を設置しています。そのため、教職を希望する皆さんは、それぞれの所属学部に設置されている教職課程を履修することができます。定められた教職科目を履修・単位修得すれば、各都道府県教育委員会への申請によって教員免許状を取得することができます。ただし、履修すべき「教職に関する科目」など教職科目の多くは、各学部での卒業に必要な単位とは別に修得しなければなりません。単に免許状取得だけを目的にしたような安易な気持ちでの教職課程の履修は、卒業時に希望していた教員免許状の取得ができないのみならず、学部科目の履修計画を困難にすることもありますので、しっかりとした目的意識をもって履修することが必要となります。

教員免許更新制について

2007年6月に教育職員免許法が改正され、2009年4月1日より、教員免許更新制が導入されました。

授与される教員免許状には、10年間の有効期間が明記され、原則として、10年毎に免許状を更新しなければ、その効力を失うこととなります。そして、免許状を更新するためには、免許の有効期限が切れる前2年間の間に、教職の課程認定を有する大学等で実施される30時間の更新講習を受講して、修了認定を受けることが求められます。

更新講習の受講条件など、教員免許更新制の詳細については、文部科学省のホームページを参照してください。

2. 教職課程履修希望申請

教職課程を履修する場合、「履修希望申請」を行う必要があります。この申請は教職課程の履修を開始する年度に（原則1回生時に）一度申請すれば、毎年行う必要はありません。

3. 教職課程履修計画

本学の教職課程は、1回生から4回生までの4年間を基本としたカリキュラム構成となっています。従って、原則として1回生から履修を開始し、必要な科目を配当回生にそって4年間をかけて段階的・計画的に履修していくことが必要です。例えば2回生以降に履修を開始した場合や、留学や休学などで履修を一時中断した場合などは、4回生での卒業と同時に履修を終えることができるとは限りません。

4. 産業社会学部で取得できる教員免許状の種類

下表は、産業社会学部が文部科学大臣より認定を受けている課程です。
 なお、教員免許状は、免許状取得有資格者本人からの申請にもとづき、授与権者である都道府県の教育委員会が授与します。授与された免許状は、全国の都道府県において効力を有します。

学部・学科・専攻		免許状の種類・教科
産業社会学部学部 現代社会学科	現代社会専攻 メディア社会専攻 スポーツ社会専攻 人間福祉専攻	中学校教諭一種免許状 社会・保健体育 高等学校教諭一種免許状 地理歴史・公民・保健体育 特別支援学校教諭一種免許状
	子ども社会専攻	小学校教諭一種免許状

※ 特別支援学校で教育できる領域は、知的障害者・肢体不自由者・病弱者の3領域です。視覚障害者と聴覚障害者に関する教育領域は設置していません。

小学校教諭免許状取得プログラム

2013年度より、佛教大学通信教育課程と連携した「小学校教諭免許状取得プログラム（佛教大学協定方式）」が開設されました。このプログラムにより、現代社会専攻・メディア社会専攻・スポーツ社会専攻・人間福祉専攻の学生でも、所属専攻の教職課程（中学校教諭一種免許状）を修得することを条件として、小学校教諭一種免許状を取得することが可能となります。応募要件・プログラム内容等詳細は、1回生の11～12月に実施するガイダンスで説明します。

5. 教員採用試験受験にあたって（教職支援センターの利用について）

教員になるには、教員免許状を取得するとともに、各都道府県等の実施する教員採用試験に合格しなければなりません。本学では、教職支援センターを設置し、教員志望者に対する対策講座の開講や、情報資料・参考書等を豊富に揃えており、教員採用に関する具体的な相談・指導助言に応じています。教員志望の人にはできるだけ早い段階から積極的に利用してください。

6. 教員免許状取得までの4年間の流れ

教員免許状を取得するためには、教職課程科目の履修に加えて、教職課程に関する諸行事（ガイダンス・オリエンテーションなど）には必ず出席するとともに、大学が定めた所定の手続き（「教職自己分析シート」の提出・教育実習・介護等体験などの各種手続きなど）も行わなければなりません。諸行事への遅刻・無断欠席や、所定期日内の手続き未了の場合には、その履修や実習への参加を認めません。

『教職課程10カリキュラムにおける学びの流れ』 ※2010年度以降入学生に適用

教職課程10カリキュラムにおける学びの流れ	1 回 生		2 回 生		3 回 生		4 回 生	
	本学における 最低必要単位数 中学校教諭 一種免許状 高等学校教諭 一種免許状	中学校教諭 一種免許状	本学における 最低必要単位数 中学校教諭 一種免許状 高等学校教諭 一種免許状	中学校教諭 一種免許状	本学における 最低必要単位数 中学校教諭 一種免許状 高等学校教諭 一種免許状	中学校教諭 一種免許状	本学における 最低必要単位数 中学校教諭 一種免許状 高等学校教諭 一種免許状	中学校教諭 一種免許状
免許法施行規則 第66条の6								
日本国憲法	2	2						
体育	2	2						
外国語コミュニケーション	2	2						
情報機器の操作	2	2						
教職に関する科目	33	27	教 職 課 程 科 目 の 履 修 開 始 (1 回 生 配 当 科 目)		教 職 課 程 科 目 の 履 修 開 始 (2 回 生 配 当 科 目)		教 職 課 程 科 目 の 履 修 開 始 (3 回 生 配 当 科 目)	
教科又は 教職に関する科目	20 ※注1	20 ※注2						
	4	12 ※注2						
「介護等体験」	2	—	教 職 課 程 科 目 の 履 修 開 始 (4 回 生 配 当 科 目)		教 職 課 程 科 目 の 履 修 開 始 (5 回 生 配 当 科 目)		教 職 課 程 科 目 の 履 修 開 始 (6 回 生 配 当 科 目)	
「教職自己分析 シート」	—	—	『教職自己分析シート1』の提出 ※「(教)学校教育演習」を受講する前年度までに 「教職自己分析シート1」を提出する必要があります。		『教職自己分析シート2』の提出 『教職自己分析シート3』の提出 ※上記2種類の「教職自己分析シート」が提出で きな場合は、「(教)学校教育演習」の単位は修 得できません。 (次年度に教育実習を履修することができます。)		『教職自己分析シート4』の提出 ※上記の「教職自己分析シート4」を提出できな ければ、「(教)教職実践演習(中・高)」の単位 は修得できません。	

※注1)…学部や教科によって「教科に関する科目」は20単位を超える単位修得が必要な場合があります。

※注2)…教科によって、「教科に関する科目」は20単位を超える単位修得が必要な場合があります。その場合、「教科又は教職に関する科目」の最低必要単位数は、「教科に関する科目」20単位を超えた単位分だけ減じられます。

※注3)…1・2 回生配当の教職基礎科目全25単位(高等学校一種免許状の場合20単位)のうち、20単位以上修得しなければ、3 回生以上配当の「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」を受講登録(履修)できません。

7. 教員免許状取得の基礎資格および必要単位

本学における教員免許状の取得に必要な基礎資格と免許状の種類毎の必要単位数は下表の通りです。

「教育職員免許法施行規則第66条の6」および「教育職員免許法第5条別表第1」の規定により、教員免許状の取得に必要な基礎資格と必要単位数が定められていますが、学部として課程認定を受けている必要単位数はこれとは異なります。

基礎資格とは、各自が所属する学部において、卒業に必要な単位を修得し、学士の学位を取得することです。また、免許状の種類毎の必要単位数については、「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」、教育職員養成課程で定める「教職に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」を各自の入学年度に応じた科目表に従って修得する必要があります。なお、小学校・中学校教諭免許状を取得する場合は、法律で定められた「介護等体験」の受講が必要となります。

(1) 基礎資格と必要単位

免許状の種類	基礎資格	本学における最低必要単位数								合 計	
		免許法施行規則第66条の6に定める科目				教職に関する科目	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目	※「教科又は教職に関する科目」として取り扱われます		介護等体験
		日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	情報機器の操作						
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること。	2	2	2	2	33	社会22 保健体育20	4	2	社会69 保健体育67	
高等学校教諭一種免許状		2	2	2	2	27	20	12		67	

免許状の種類	基礎資格	本学における最低必要単位数
		特別支援教育に関する科目
特別支援学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること及び、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。(*1)	27

(*1) 特別支援学校教諭一種免許状は、いわゆる補助免許であるため、他の免許を取得している、もしくはあわせて取得する必要があります。

(2) 教職基礎科目と教職発展科目

「教職に関する科目」および「教科又は教職に関する科目」については、「教職基礎科目」と「教職発展科目」から構成されています。

教職基礎科目教員免許状の取得に最低限必要な科目（「教職に関する科目」中一種免33単位・高一種免27単位、および「教科又は教職に関する科目」の「(教) 学校教育演習」4単位・「(教) 介護等体験の研究」1単位・「(教) 介護等体験実習」1単位）を指します。全て「自由科目（随意科目）」（＝卒業要件には含まれない科目）です。

①教職発展科目

教員免許状の取得条件上は全て選択科目ですが、将来、教員採用試験の受験や教育系大学院への進学など、「進路としての教職」に強い意欲と目標を持つ皆さんにとっては必須の科目です。教員免許状の取得に必要な教職基礎科目の履修・単位修得を踏まえ、さらにより広く、深く学ぶ意欲を持つ皆さんが受講する科目です。全て3回生以上配当で、これらの科目の修得単位は、卒業に必要な単位に含まれません。

(3) 「教職自己分析シート」について

平成20（2008）年の教育職員免許法施行規則改正において「教職実践演習」が必修となったこととともない、皆さんの教職課程における履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行うことによって、不足している知識や技術等を補うため、「履修カルテ」を用いた教員による指導が義務付けられています。本学では、この「履修カルテ」のことを「教職自己分析シート」と呼んでいます。

1回生での履修を終えた段階から、毎年「教職自己分析シート」の作成や履修状況を記録することで、教職課程に必要な資質能力や意欲を確認するための材料となります。提出方法や提出期日等詳細は、2回生春季ガイダンスや「(教) 学校教育演習」、「(教) 教職実践演習（中・高）」を通じて説明をします。期日までに「教職自己分析シート」を提出できなかった

場合は、必修科目（「(教) 学校教育演習」「(教) 教職実践演習（中・高）」）の履修や単位修得ができなくなります。

8.「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の履修方法

免許法施行規則		科 目 名	履修方法
科 目	必要 単位 数		
日本国憲法	2	日本国憲法	必修
体育	2	【社会・地理歴史・公民】 スポーツと現代社会 スポーツのサイエンス スポーツ方法実習Ⅰ スポーツ方法実習Ⅱ	2単位 選択必修
		【保健体育】 スポーツと現代社会 スポーツのサイエンス	
外国語コミュニケーション	2	英語1・英語2・英語3・英語4・英語5・英語6（※単位回復科目は該当しません） ○○語・基礎 ○○語・展開 ○○語・表現Ⅰ ○○語・表現Ⅱ ○○語・総合Ⅰ ○○語・総合Ⅱ ○○語・応用Ⅰ ○○語・応用Ⅱ ○○語・中級コミュニケーションⅠ ○○語・中級コミュニケーションⅡ ○○語・上級コミュニケーションⅠ ○○語・上級コミュニケーションⅡ ○○語・中級表現読解Ⅰ ○○語・中級表現読解Ⅱ ○○語・中級表現読解Ⅲ ○○語・中級表現読解Ⅳ ○○語・中級表現読解Ⅴ ○○語・上級表現読解Ⅰ ○○語・上級表現読解Ⅱ ○○語・上級表現読解Ⅲ ○○語・上級表現読解Ⅳ （○○語はドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・朝鮮語のいずれか）	2単位 選択必修
情報機器の操作について	2	情報リテラシーⅠ 情報リテラシーⅡ 情報リテラシーⅢ 社会統計学 社会調査情報処理 計量社会学	2単位 選択必修

9.「教職に関する科目」の履修方法

3 回生以上配当の「教職に関する科目」については、1・2 回生配当の教職基礎科目全25 単位^{注1)}（高等学校一種免許状の場合全20単位）のうち、20単位以上修得しなければ、受講できません。

注1)「教科又は教職に関する科目」の「(教) 介護等体験の研究」(2 回生配当)を含む。

免許法施行規則		教職基礎科目			教職発展科目		
科 目	含める必要事項	科目名 (丸囲みの数字は単位数)	配当 回生	履修方法	科目名 (丸囲みの数字は単位数)	配当 回生	履修方法
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、勤務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	(教)教職概論②	1	必修			
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	(教)教育原理②	1	必修			
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	(教)教育心理学②	1	必修	(教)子ども理解の心理学② (教)動機づけの心理学②	3 3	選択 選択
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	(教)教育社会学②	1	必修	(教)教育制度研究② (教)教育改革の研究②	3 3	選択 選択
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	(教)教育課程論②	2	必修			
	各教科の指導法	社会科	(教)社会科・地理歴史科教育概論②	2	必修	(教)社会科授業演習②	3 選択
			(教)社会科・公民科教育概論②	2	必修		
			(教)社会科・地理歴史科授業研究②	3	2 単位		
			(教)社会科・公民科授業研究②	3	選択必修		
		地理科	(教)社会科・地理歴史科教育概論②	2	必修	(教)地理歴史科授業演習②	3 選択
			(教)社会科・地理歴史科授業研究②	3	必修		
		公民科	(教)社会科・公民科教育概論②	2	必修	(教)公民科授業演習②	3 選択
			(教)社会科・公民科授業研究②	3	必修		
		保健体育科	(教)保健体育科教育概論②	2	中学必修、高校必修	(教)保健体育科授業演習（中学）②	3 中学選択
			(教)保健体育科教育研究②	2	中学必修	(教)保健体育科授業演習（高校）②	3 高校選択
			(教)保健体育科授業研究②	3	中学必修、高校必修		
	・道徳の指導法	(教)道徳教育の研究②	2	中学必修	(教)人間と差別的教育論②	3	中学選択
	・特別活動の指導法	(教)特別活動の研究②	2	必修			
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	(教)教育方法論②	2	必修	(教)授業デザイン論②	3	選択
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	(教)生徒・進路指導の研究②	2	必修			
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	(教)教育相談の研究②	2	必修	(教)カウンセリング研究②	3	選択
教育実習		(教)教育実習の研究（事前指導）①	3	必修			
		(教)教育実習Ⅰ（事後指導を含む）②	4	} 中学校4単位、高校2単位以上選択必修			
		(教)教育実習Ⅱ（事後指導を含む）④	4				
教職実践演習		(教)教職実践演習（中・高）②	4	必修			

※1 「(教) ○○科教育概論」「(教) ○○科教育研究」「(教) ○○科授業研究」は、取得を希望する免許状教科と同じ教科を履修してください。

社会科を取得しようとする人は、「(教) 社会科・地理歴史科教育概論」と「(教) 社会科・公民科教育概論」を必ず履修し、加えて「(教) 社会科・地理歴史科授業研究」もしくは「(教) 社会科・公民科授業研究」のいずれか1 科目の合計3 科目を履修してください。

※2 中学校教諭一種免許状のみ、もしくは中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状の両方を取得する人は、「(教) 教育実習の研究（事前指導）」と「(教) 教育実習Ⅱ（事後指導を含む）」（4 単位）の2 科目を履修してください。

※3 高等学校教諭一種免許状のみを取得する人は、「(教) 教育実習の研究（事前指導）」と「(教) 教育実習Ⅰ（事後指導を含む）」（2 単位）の2 科目を履修してください。ただし、高等学校で3 週間実習を受ける人は、「(教) 教育実習の研究（事前指導）」と「(教) 教育実習Ⅱ（事後指導を含む）」（4 単位）を履修してください。

※4 「(教) 教育実習の研究（事前指導）」は、大学における事前指導（講義・オリエンテーション・ガイダンス・諸手続きを含む）をその内容としているため、教育実習を履修する前年度に履修し、その単位を修得しなければなりません。

10.「教科に関する科目」の履修方法

(1) 社会（中学校教諭一種）

系列	教育職員免許法に定める最低必要単位数		産業社会学部で取得すべき最低必要単位数		
	科目	単位数	科目名	単位数	単位数
イ	日本史及び外国史	1	○（教）日本史Ⅰ ○（教）日本史Ⅱ ○（教）外国史Ⅰ ○（教）外国史Ⅱ 新しい日本史像 アメリカの歴史 現代史 現代メディア史 社会学史 中国の国家と社会 福祉発達史 東アジアと朝鮮半島 ヨーロッパの歴史 余暇の社会史	8単位以上	22単位以上
ロ	地理学（地誌を含む。）	1	○（教）人文地理学 ○（教）自然地理学 ○（教）地理学 ○（教）地誌学 アジア社会論 アジア文化論 エスニシティ論 環境形成論 環境論 観光文化論 景観デザイン論 国際援助論 国際環境政策論 国際産業論 子どもと地球環境 資源エネルギー論 社会調査論 人口論 地域社会論 地域福祉論 地域保健論 都市政策論 都市論 比較家族論 比較文化論 リスク社会論	8単位以上	
ハ	法律学、政治学	1	（教）法律学（教）政治学の2科目より1科目選択必修 現代政治論 司法福祉論 社会ガバナンス論 社会福祉法制 住民自治論 比較政治論	2単位以上	
ニ	社会学、経済学	1	○（教）経済学 現代と社会 基礎社会学 社会経済学 社会学理論 経済学理論 NPO・NGO論 映画芸術論 映画と社会 映像ジャーナリズム論 映像表現論 演劇論 音声メディア論 家族関係論 家族社会学 活字メディア論 環境経済学 環境ライフスタイル論 企業社会学 居住環境デザイン論 グローバルメディア論 言語文化論 現代経済論 現代市民社会論 現代とメディア 現代文化論 現代余暇論 現代労働論 現代若者論 広告表現論 広告文化論 広告論 公的扶助論 国際NPO・NGO論 国際教育援助論 国際ジャーナリズム論 国際社会政策論 国際社会学 国際福祉社会学 子どもと遊び 子どもと社会 子どもと非行 子どもとまちづくり 子どもとメディア コミュニケーション政策論 コミュニケーション理論 コミュニティメディア論 参加のデザイン論 産業技術論 産業社会学 自我論 質的調査論 ジャーナリズム論 社会階層論 社会思想 社会病理学 社会文化論 生涯学習論 情報経済論 スポーツ規範論 スポーツ産業論 スポーツメディア論 世界の子どもと学校 多文化共生論 多文化コミュニケーション 伝統芸能論 日本経済論 ニュース論 人間コミュニケーション論 パブリックアクセス論 バリアフリー論 比較ジェンダー論 比較市民教育論 比較スポーツ論 表象文化論 福祉経営論 福祉産業論 福祉情報論 福祉臨床論 文化人類学 ボランティア入門 まちづくりと産業 マンガ文化論 メディア技術史 メディア社会学 メディア文化論 メディアリテラシー論 メディア倫理 ライフサイクル論 臨床社会学 臨床人間学 労働社会学	2単位以上	
ホ	哲学、倫理学、宗教学	1	（教）哲学（教）倫理学の2科目のうち1科目選択必修 比較宗教論 社会倫理学 生命倫理学	2単位以上	

〈注記〉

（1）○印のついた科目は必修。

（2）22単位を超えて履修した単位については、「教科又は教職に関する科目」に必要な単位として充当することができます。

(2) 地理歴史 (高等学校教諭一種)

系列	教育職員免許法に定める最低必要単位数		産業社会学部で取得すべき最低必要単位数		
	科目	単位数	科目名	単位数	単位数
イ	日本史	1	○(教)日本史Ⅰ ○(教)日本史Ⅱ 新しい日本史像	4単位 以上	20単位 以上
ロ	外国史	1	○(教)外国史Ⅰ ○(教)外国史Ⅱ アメリカの歴史 現代史 現代メディア史 社会学史 中国の国家と社会 東アジアと朝鮮半島 福祉発達史 ヨーロッパの歴史 余暇の社会史	4単位 以上	
ハ	人文地理学及び 自然地理学	1	○(教)人文地理学 ○(教)自然地理学 ○(教)地理学 エスニシティ論 環境形成論 環境論 観光文化論 景観デザイン論 国際援助論 国際環境政策論 国際産業論 子どもと地球環境 資源エネルギー論 社会調査論 人口論 地域社会論 地域福祉論 地域保健論 都市政策論 都市論 比較家族論 比較文化論 リスク社会論	6単位 以上	
ニ	地誌	1	○(教)地誌学 アジア社会論 アジア文化論	2単位 以上	

〈注記〉

(1) ○印のついた科目は必修。

(2) 20単位を超えて履修した単位については、「教科又は教職に関する科目」に必要な単位として充当することができます。

(3) 公民 (高等学校教諭一種)

系列	教育職員免許法に定める最低必要単位数		産業社会学部で取得すべき最低必要単位数		
	科 目	単位数	科 目 名	単位数	単位数
イ	法律学 (国際法を含む。) 政治学 (国際政治を含む。)	1	(教) 法律学 (教) 政治学の2科目から1科目選択必修 現代政治論 司法福祉論 社会ガバナンス論 社会福祉法制 住民自治論 比較政治論	2単位 以上	20単位 以上
ロ	社会学 経済学 (国際経済を含む。)	1	○(教) 経済学 現代と社会 基礎社会学 社会経済学 社会学理論 経済学理論 NPO・NGO論 映画芸術論 映画と社会 映像ジャーナリズム論 映像表現論 演劇論 音声メディア論 家族関係論 家族社会学 活字メディア論 環境経済学 環境ライフスタイル論 企業社会論 居住環境デザイン論 グローバルメディア論 言語文化論 現代経済論 現代市民社会論 現代とメディア 現代文化論 現代余暇論 現代労働論 現代若者論 広告表現論 広告文化論 広告論 公的扶助論 国際NPO・NGO論 国際教育援助論 国際ジャーナリズム論 国際社会政策論 国際社会論 国際福祉社会論 子どもと遊び 子どもと社会 子どもと非行 子どもとまちづくり 子どもとメディア コミュニケーション政策論 コミュニケーション理論 コミュニティメディア論 参加のデザイン論 産業技術論 産業社会学 自我論 質的調査論 ジャーナリズム論 社会階層論 社会思想 社会病理学 社会文化論 生涯学習論 情報経済論 スポーツ規範論 スポーツ産業論 スポーツメディア論 世界の子どもと学校 多文化共生論 多文化コミュニケーション 伝統芸能論 日本経済論 ニュース論 人間コミュニケーション論 パブリックアクセス論 バリアフリー論 比較ジェンダー論 比較市民教育論 比較スポーツ論 表象文化論 福祉経営論 福祉産業論 福祉情報論 福祉臨床論 文化人類学 ボランティア入門 まちづくりと産業 マンガ文化論 メディア技術史 メディア社会論 メディア文化論 メディアリテラシー論 メディア倫理 ライフサイクル論 臨床社会学 臨床人間学 労働社会学	2単位 以上	
ハ	哲学、倫理学、 宗教学、心理学	1	(教) 哲学 (教) 倫理学の2科目のうち1科目選択必修 社会心理学 社会倫理学 心理検査法 精神分析論 比較宗教論 生命倫理学 心理学	2単位 以上	

〈注記〉

- (1) ○印のついた科目は必修。
- (2) 20単位を超えて履修した単位については、「教科又は教職に関する科目」に必要な単位として充当することができます。

(4) 保健体育（中学校教諭一種・高等学校教諭一種 共通）

系列	教育職員免許法に定める最低必要単位数		産業社会学部で取得すべき最低必要単位数		
	科目	単位数	科目名	単位数	単位数
イ	体育実技	1	スポーツ教育論実習Ⅰ（器械運動） スポーツ教育論実習Ⅱ（ダンス） スポーツ教育論実習Ⅲ（水泳） スポーツ教育論実習Ⅳ（球技）の4科目のうち1科目選択必修※	1単位以上	20単位以上
ロ	体育原理、体育心理学、 体育経営管理学、体育 社会学及び運動学 （運動方法学を含む。）	1	スポーツ文化論 スポーツ社会学 スポーツマネジメント論 スポーツ心理学Ⅲ スポーツ心理学Ⅳの5科目のうち1科目選択必修 スポーツバイオメカニクスⅢ スポーツバイオメカニクスⅣの2科目のうち1科目選択必修 ウエルネス論 グローバルスポーツ論 現代とスポーツ 子どもとスポーツ 身体表現論 スポーツ行政論 スポーツクラブ論 スポーツ史 スポーツ指導論 スポーツ人類学 スポーツ政策論 スポーツとジェンダー スポーツ批評論 スポーツ変動論 スポーツ法学 スポーツボランティア論 地域スポーツ論 武道論 ヘルスマネジメント論	4単位以上	
ハ	生理学 （運動生理学を含む。）	1	○生理学（運動生理学を含む）	2単位以上	
ニ	衛生学及び公衆衛生学	1	○衛生学（公衆衛生を含む）	2単位以上	
ホ	学校保健（小児保健、 精神保健、学校安全及 び救急処置を含む。）	1	○学校保健（小児保健、学校安全、救急処置を含む） メンタルヘルス 精神障害リハビリテーション論の2科目のうち1科目選択必修	4単位以上	

〈注記〉

- （1）○印のついた科目は必修。
（2）20単位を超えて履修した単位については、「教科又は教職に関する科目」に必要な単位として充当することができます。

※スポーツ教育論実習について

スポーツ教育論実習Ⅰ（器械運動） 受講定員30名程度

スポーツ教育論実習Ⅱ（ダンス） 受講定員20名程度

スポーツ教育論実習Ⅲ（水泳） 受講定員80名程度

スポーツ教育論実習Ⅳ（球技） 受講定員30名程度

- ・スポーツ教育論実習はできる限り4科目全て履修してください。教育実習までに、最低1科目は履修するようにしてください。教員になれば、全ての種目を指導することが求められるため、自分の苦手な種目を積極的に受講してください。特に、水泳の授業では生命に関わる泳法指導や応急処置を学びます。

(5) 特別支援学校教諭一種（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）

系列	教育職員免許法に定める科目		産業社会学部で取得すべき最低必要単位数		
	科 目		科 目 名	単位数	単位数
イ	特別支援教育の基礎理論に関する科目		○特別支援教育論	2単位	27単位
ロ	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	○（教）知的障害者の心理・生理・病理 ○（教）肢体不自由者の心理・生理・病理 ○（教）病弱者の心理・生理・病理	6単位	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	○（教）知的障害教育 ○（教）知的障害教育課程論Ⅰ ○（教）知的障害教育課程論Ⅱ ○（教）肢体不自由教育 ○（教）病弱教育	10単位	
ハ	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	○発達障害論 ○障害者教育・福祉論 ○障害者とコミュニケーション	6単位	
ニ	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		○（教）特別支援教育実習（事前・事後指導を含む）	3単位	

〈注記〉

- (1) ○印のついた科目は必修。
- (2) 「(教) 特別支援教育実習」を履修するためには、次の要件を満たしていることが必要です。
 - ① 「(教) 特別支援教育実習」受講の前年度末時点で「(教) 知的障害教育課程論Ⅰ」および「同Ⅱ」の単位を修得していること。
 - ② 「(教) 特別支援教育実習」受講年度において、基礎免許状（小学校・中学校・高等学校一種免許状）の教育実習の受講資格を満たしていること。
- (3) 「(教) 特別支援教育実習」は4回生配当、それ以外の科目は2回生配当です。

11. 「教科又は教職に関する科目」の履修方法

以下の一覧表にある科目の単位を修得した場合は、「教科又は教職に関する科目」として充当することができます。また、免許状取得の当該教科に利用できる「教職に関する科目」もしくは「教科に関する科目」のそれぞれ定められた必修単位数を超えて修得することによって、その余剰分の単位数を「教科又は教職に関する科目」に充当することができます。

3 回生以上配当の「教科又は教職に関する科目」については、1・2 回生配当の教職基礎科目全25単位^{注1}（高等学校一種免許状の場合20単位）のうち、20単位以上修得しなければ、受講登録（履修）できません。

注1）「教科又は教職に関する科目」の「（教）介護等体験の研究」（2 回生配当）を含む。

「教科又は教職に関する科目」一覧表

	科 目 名	単位	免許状校種	配当回生	備 考
教職基礎科目	（教）学校教育演習	4	中・高 一種	3	中学校必修、高校必修
	（教）介護等体験の研究	1	中・高 一種	2	中学校履修指定
	（教）介護等体験実習	1	中・高 一種	3	中学校履修指定 「（教）介護等体験の研究」の単位を修得済みでなければ、受講登録不可。（注2）
	（教）道德教育の研究	2	高 一種	2	（注1）
教職発展科目	（教）人間と差別の教育論	2	高 一種	3	（注1）
	（教）国際理解教育論	2	中・高 一種	3	選択
	（教）学校文化論	2	中・高 一種	3	選択
	（教）学級担任論	2	中・高 一種	3	選択
	（教）特別支援教育の研究	2	中・高 一種	3	選択
	（教）環境教育論	2	中・高 一種	3	選択
	（教）教育における人間関係	2	中・高 一種	3	選択
	（教）応用ドラマ教育論	2	中・高 一種	3	選択
	（教）学校実践研究Ⅰ	2	中・高 一種	3	選択
	（教）学校実践研究Ⅱ	3	中・高 一種	3	選択
	（教）学校実践研究Ⅲ	4	中・高 一種	3	選択

注1：中学校一種免許状取得にかかわっては「教職に関する科目」として扱う

注2：受講登録を行わない場合、介護等体験実習に参加することはできない。

介護等体験証明書を授与されたにもかかわらず「（教）介護等体験実習」の単位を取得できない場合は、免許状一括申請の対象とはしない。

後述する「1.13 介護等体験について」に示す免除対象者については履修の必要はない。

他校種必要単位の余剰分の修得によって「教科又は教職に関する科目」にそのまま充当できる「教職に関する科目」

	科 目 名	単位	免許状校種	配当回生	備 考
教職基礎科目	（教）〇〇科教育研究	2	高 一種のみ	2	当該免許状教科のみ
	（教）教育実習Ⅱ（事後指導を含む）	2	高 一種のみ	4	4 単位のうち 2 単位分のみ

「教科又は教職に関する科目」にそのまま充当できる学部開設科目

	科 目 名	単位	免許状校種	配当回生
学部専門科目	現代学校教育論	2	中・高 一種	1
	グローバル教育論	2	中・高 一種	2
	学校文化・学校空間論	2	中・高 一種	2
	スクールソーシャルワーク論	2	中・高 一種	2
	学校制度と法規	2	中・高 一種	2
	学校マネジメント論	2	中・高 一種	2
	ジェンダーと教育	2	中・高 一種	2
	いのちの教育	2	中・高 一種	2

※以下の場合には、「教科又は教職に関する科目」に充当できませんので注意してください。

(1) 当該教科以外の「各教科の指導法」科目

異なる教科の指導法科目「(教) ○○科教育概論」「(教) ○○科教育研究」「○○科授業研究」「○○科授業演習」を、当該教科以外の「教科又は教職に関する科目」に充当できません。

※ただし、中学校一種社会科免許状においては、教職基礎科目の社会科・地理歴史科・公民科の指導法4科目「(教) 社会科・地理歴史科教育概論」「(教) 社会科・地理歴史科授業研究」「(教) 社会科・公民科教育概論」「(教) 社会科・公民科授業研究」計8単位を全て修得すると、2単位分を余剰単位として「教科又は教職に関する科目」に充当することができます。

【例1：「公民」と「地理歴史」の両方の取得を目指す場合】

公民（高等学校一種）の「教科又は教職に関する科目」に、「(教) 社会科・地理歴史科教育概論」「(教) 社会科・地理歴史科授業研究」「(教) 地理歴史科授業演習」を充当することはできません。

また、地理歴史（高等学校一種）の「教科又は教職に関する科目」に、「(教) 社会科・公民科教育概論」「(教) 社会科・公民科授業研究」「(教) 公民科授業演習」を充当することはできません。

【例2：「社会」と「地理歴史」「公民」のすべての取得を目指す場合】

社会（中学校一種）の「教科又は教職に関する科目」に、地理歴史（高等学校一種）の科目である「(教) 地理歴史科授業演習」や公民（高等学校一種）の科目である「(教) 公民科授業演習」を充当することはできません。

(2) 当該校種以外の「(教) ○○科授業演習」(「各教科の指導法」科目・教職発展科目)

同一教科でも、異なる校種の「(教) ○○科授業演習」を当該校種以外の「教科又は教職に関する科目」に充当できません。

【例】保健体育（中学校一種）の科目である「(教) 保健体育科授業演習（中学）」を、保健体育（高等学校一種）の「教科又は教職に関する科目」に充当することはできません。

(3) 当該教科以外の「教科に関する科目」

異なる教科の「教科に関する科目」を修得しても、当該教科以外の「教科又は教職に関する科目」には充当できません。

12. 教育実習について

教育実習とは、中学校または高等学校の実習生として配属され、教育活動に参加することです。この教育実習は、教職課程履修の仕上げというべきものであり、教壇に立って授業する経験を得るだけでなく、教育活動の全般にわたって理解を深め、教員として必要な知識や技能や態度などを身につけるのが目的です。

教育実習は、実習受入校の好意と協力によって可能となっているものであり、大学の責任ある指導と実習生の真に教職を目指す姿勢が求められます。また、実習受入校は、あくまでも卒業後の進路に教職を第一志望として考えている者を対象に実習指導を行います。また、教育実習を受講するためには、「(教) 教育実習の研究（事前指導）」を含む指定科目の単位修得が要件となり、さらに実習受入校や教育委員会との手続きなどが全て完了していることが必要です。

(1) 「教育実習」の内容と実習期間

教育実習は「(教) 教育実習の研究（事前指導）」、実習校での実習、事後指導からなる一貫したものです。従って、その全てを受講し、所定の手続きを行う必要があります。教育実習の詳細については、3年生での「(教) 教育実習の研究（事前指導）」の授業において説明するとともに、「教育実習の手引き」を配布します。

実習校での実習は、教育活動全般（ホームルーム、クラブ活動含む）について、観察、参加、実習により構成されますが、その内容については、それぞれの実習校の実情に即した教育実習の指導計画が編成されています。教育実習期間は、各実習校により異なりますが、例年、5月～11月までの間に実施されます。

(2) 「教育実習」の受講資格

教育実習を履修するためには、以下の要件を全て満たしていることが必要です。要件を満たしていない場合には、教育実習の履修は認められません。

①「教育実習」受講年度の前期受講登録時点において、卒業見込みおよび実習校種・教科における教員免許状取得見込みであること。

- ②「教育実習」受講の前年度末現在で、教育職員免許法施行規則に定められている以下の科目の本学必要単位数(23単位)および「(教)学校教育演習」(「教科又は教職に関する科目」・4単位)を修得していること。

免許法施行規則		本学開講科目	単位	配当 回生	「教育実習」 受講要件
科目	含める必要事項				
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、勤務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	(教)教職概論	2	1	必修
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	(教)教育原理	2	1	必修
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	(教)教育心理学	2	1	必修
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	(教)教育社会学	2	1	必修
教育課程及び指導法に関する科目	・特別活動の指導法	(教)特別活動の研究	2	2	必修
	・各教科の指導法 ※1	(教)〇〇科教育概論 (社会科:(教)社会科・地理歴史科教育概論または(教)社会科・公民科教育概論、地歴科:(教)社会科・地理歴史科教育概論、公民科:(教)社会科・公民科教育概論)	2	2	必修
		(教)〇〇科授業研究 (社会科:(教)社会科・地理歴史科授業研究または(教)社会科・公民科授業研究、地歴科:(教)社会科・地理歴史科授業研究、公民科:(教)社会科・公民科授業研究)	2	3	必修 上記2科目は同一教科であること。
	・教育課程の意義及び編成の方法	(教)教育課程論	2	2	必修
	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	(教)教育方法論	2	2	必修
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法	(教)生徒・進路指導の研究	2	2	必修
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法	(教)教育相談の研究	2	2	必修
教育実習		(教)教育実習の研究(事前指導)	1	3	必修
「教科又は教職に関する科目」		(教)学校教育演習	4	3	必修

※1 教科の指導法は教育実習と同一教科で履修してください。教育実習は所属学部・学科で取得できる免許状教科での履修となります。

(3) 実習校について

教育実習校の決定方法は、各自が中学校や高等学校を訪問して依頼し、承諾を受けることによって実習先を確保します。ただし、教育委員会が実習校を配当することによって決定する場合もあり、また本学附属校出身者についても取り扱いが異なります。決定方法の詳細は、教育実習前年度に受講する「(教)教育実習の研究(事前指導)」で説明を行います。

13. 介護等体験

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、義務教育課程(小学校および中学校)の教員免許状申請時には、7日間以上の介護等体験の証明書が必要となります。介護等体験とは、18歳に達した後に行う、特別支援学校(2日間)と社会福祉施設(5日間)の計7日間にわたる介護などの体験のことを指します。

介護等体験の受け入れ先は、特別支援学校については教育委員会が、社会福祉施設については社会福祉協議会が管轄しており、各機関から本学に体験場所・体験時期が配当されます。本学では、介護等体験を「教科又は教職に関する科目」の一部として単位化しており、小・中学校の免許状の取得を希望する場合は、履修指定科目となります。介護等体験の申し込み手続きの説明や事前指導については、2回生配当の「(教) 介護等体験の研究」において行います。介護等体験は、3回生配当の「(教) 介護等体験実習」として履修します。従って、「(教) 介護等体験実習」を履修するためには、原則前年度に「(教) 介護等体験の研究」の単位を修得していることが必要となります。

なお、「(教) 介護等体験の研究」は、受講年度の後期受講登録修正結果をふまえ、当該年度末に3回生以上配当科目の履修に必要な先修条件を満たす見込みがない場合に翌年度の「(教) 介護等体験実習」を履修できないため、その受講を認めません。

※介護等体験の免除について

以下の(1)～(3)に該当する人は介護等体験が免除されますので、教職教育課に「免除申告書」を提出してください。なお、介護等体験が免除されるかどうか分からない場合は、事前に教職教育課の窓口にて確認・相談をしてください。

- (1) 介護等体験特例法が施行される以前(1998(平成10)年3月31日以前)に、大学・短大に在学した者であって、卒業までの間に小学校または中学校教諭の専修、一種もしくは二種のいずれかの免許状取得のための所要資格を得た者。
- (2) 介護等に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者。
保健師、助産師、看護師、准看護師、盲・ろう・特別支援学校教員、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士又は義肢装具士の免許・資格を既に有している者(取得見込みの場合は介護等体験が必要)
- (3) 身体上の障がいにより介護等の体験を行うことが困難な者。身体障害者手帳に、障がいの程度が1級から6級であるとして記載されている者。

14. 「(教) 学校実践研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「学校ボランティア」について

本学では、近畿地区の教育委員会や小学校・中学校・高校と連携し、教職を目指す皆さんを対象とした、「(教) 学校実践研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「学校ボランティア」を用意しています。教師を目指すためには、教職に関わる理論や教科に関する知識を身につけるだけでなく、教師の仕事の実際や児童・生徒の様子について、体験的に知ることが重要です。

3回生より受講することができる「(教) 学校実践研究Ⅰ」「同Ⅱ」「同Ⅲ」は、学校でのインターンシップを含んだ科目で、小・中・高校での授業補助や学習支援、発達障がいを持つ子どもへの支援など、教師の仕事を幅広く体験し、学ぶことができます。「(教) 学校実践研究Ⅰ」(2単位)は研修時間の合計が40時間以上、「(教) 学校実践研究Ⅱ」(3単位)は研修時間の合計が70時間以上、「(教) 学校実践研究Ⅲ」(4単位)は研修時間の合計が100時間以上のインターンシップを含み、いずれも事前・事後指導(講義)の受講が必須です。

また、「学校ボランティア」は、大学での単位認定は行いませんが、学校における特定の活動を支援する中で、児童・生徒と関ることができます。

2 教職課程（子ども社会専攻）

子ども社会専攻学生の小学校教諭一種免許状の取得について

子ども社会専攻では、小学校教員養成課程を設置しています。専攻の専門科目の中で、免許状取得のために必要な科目を受講し、単位を取得することで、小学校教諭一種免許状が教育委員会より授与されます。必要な科目が1つでも不足していても免許状を取得することはできませんので、免許取得を希望する学生は、つぎの履修方法を熟読し、間違いのないように履修計画を立ててください。

また、教育職員養成審議会（現在は、中央教育審議会）の答申でも指摘されているように、近年では、授業をつくる力や児童・生徒を指導する力といった教員という職業に必然的に求められる力に加え、社会の諸問題についての幅広い知見、国際化や情報化時代に対応した知識や能力、社会的なコミュニケーション能力などが、教員に求められています。このような教員に求められている新しい知識や能力を獲得するために、社会諸科学を総合的に学ぶことができる産業社会学部、そして、子どもをめぐる諸課題について最新の研究成果を反映した科目を設置している子ども社会専攻は最適の場ということが出来ます。

それゆえに、免許状の取得を希望する学生は、免許状取得に必要な科目のみならず、子ども社会専攻の様々な科目をはじめ、産業社会学部の他専攻に開設されている科目なども履修することで、現在の教員に求められている幅広い知見を獲得するようにしてください。

最後に、免許取得希望者にとって、4年間という長いようで短い学生生活は、教員として必要な基本的な知識や力量を獲得していく期間でもあります。そのためには、幅広く科目を受講し、各授業に積極的に参加する必要があることは言うまでもありませんが、同時に、本学の設置する様々なプログラムを活用したり、課外活動や社会での活動に参加するなど、多彩な経験も積みながら、充実した4年間の学生生活をすごしてもらいたいと思います。子ども社会専攻から、次世代の子どもや学校を支える教員が一人でも多く旅立っていくことを期待しています。

1. 履修イメージ

	1 回生		2 回生		3 回生		4 回生	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
演習系科目	基礎演習Ⅰ	基礎演習Ⅱ	プロジェクトスタディⅠ	プロジェクトスタディⅡ	専門演習		卒業研究	
							教職実践演習 （小学校）	
初等教育実習関係				初等教育実習 の研究 A	初等教育実習Ⅰ（2週間） （実習指導のためのガイダンス等を含む）		初等教育実習Ⅱ（2週間） （実習指導のためのガイダンス等を含む）	
							※初等教育実習Ⅲ（4週間） （実習指導のためのガイダンス等を含む）	
科目 講義系	教職科目（基礎理論系）							
	教科教育系科目							
体験 介護等								
	介護等体験の研究 介護等体験実習（7日間以上）							

※何らかの事情により、初等教育実習Ⅰ・初等教育実習Ⅱが履修できない場合に、履修が認められることがあります。

2. 基礎資格と必要単位

基礎資格とは、卒業に必要な単位を修得し、学士の学位を取得することです。また、免許状取得の必要単位数については、「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」、教育職員養成課程で定める「教職に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」を次表のとおり修得する必要があります。なお、法律で定められた「介護等体験」も必要となります。

免許取得に必要な単位

免許状の種類	本学における最低必要単位数								
	免許法施行規則等66条の6に定める科目				介護等体験※	教職に関する科目	教科に関する科目	関する科目	教科又は教職に
	日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	情報機器の操作					
小学校教諭一種免許状	2	2	2	2	2	45	14	—	69

※「介護等体験」は免許状申請時に必要な「学力に関する証明書」には記載されませんが、免許状取得に必要となります。

3. 履修方法

小学校教諭一種免許状取得に必要な各科目は、履修可能となる配当回生でできるだけ速やかに修得するようにしてください。履修時期が遅れると、他の様々な科目との時間割重複等が発生する可能性があり、履修計画に大きく影響する（卒業までに免許状取得に必要な全科目を修得できない等）ことがありますので、充分注意してください。

（１）教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

○日本国憲法

「日本国憲法」 2単位必修

○体育

「スポーツと現代社会」、「スポーツのサイエンス」、「スポーツ方法実習Ⅰ」、「スポーツ方法実習Ⅱ」より2単位選択必修

○外国語コミュニケーション

次の科目より2単位選択必修

英語	初修外国語（○○語は、ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・朝鮮語のいずれか）
英語1	○○語・基礎
英語2	○○語・展開
英語3	○○語・表現Ⅰ
英語4	○○語・表現Ⅱ
英語5	○○語・総合Ⅰ
英語6	○○語・総合Ⅱ
	○○語・応用Ⅰ
	○○語・応用Ⅱ
	○○語・中級コミュニケーションⅠ・Ⅱ
	○○語・上級コミュニケーションⅠ・Ⅱ
	○○語・中級表現読解Ⅰ～Ⅴ
	○○語・上級表現読解Ⅰ～Ⅳ

※単位回復科目は該当しませんので注意してください。

○情報機器の操作

「情報リテラシーⅠ」、「情報リテラシーⅡ」、「情報リテラシーⅢ」、「社会統計学」、「社会調査情報処理」、「計量社会学」より2単位選択必修

(2) 介護等体験

科 目 名	単位数	回配生当	履修方法
介護等体験の研究	1	2	履修指定
介護等体験実習	1	3	履修指定（「介護等体験の研究」の単位を修得済みでなければ、受講登録不可。）＜注＞

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、義務教育課程（小学校および中学校）の教員免許状申請時には、7日間以上の介護等体験の証明書が必要となります。介護等体験とは、18歳に達した後に行う、特別支援学校（2日間）と社会福祉施設（5日間）の計7日間にわたる介護などの体験のことを指します。

介護等体験の受け入れ先は、特別支援学校については教育委員会が、社会福祉施設については社会福祉協議会が管轄しており、各機関から本学に体験場所・体験時期が配当されます。

本学では、介護等体験を単位化しています。介護等体験の申し込み手続の説明や事前指導については、2回生配当の「介護等体験の研究」において行います。介護等体験は、3回生配当の「介護等体験実習」として履修します。したがって、「介護等体験実習」を履修するためには、その前年度までに「介護等体験の研究」の単位を修得していることが必要となります。なお、教職課程への取り組みが不十分であると判断される場合には、前述の先修要件を満たしていても、実習への参加を認めない場合があります。

※介護等体験の免除について

以下の1)～3)に該当する人は介護等体験が免除されますので、教職教育課に「免除申告書」を提出してください。なお、介護等体験が免除されるかどうか分からない場合は、事前に教職教育課の窓口にて確認・相談をしてください。

- 1) 介護等体験特例法が施行される以前（1998（平成10）年3月31日以前）に、大学・短大に在学した者であって、卒業までの間に小学校または中学校教諭の専修、一種もしくは二種のいずれかの免許状取得のための所要資格を得た者。
- 2) 介護等に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者。
保健師、助産師、看護師、准看護師、盲・ろう・特別支援学校教員、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士又は義肢装具士の免許・資格を既に有している者（取得見込みの場合は介護等体験が必要）
- 3) 身体上の障がいにより介護等の体験を行うことが困難な者。身体障害者手帳に、障がいの程度が1級から6級であるとして記載されている者。

また、上記のほか、既に介護等体験を実施済みで、実習を終了したことを証明する証明書を有している場合は、産業社会学部事務室まで申し出て下さい。

＜注＞ 受講登録を行わない場合、介護等体験実習に参加することはできません。介護等体験証明書を授与されたにも関わらず「介護等体験実習」の単位を修得できない場合は、免許状一括申請の対象とはしません。

(3) 教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			授 業 科 目	単位数	配当 回生	履 修 方 法
科目	各科目に含める必要事項	単位数				
教職の意義等 に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服 務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種機会 の提供等	2	現代教職概論	2	2	必修
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関 する歴史及び思想	6	子どもと教育の歴史	2	1	必修
	・幼児、児童及び生徒の心身 の発達及び学習の過程（障 害のある幼児、児童及び生 徒の心身の発達及び学習の 過程を含む。）		児童・発達心理学	2	2	必修
	・教育に関する社会的、制度 的又は経営的事項		現代教育社会論	2	2	必修
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の 方法	26	学校カリキュラム論	2	2	必修
	・各教科の指導法		初等国語科教育法	2	2	必修
			算数科教育法	2	2	必修
			初等理科教育法	2	2	必修
			初等社会科教育法	2	2	必修
			生活科教育法	2	2	必修
			音楽科教育法	2	3	必修
			初等体育科教育法	2	3	必修
			家庭科教育法	2	3	必修
図画工作科教育法	2	3	必修			
・道徳の指導法	道徳教育論	2	2	必修		
・特別活動の指導法	特別活動・学級経営論	2	2	必修		
・教育の方法及び技術 （情報機器及び教材の活用 を含む。）	子どもと学習活動	2	2	必修		
生徒指導、教育相 談及び進路指導等 に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	2	子どもの理解と指導	2	2	必修
	・教育相談（カウンセリング に関する基礎的な知識を含 む）の理論及び方法	2	学校カウンセリング論	2	2	必修
教育実習 ※ 1		5	初等教育実習の研究 A （事前指導）	1	2	後期開講 } 1 科目 1 単位 選択必修
			初等教育実習の研究 B （事前指導）	1	3	
			初等教育実習Ⅰ	2	3	初等教育実習 Ⅰ、Ⅱをあわ せて 4 単位、 もしくは初等 教育実習Ⅲの 4 単位を履修
			初等教育実習Ⅱ （事後指導を含む）	2	4	
			初等教育実習Ⅲ （事後指導を含む）	4	4	
演習教職 実践		2	教職実践演習（小学校）	2	4	必修

※ 1 教育実習の履修については、「4. 教育実習」を参照して下さい。

教職実践演習について

教職課程の他の科目の履修や教職課程外での様々な活動を通じてみなさんが身につけた力が、教員として、最小限必要な資質能力として有機的に統合され形成されたかを最終的に確認する科目です（4回生後期配当）。教員免許状取得後の初年度赴任の教員として職務遂行が可能となるために欠けている部分はないか、教育実習をはじめとするこれまでの学修状況を振り返りつつ、教師としての使命感、社会性、生徒指導、教科指導の面において求められる力を再確認するとともに、自らの課題を解決する姿勢と手法を身につけることをねらいとします。

教職実践演習の受講資格

「教職実践演習（小学校）」を履修するためには、以下の要件を満たしていることが必要です。要件を満たしていない場合には、履修は認められません。

「教職実践演習（小学校）」受講年度において、卒業見込みおよび教員免許状取得見込みであること。

（４）教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数	配 当 回 生	履 修 方 法
社会	初等社会	2	2	必修
音楽	音楽Ⅰ	2	2	必修
体育	初等体育	2	2	必修
国語（書写を含む）	初等国語（書写を含む）	2	3	必修
算数	算数	2	3	必修
理科	初等理科	2	3	必修
図画工作	図画工作	2	2	1科目2単位 以上選択 ※注
家庭	家庭	2	2	
音楽	音楽Ⅱ	2	3	
生活	生活	2	3	

- 「教科に関する科目」は小学校教員としての基本的な力量形成のために、すべての科目を履修することを推奨します。
- ※注 4科目のうち、最低1科目以上修得しなければ免許状は取得できません。
- 免許状取得のための必修科目とは別に、「算数」「初等理科」を学ぶにあたって、基礎となる内容を学ぶために「数学入門」「理科入門Ⅰ」「理科入門Ⅱ」（いずれも教養科目）を開講しています。

（５）教科又は教職に関する科目

本来、法令では「教科又は教職に関する科目」として必要単位が定められていますが、本学では上記（３）の「教職に関する科目」の最低必要単位数（45単位）および上記（４）の「教科に関する科目」の最低必要単位数（14単位）を修得すれば、「教科又は教職に関する科目」の必要単位数を満たしたものと扱うことができます。

4. 教育実習

教育実習は、小学校に実習生として配属され、教育活動に参加することです。この教育実習は、教職課程履修の仕上げというべきものであり、教壇に立って授業する経験を得るだけでなく、教育活動の全般にわたって理解を深め、教員として必要な知識や技能や態度などを身につけるのが目的です。この実習校での教育実習は、実習受入校の好意と協力によって可能となっているものであり、大学の責任ある指導と実習生の真に教職を目指す姿勢が求められます。教育実習の安易な履修は、結果として実習受入校に大きな迷惑を及ぼすことに直結するため、受講資格要件を設けます。

【教育実習までの流れ】

2 回生		3 回生		4 回生	
前期	後期	前期	後期	前期	後期
—	初等教育実習 の研究 A	初等教育実習 I 【2 週間】		初等教育実習 II 【2 週間】	

※何らかの事情により、上記の【教育実習までの流れ】の通りに履修することができない場合は、必ず早い段階で産業社会学部事務室で相談し、履修指導を受けてください。

【教育実習の受講資格】

(1) 「初等教育実習 I」(3 回生実習)

前年度末までに下記 1) ～ 3) の単位を修得する必要があります。

- 1) 「初等教育実習の研究 A」の単位を修得していること。
- 2) 2 回生配当の「各教科の指導法」及び「教科に関する科目」の必修科目すべてについて、単位を修得していること。
- 3) 「子どもと教育の歴史」「現代教職概論」「道德教育論」の単位を修得していること。
- 4) ただし教職課程への取り組みが不十分であると判断される場合には、上記の条件を満たしていても、実習への参加を認めない場合がある。
- 5) 3 回生時の教育実習に参加できないと判断される「相当の理由」が認められる場合は、所定の受講資格要件が整い次第「初等教育実習Ⅲ」の履修を認める。

(2) 「初等教育実習Ⅱ」「初等教育実習Ⅲ」(4 回生以上での実習)

2) については、前年度末までに単位を修得する必要があります。

- 1) 「初等教育実習Ⅱ・Ⅲ」の受講年度において、卒業見込み及び教員免許状取得見込みであること。
- 2) 教職に関する科目（「各教科の指導法」及び「初等教育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は除く）のすべてについて、単位を修得していること。ただし、「初等教育実習の研究 A」「初等教育実習の研究 B」については、そのどちらか一方の単位を修得していること。「各教科の指導法」及び「教科に関する科目」の履修については、それぞれの教科の、「指導法」または「教科」のどちらか一方の単位を修得していること。
- 3) ただし教職課程への取り組みが不十分であると判断される場合には、上記の条件を満たしていても、実習への参加を認めない場合がある。

※「初等教育実習Ⅱ」「初等教育実習Ⅲ」の実習校は、各自が小学校を訪問して依頼し、原則として次年度の教育実習受け入れの承諾を受ける必要があります（内諾活動）。ただし、各都道府県等の教育委員会が実習校を配当する場合などもあります。決定方法の詳細は、ガイダンス等で説明を行いますのでその際に必ず確認してください。

5. 履修するための手続き

1 回生の後期に小学校教員養成課程履修確認票を提出する必要があります。

1 回生時に手続を行わなかった場合や、1 回生時の手続内容に変更がある場合などは、2 回生以降に改めて手続を行う必要があります。また、一度手続を行った後で、課程の履修を辞退する場合には、産業社会学部事務室に辞退願を提出してください。

手続き期間や方法については、改めてお知らせします。

6. 「(教) 学校実践研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」

本学では、近畿地区の教育委員会や小学校・中学校・高校と連携し、教職を目指すみなさんを対象とした、「(教) 学校実践研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を用意しています。教師を目指すためには、教職に関わる理論や教科に関する知識を身につけるだけでなく、教師の仕事の実際や児童・生徒の様子について、体験的に知ることが重要です。

3 回生より受講することができる「(教) 学校実践研究Ⅰ」「同Ⅱ」「同Ⅲ」は、学校でのインターンシップを含んだ科目で、小・中・高校での授業補助や学習支援、発達障がいを持つ子どもへの支援など、教師の仕事幅広く体験し、学ぶことができます。「(教) 学校実践研究Ⅰ」(2 単位) は研修時間の合計が40時間以上、「(教) 学校実践研究Ⅱ」(3 単位) は研修時間の合計が70時間以上、「(教) 学校実践研究Ⅲ」(4 単位) は研修時間の合計が100時間以上のインターンシップを含み、いずれも事前・事後指導(講義)の受講が必須です。なお、受講するには、別途手続きを要し、受講資格要件があります。

7. 教職支援センター

教員になるには、教員免許状を取得するとともに、各都道府県等の実施する教員採用試験に合格しなければなりません。本学では、教職支援センターを設置し、教員志望者に対する対策講座の開講や、情報資料・参考書等をそろえとともに、教員採用に関する具体的な相談・指導助言に応じています。教員志望の人はできるだけ早い段階から積極的に利用してください。

VII. 学びの支援

シラバス

シラバスには、それぞれの科目の『授業の概要』『受講生の到達目標』『成績評価方法』等の内容を掲載しています。受講登録を行う前や授業を受ける前には、内容を確認してください。

※詳細は、『学び支援ハンドブック』を参照してください。

シラバス

CAMPUS WEBの『学びのサポート』から「シラバス」をクリック

manaba+R、QRコードシール

1. manaba+R

授業内外の学習をWeb上で支援する「manaba+R」というシステムを導入しています。manaba+Rは、科目ごとに、レジュメの掲載、レポート課題、小テスト、電子掲示板などの機能を提供します。授業科目により具体的な利用方法が異なりますので、授業担当教員の指示に従ってください。

※詳細は、『学び支援ハンドブック』を参照してください。

2. QRコードシール

【QRコードシール】

QRコードシールは、個人情報（学生証番号、氏名）のデータをシール化したものです。個人情報が入っていますので紛失や友達と交換などしないよう、厳重に管理してください。学生証番号が変わらない限り、過年度のQRコードシールも使用可能です。

【QRコードシールの活用】

QRコードシールは授業の出席の確認をする際に活用しますので、授業を受ける際に携帯してください。全て使い切ったときは、衣笠キャンパスは教務課（有心館1階）、BKC・OICは学びステーションで再発行できます。なお、再発行には学生証が必要です。

※詳細は、『学び支援ハンドブック』を参照してください。

学生への援助制度

立命館大学では、小集団クラスや自主ゼミを対象として以下の補助・援助を行っています。積極的に活用し、学習を深めるために役立ててください。

1. 小集団支援制度

小集団科目では、自主的・集団的な学習活動で必要となる報告資料の作成や配布用レジュメ作成などを補助する制度として、小集団教育推進補助費（1クラスあたり年間上限2万円、2回生対象クラスのみ上限1万円）があります。補助を受けるためには、年度初めの定められた期間に各クラスで会計担当責任者を選出して、産業社会学部事務室に登録する必要があります。詳細は、年度初めに会計担当責任者を対象とした説明会（1回生のみ対象）で説明しますので、会計担当責任者に出選されたら必ず出席してください。2回生以上に対しては掲示等で案内のうえ、事務室窓口で手続きを行います。また、産業社会学部では上記とは別に小集団科目の一部においてアクティブラーニングを援助するための各種支援制度を設けています。必要に応じて担当教員に相談してください。

2. 自主ゼミ援助制度

授業（正課）や課外で学んだことをさらに発展させ、その研究成果をまとめていくため、産業社会学部内のメンバーで組織された学習グループ（自主ゼミ）に対して援助（コピーカード2,000円分の支給、教室等施設貸与、活動援助など）を行う制度です。自主ゼミとして認められるには、前期・後期それぞれの定められた期間内に産業社会学部自治会ならびに産業社会学部事務室に申請し、許可を受ける必要があります。募集要項は例年前期・後期開講後に産業社会学部自治会より配布します。

3. 学生施設

以学館内には、産業社会学部生が活用できる以下の施設・設備があります。

- 1 F コミュニケーション・ラウンジ……学生同士がくつろげるスペース。コピー機、飲料自動販売機も設置。
- 学生印刷コーナー……小集団科目での報告資料を印刷するために輪転機を設置。利用のためのカウンターキーは2 F Creative Lab 1 で貸出。
- クラス・ゼミ用ロッカー……「基礎演習」(1 F)、「プロジェクトスタディ」(1 F)、「専門演習」(地階)、「卒業研究」(地階)の各クラス用に設置。鍵は2 F Creative Lab 1 または産業社会学部自治会にて貸出。
- 2 F さんしゃPCラウンジ……学生スタッフD-PLUSが常駐し、パソコン利用相談にも応じているパソコンラウンジ。
- Students Lab……小グループでディスカッションできるミーティングルームを備えたラウンジ施設。

4. その他

「産業社会学会」(産業社会学会学生委員会：以学館1 F) が独自に小集団クラスや自主ゼミに対して支援制度を設けている場合があります。必要に応じて問い合わせてください。

VIII. 学 籍

1. 学籍上の氏名と住所等について

＜規程：学籍に関する規程第24条＞

「学籍」とは、大学での所属を示すものです。学籍は、入学によって発生し、卒業、退学または除籍によって喪失します。

(1) 学籍上の氏名

国籍区分	学籍上の氏名	備 考
日本国籍の学生	戸籍上の氏名	英文証明書等のアルファベット氏名の表記方法 RITSUMEI (姓) TARO (名) →RITSUMEI Taro
日本国籍を有しない学生 (外国人留学生)	住民票記載事項証明書または旅券(パスポート)に記載のあるアルファベット表記の氏名	氏名の表記方法 RITSUMEI (ファミリーネーム) SAIONJI (ミドルネーム) TARO (ギブンネーム) → RITSUMEI Taro Saionji
日本国籍を有しない学生 (外国人留学生を除く特別永住者等)	住民票記載事項証明に記載のある氏名または通称名	—

本学が交付する各種証明書等の氏名は、上記に基づいて取扱います。無断で学籍上の氏名を改めたり、通称名を用いることはできません。通称名の使用を希望する場合は、産業社会学部事務室に申し出てください。学部の教授会で審議の上、その使用を認める場合があります。※通称名を使用する場合は、学籍簿および卒業証書・学位記の氏名については、通称名を記載したうえで上記に基づく氏名(本名)を併記します。なお、各種証明書、個人別時間割表、成績通知表等の書類は通称名しか記載しませんが、外国籍の学生(外国人留学生)の証明書については、旅券(パスポート)または住民票記載事項証明書のアルファベット氏名を記載します。

(2) 住所等の変更手続

変更事項	手 続 等	提 出 先
本人の現住所・電話番号の変更	「CAMPUS WEB」で修正	—
帰省先・学費請求先・保証人の住所および電話番号の変更	「住所変更届」の提出	産業社会学部事務室
保証人・学費請求先氏名・姓名・国籍の変更	「保証人・学費請求先氏名・姓名・国籍の変更届」の提出	

2. 学生証番号

入学を許可した者に学生証番号を付与します。学生証番号は、原則として在籍中も卒業後も変わりません。

＜学生証番号の仕組み＞

学生証番号(11ケタ)の構成

○	○	●	●	△	△	□	□	□	□	-	■
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※各記号は、以下の内容を指します。

○○：学部、●●：学科・専攻等、△△：入学年度、□□□□：個人番号、■：チェックデジット

※転籍、再入学した場合、学生証番号が変わることがあります。

3. 学生証

(1) 学生証とは

学生証は、本学の学生であることを証明する大切なものです。以下の場合に提示が必要になりますので、常に携帯してください。

- ・定期試験の受験
- ・成績通知表や個人別時間割表および各種証明書の交付
- ・図書館等の本学施設の利用
- ・本学教職員等から提示を求められたとき

※学生証を紛失・盗難にあった場合は、警察署および産業社会学部事務室に届け出てください。

※毎年度「在籍確認シール」を交付しますので、学生証の裏面に必ず貼ってください。有効期間は1年間です。当該年度の在籍確認シールの貼付がない学生証は無効です。

(2) 学生証の記載事項の変更、再交付および返還

学生証に関する事由	手 続 等
学生証の記載事項の変更	産業社会学部事務室に申し出てください。 ※再交付には下記が必要です。
学生証の再交付	・再交付手数料2,000円 ・写真 →3ヶ月以内に撮影、背景無地、脱帽正面向け、カラー、光沢、フチ無しの縦30ミリ×横25ミリ
学生証の返還	卒業、退学、除籍、休学の場合には、学生証を返還してください。 ※卒業時は、学位授与式で返還の機会を設けます。

4. 修業年限と在学年限

(1) 修業年限

産業社会学部の教育課程を修了するために必要な修業年限は、下記の通りです。

入学区分	修業年限
1 回生に入学した場合	4 年
2 回生に編入学・転入学した場合	3 年
3 回生に編入学・転入学・学士入学した場合	2 年

(2) 在学年限

在学年限とは、産業社会学部に在学できる最大の期間をいい、この年限を超えて在学することはできません。また、休学した学期、退学および除籍となった学期は、在学期間に算入しません。ただし、学期末日が退学および除籍の日となる学期は、在学期間に算入します。

入学区分等	在学年限
1 回生に入学した場合	8 年
2 回生に編入学・転入学した場合	7 年
3 回生に編入学・転入学・学士入学した場合	6 年
復学した場合	復学前の在学期間と通算して8年
転学部・転学科した場合	転学部・転学科する前の在学期間と通算して8年
再入学した場合	退学および除籍前の在学期間と通算して8年

5. 回生

(1) 回生の進み方

通常、入学と同時に1回生となり、単位の修得状況などに関わらず1年単位で回生は進行します。4回生終了時点までに卒業に必要な単位を修得できなかった場合には、5回生～8回生まで回生は進行しますが、在学年限8年を超えて在学することはできません。

(2) 休学をした場合の回生の進み方

休学前の学期の在学状態により、復学後に回生が進行する場合と進行しない場合があります。

- ・後期に在学していた場合：回生は進行します。
- ・後期に在学していなかった（休学した）場合：回生は進行しません。

6. 卒業

＜規程：学則第54条、学籍に関する規程第21条＞

各学部の修業年限以上在学し、各学部で定める卒業に必要な単位を修得した場合に卒業となり、学士の称号が与えられます。卒業の時期は、前述の要件を満たすと、前期は秋分の日、後期は春分の日となります（卒業式の日程は学年暦で確認してください）。

7. 二重学籍の禁止

本学在籍中に他の大学に同時に籍を置くことはできません。ただし、教育上必要であると認めた場合で、それぞれの大学の学修条件等に支障がなければ、二重学籍を許可する場合があります。産業社会学部事務室に相談してください。

なお、大学コンソーシアム京都単位互換制度およびAPUとの交流プログラムで許可を受けて他大学の授業科目を履修する場合、改めて本学の許可を受ける必要はありません。

8. 休学

＜規程：学則第46条、
学籍に関する規程第2
～5条、学費等の納付
に関する規程第10条＞

(1) 休学の制度

病気その他やむを得ない事由により、当該学期の授業開始日より定期試験終了日までの期間中、継続して2ヶ月以上就学することができない場合は、休学を願い出ることができます。休学の許可については、学部の教授会で審議を行います。また、病気のため、就学することが適当でないと認められる場合に、休学を命ずることがあります。

- 1) 休学期間は在学期間に算入しません。
- 2) 休学期間は継続して2年以内です。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度としてその期間を延長して許可することがあります。
- 3) 休学期間は入学時から通算して3年を超えることはできません。
例：2015年度・2016年度に休学（2年間休学）、2017年度に復学、2018年度に休学（1年間休学）の場合は、それ以降休学することはできません。
- 4) 休学期間中は、学費に代えて在籍料を納付しなければなりません。

(2) 休学の手続等

1) 休学の申請書類

休学を願い出の場合は、所定の「休学願」（保証人連署）、「同意書」および継続して2ヶ月以上就学することができないことを証明する次のいずれかの書類を所属学部の事務室に提出しなければなりません。

休 学 事 由	休学願とあわせて必要な書類
病気	主治医の診断書
家庭の事情	理由書
経済的理由	理由書
勤務の都合	勤務先の証明書、理由書
海外渡航（私費による海外留学）	留学先の受入証明書、理由書、海外渡航計画書
その他	継続して2ヶ月以上就学することができないことを証明する書類

2) 申請期限および休学期間

申請期限は以下の通りです。休学期間は、前期、後期または当該年度の1年間のいずれかを単位とします。ただし、学期または年度開始以後に休学の許可を受けた場合は、休学許可日が休学開始日となりますが、学期または年度開始日から休学許可日の前日までの期間も休学期間とみなします。

休 学 期 間	申請期限
前期または当該年度の1年間	5月31日まで
後期	11月30日まで

(3) 休学期間中の在籍料

休学期間中の在籍料は、1学期につき5,000円です（その他諸会費が必要となる場合があります）。在籍料は、休学許可日から2週間以内に納付しなければなりません。

(4) 休学期間終了の手続

休学期間終了直前（前期は7月下旬、後期は1月下旬）に、休学期間終了後の就学について本人および保証人宛に休学期間終了に伴う手続についての文書を送付しますので、以下の手続をしてください。休学期間終了日までに手続がなかった場合は、休学期間終了日をもって除籍となります。

休学の終了	休学期間終了にあたっての手続
前期末終了	8月1日～8月末日までに、復学願、休学願または退学願を提出
後期末終了	2月1日～2月末日までに、復学願、休学願または退学願を提出

9. 復学

＜規程：学籍に関する
規程第6～7条＞

(1) 復学の手続

復学する場合は、所定の「復学願」（保証人連署）を産業社会学部事務室に提出してください。

※休学事由が病気による場合は、主治医の診断書の提出と本学保健センター医師の診察を受ける必要があります。

※復学時の学費は、復学する回生の学費となります。

【手続期間】

復学を願い出る学期	復学申請期間
前 期	前年度の2月1日～2月末日
後 期	当該年度の8月1日～8月末日

【在留資格取得が必要な外国人留学生の手続期間】

復学を願い出る学期	復学申請期間
前 期	前年度の12月1日～12月末日
後 期	当該年度の6月1日～6月末日

(2) 復学時の学生証番号および適用カリキュラム

休学前のものを継続します。

10. 留学

＜規定：学則第50条、
学籍に関する規程第
10～13条＞

(1) 留学について

1) 留学の制度

本学が提供する留学プログラムで留学する制度で、留学の願い出を受けて審議のうえ教育上有益であると認めた場合に許可します。

また、学生が個人で留学先を確保した場合、所属学部が教育上有益であると認め、所属学部と留学先との間で合意等が成立した場合に、「留学」として認めることがあります（個別合意にもとづく留学）。事前に産業社会学部事務室に相談してください。

2) 留学期間

留学期間は在学期間に算入します。留学先大学の事情等により、本学の学期と異なる場合がありますが、留学開始日は、留学が許可された本学学期の開始日となり、留学終了日は、留学が許可された本学学期の終了日となります。

(2) 留学の手続等

1) 申請手続

留学を志願する場合は、所定の「留学願」（保証人連署）を産業社会学部事務室に提出してください。

2) 留学中の学費

協定にもとづく留学の場合、本学学費の取り扱いは留学プログラムによって異なります。詳細は、国際教育センターで配布する海外留学の募集要項で確認してください。なお、「個別合意にもとづく留学」の場合は、本学学費を通常通り納付の上、留学先大学にも個人で学費を納付する必要があります。

3) 留学終了の手続

帰国した後すみやかに所定の「留学終了届」を提出し、1ヵ月以内に留学先の履修期間および成績が明記された「単位認定願および単位認定書」を提出してください。

11. 転籍

＜規程：学則第42条・49条、学籍に関する規程第8～9条、学費等の納付に関する規程、手数料規程＞

転籍は、現在所属している学部・学科等から、他の学部・学科等へ転じる制度です。

(1) 転籍の要件等

転籍先学部での募集がある場合に限り、1回生または2回生終了時点で以下の出願資格を満たした上で、転籍の出願を行うことができます。出願後、産業社会学部および転籍先の学部における選考のうえ、2回生または3回生の始めの転籍を許可することがあります。なお、年度途中の転籍はできません。

出願資格等、詳細については毎年度12月頃に発行する「転籍要項」（産業社会学部事務室で配布）で必ず確認してください（転籍の募集がある学部・学科は年度によって変わる場合があります）。

【一般学生の出願資格】

2回生に進級する時の転籍 (1回生対象)	1回生終了時点で、1回生配当の外国語科目を全科目修得し、卒業要件に算入できる修得単位が30単位以上修得できる見込みの者
3回生に進級する時の転籍 (2回生対象)	2回生終了時点で、1および2回生配当の外国語科目を全科目修得し、卒業要件に算入できる修得単位が60単位以上修得できる見込みの者

【外国人留学生（外国人留学生特別入試による入学者）の出願資格】

2回生に進級する時の転籍 (1回生対象)	1回生終了時点で、外国語科目（日本語）6単位および日本事情等に関する科目4単位を修得し、卒業に必要な単位を30単位以上修得できる見込みの者
3回生に進級する時の転籍 (2回生対象)	2回生終了時点で、外国語科目（日本語）6単位および日本事情等に関する科目4単位を修得し、卒業に必要な単位を60単位以上修得できる見込みの者

※上記以外の要件を定めている学部・学科がありますので、転籍要項で確認してください。

外国人留学生の出願資格について、理工学部・情報理工学部・生命科学部は日本事情等に関する科目および外国語科目が必修ではないため、卒業に必要な単位数のみを出願の基準とします。

※転籍は回生を下げて許可することはありません。ただし、理工学部、情報理工学部、薬学部および生命科学部の3回生への転籍は、単位修得状況により2回生に許可することがあります。

(2) 転籍の出願手続

転籍の出願は、所定の期日（例年1月中旬頃ですが、転籍要項で確認のこと）までに、所定の「転籍願」（保証人連署）およびその他必要な書類の提出ならびに転籍選考料（3,000円）を納付しなければなりません。なお、転籍を同時に2件以上出願することはできません。

(3) 転籍が許可された場合の学費

転籍が許可された場合の学費は、転籍先の許可された回生の学費となります。納付期限等は、「Ⅸ. 学費」を参照してください。

12. 退学

＜規程：学則第52条、学籍に関する規程第18～19条＞

(1) 退学の要件および退学の手続等

事情により退学する場合は、所定の「退学願」（保証人連署）、「退学同意書」、「理由書」を産業社会学部事務室に提出し、許可を得なければなりません。

(2) 退学日

退学日は、所属学部の教授会の審議を経て、学長が決定します。成績の認定はその学期最終日に在学していることが条件となりますので（退学日が9月25日または3月31日の場合は、当該学期に修得した単位および当該学期の在学は有効）、当該学期の学費を納付済みで成績の認定を受けたい場合には、退学申請時にこの旨を申し出てください。退学の審議は、教授会日程との関係上、2週間から1ヶ月かかります（退学日は教授会で許可された日です。申請日が退学日になるわけではありません）。

13. 除籍

＜規程：学則第53条、
学籍に関する規程第
20条＞

以下に該当する者は除籍となり、本学学生の身分を失います。

除 籍 事 由	除 籍 日
授業料、特別在学科または在籍料を納めない者	前期：8月末日、後期：2月末日
在学年限を超えた者	在学年限の最終日
休学期間が通算3年を超えてなお、復学しない者	休学期間終了日
休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者	休学期間終了日

14. 再入学

＜規程：学則第28～
30条、入学の出願お
よび入学手続に関す
る規程第4～6条＞

(1) 再入学の要件等

退学または除籍となった者が、退学または除籍となった学期の最終日の翌日から起算して2年以内に再入学の出願を行った場合、選考の上、再入学を許可することがあります。ただし、在学年限を超えて除籍となった者および懲戒により退学処分となった者は、再入学の資格はありません。

※再入学制度は、退学・除籍後に再び大学で履修することを保証する制度ではありません。

(2) 再入学の出願手続

以下の出願期間に、「再入学志願票」（保証人連署）を提出しなければなりません。手続等の詳細は、「再入学試験要項」（産業社会学部事務室で配布）を確認してください。

【出願期間】

再入学を志願する学期	出 願 期 間
前 期	前年度の2月1日～2月末日
後 期	当該年度の8月1日～8月末日

【在留資格取得が必要な外国人留学生の出願期間】

在留資格の取得手続に時間がかかるため、下記の期間に出願することができます。

再入学を願い出る学期	出 願 期 間
前 期	前年度の12月1日～12月末日
後 期	当該年度の6月1日～6月末日

(3) 再入学の手続等

再入学の合格通知を受けた者は、所定の期日までに再入学手続書類を提出するとともに、所定の納付金を納付しなければなりません。再入学者については、再入学した回生の新カリキュラムが適用されます。既修得単位については、新カリキュラムに合わせて単位認定を行いますので、その結果、科目によっては単位が認定できない場合もあります。

15. 証明書、学割証、
証紙

(1) 証明書、学割証

在学生の証明書（一部を除く）および学割証は、証明書自動発行機で発行できます。証明書自動発行機の設置場所、稼動時間など詳細については、証明書発行についてのページ（CAMPUS WEBの『学びのサポート』から「証明書」をクリック）で確認してください。

※休学者、退学者、除籍者、卒業生の証明書（休学証明書・退学証明書・在学期間証明書など）は、産業社会学部事務室で発行します。証明書の種類によって、日数がかかる場合があります。

※事務室で手数料が必要な証明書を発行する場合、証紙で支払います。

(2) 証紙について

各種申請に必要なとなる証紙（各種講座の受講、検定試験の受験、証明書発行、シャトルバス利用など）は、証明書自動発行機または各キャンパスの生協窓口で購入できます。

※生協窓口で販売している証紙は、証明書手数料、バイク登録料、科目等履修選考料、聴講選考料、駐車場利用料、シャトルバス利用料、シャトルバス回数券です。

IX. 学 费

1. 学費

- 1) 本学では、入学年度を基準として学費額を決定しており、入学時点で在学期間中の学費を明示しています。
- 2) 本学では、年次進行による学費改定は原則として行わず、入学から卒業までの各年次の学費は一部を除き同額となります。
- 3) 当該年度の学費額については学費に関するホームページを参照してください。

2. 学費の納付方法・納付期日

(1) 学費納付案内

送付内容	送付予定
・学費納付案内 ・延納（分納）制度と奨学金の案内 ・学費等納付書	4月上旬
・学費納付案内 ・延納（分納）制度と奨学金の案内 ・学費等納付書	9月上旬（※）

※前期学期に年間学費を納付した場合は、9月の案内はありません。

(2) 学費案内送付先

学費納付案内は、大学に学費請求書先として登録されている住所宛に送付します。入学後に変更が生じた場合は、産業社会学部事務室へ届け出てください。

(3) 学費納付

学費は、学費等納付書（本学専用振込用紙）を使用し、期日までに金融機関から振込んでください。

納付する学費	納付期日
前期学期分学費または年間学費	4月30日まで
後期学期分学費	9月30日まで

※納付期日が金融機関の休業日となる場合は、納付期日は金融機関の翌営業日となります。

3. 学費延納（分納）制度

前期学期分学費または後期学期分学費を、先述〔2.（3）〕の納付期日までに一括納付することが困難な場合は、延納（分納）制度を利用することができます。本制度を利用する場合は、先述〔2.（3）〕の納付期日までに「延納（分納）願」を、所属キャンパスの学生オフィスへ提出してください。（郵送でも提出可能）

	前期学期分	後期学期分
延納が許可された場合の納付期日	7月10日	12月20日

※延納期日が金融機関の休業日となる場合は、納付期日は金融機関の翌営業日となります。

4. 奨学金制度

「奨学金制度」の詳細は、大学ホームページを参照してください。「奨学金制度」の利用については、所属キャンパスの学生オフィスに相談してください。

5. 学費が未納となった場合の取扱い（除籍）

学費が所定の期限までに納付できなかった場合、学費未納による除籍となります。早い時期から計画をたて、期日までに納付してください。

6. 2016年度以降の在学期間が修業年限を超えた学生の学費に関する取扱い

在学期間中の学費額は「1. 学費」に記載したとおりです。ただし、2016年度以降、以下の全ての条件に該当する場合、当該学期の学費（授業料※）は、当該学期の学費（授業料※）の2分の1となります。なお、本取扱いは長期履修生には適用しません。

- (1) 在学期間が修業年限を超える学生。
- (2) 当該学期に成績評価する授業科目の受講登録単位数、留学や単位互換等で卒業に必要な単位として認定する単位数の合計が8単位以下である学生。

【学費（授業料）に関連するホームページ】

（CAMPUS WEBの便利リンクから「学費」をクリック）

【奨学金制度に関連するホームページ】

（CAMPUS WEBの便利リンクから「奨学金」をクリック）

X. 学内規定

立命館大学学則（抜粋）

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 本大学は、建学の精神と教学理念にもとづき、確かな学力の上に、豊かな個性を花開かせ、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人間の育成に努め、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献することを目的とする。

2 各学部・教育研究上の目的は、各学部則で定める。

第5節 学年、学期および休業日

（学年および学期）

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年をふたつの学期に分け、前期および後期とする。

(1) 前期学期 4月1日から9月25日まで

(2) 後期学期 9月26日から3月31日まで

（休業日）

第16条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

(1) 日曜日および土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める日のうち学長が定める日

(3) 創立記念日

(4) 夏期休暇

(5) 冬期休暇

(6) 春期休暇

2 各年度の休業日については、大学協議会の議を経て、学年のはじめまでに学長が定める。

3 学長が必要と認めたときは、大学協議会の議を経て、前2項の休業日を臨時に変更し、または臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限および在学年限

（修業年限）

第17条 修業年限は、4年とする。ただし、薬学部薬学科にあつては、6年とする。

（在学年限）

第18条 在学年限は、8年とする。ただし、薬学部薬学科にあつては、12年とする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第19条 第17条にかかわらず、社会人を対象とした入学制度により1年次に入学した学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出たときは、教授会の議を経て、学部長が在学年限を上限としてその計画的な履修を許可することがある。

第2節 入学

（入学の時期）

第20条 本大学の入学時期は、毎年4月とする。ただし、教授会の議を経て、学長が9月に入学を認めることがある。

（入学の資格）

第21条 本大学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

(1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したものの

（入学の出願）

第22条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に第62条の2に定める入学検定料および立命館大学入学の出願および入学手続に関する規程(以下「入学の出願等に関する規程」という。))に定める書類を添えて願出しなければならない。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学検定料を徴収しない。

(1) 大使館推薦および大学推薦による国費外国人留学生の場合

(2) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合

3 入学志願に関する事項は、入学の出願等に関する規程に定める。

（入学者の選考）

第23条 入学志願者は、別に定める方法により選考し、教授会の議を経て、学部長が合格者を決定する。

2 学部長は、前項の合格者に合格の通知を行う。

3 入学志願者の選考に関し必要な事項は、毎年度の立命館大学入学試験要項に定める。

（入学手続および入学許可）

第24条 前条第2項の合格の通知を受けた者は、入学の出願等に関する規程に定めるところにより、所定の期日までに入学手続書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（編入学の資格）

第25条 本大学に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

(1) 短期大学外国の短期大学、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校(文部科学大臣指定外国大学(短期大学相当)日本校を含む。)を卒業した者

(2) 高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上であるものに限る。)を修了した者

（転入学の資格）

第26条 本大学に転入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

(1) 2年次

大学(外国の大学を含む。))に1年以上在学し、30単位以上修得した者

(2) 3年次

大学(外国の大学を含む。))に2年以上在学し、60単位以上修得した者

（学士入学の資格）

第27条 本大学に学士入学することのできる者は、学士の学位を有する者でなければならない。

2 本大学の卒業生が卒業学部(他学科等)へ入学を志願するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを許可することがある。

（再入学の資格）

第28条 本大学に再入学することのできる者は、本大学を退学または除籍となった者で、退学または除籍となった学期の最終日の翌日から起算して2年以内のものとする。ただし、第18条に規定する在学年限を超えて除籍となった者および第57条第1項より退学処分となった者は、再入学することはできない。

（編入学、転入学、学士入学、再入学の在学年数）

第29条 編入学、転入学、学士入学および再入学を許可された者の入学年次および在学すべき年数については、教授会の議を経て、学部長が決定する。

（編入学等の出願、入学者選考、入学手続および入学許可）

第30条 編入学、転入学、学士入学および再入学の場合には、第20条および第22条から第24条までの規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、再入学の検定料は徴収しない。

第3節 教育課程および履修方法等

（教育課程の編成方針）

第31条 本大学は、学部および学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

教育課程の編成にあつては、各学部および学科に係る専門の学会を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。

（資格課程）

第31条の2 教育職員免許状を得るための資格、学芸員、図書館司書または学校図書館司書教諭他の資格を得ようとする者のために、特に指定する資格課程を置く。

（授業科目）

第32条 授業科目は、各学部則に定める科目区分に分類して配置する。

2 授業科目は、必修科目、選択科目および自由科目に分け、各年次に配当して編成する。

（授業科目の担当者の決定）

第32条の2 授業科目の担当者1は、科目適合性を配慮し、教授会の議を経て学部長が決定する。

（授業の方法）

第33条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行う。

2 教授会が必要と認めた場合には、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、

当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は 60 単位を超えてはならない。

4 教授会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 1 項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所(外国を含む)で行うことができる。

(単位計算方法)

第 34 条 各授業科目の単位数は、1 単位あたり 45 時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義および演習については、教授会の定めるところにより毎週 1 時間から 2 時間までの範囲で、15 週の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習および実技については、教授会の定めるところにより毎週 2 時間から 3 時間までの範囲で、15 週の授業をもって 1 単位とする。

(3) 1 の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合には、その組み合わせに応じて、前 2 号に規定する基準を考慮して、教授会の定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、当該教授会が単位数を定めることができる。

(各授業科目の授業期間)

第 35 条 各授業科目の授業は、学期毎に 15 週にわたる期間を単位として行う。ただし、教授会が必要と認めた場合には、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(成績)

第 35 条の 2 授業科目の成績評価は、A+、A、B、C、P または F で行い、A+、A、B、C および P を合格、F を不合格とする。

前項の成績評価は、A+ は 100 点法では 90 点以上、A は同 80 点台、B は同 70 点台、C は同 60 点台および F は同 60 点未満とし、P は特定科目における合格とする。

前 2 項は、他学部への授業科目を履修した場合および入学する前に本大学の科目等履修生制度により授業科目を修得した単位を認定する場合についても適用する。

第 1 項および第 3 項にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、N(認定)とする。第 1 項にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、N(認定)とする。

(単位の授与)

授業科目を履修し、授業科目毎に実施する試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 授与または認定した単位の取消しは、行わない。ただし、教学委員会の議を経て教授会で承認した場合は、この限りでない。

(登録上限単位数)

第 36 条の 2 学生が 1 年間または 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部則で定める。

(自由科目)

第 36 条の 3 自由科目の単位数は、卒業に必要な単位数に算入しない。

(他学部の授業科目の履修等)

第 36 条の 4 教授会が教育上有益と認めるときは、学生に本大学の他学部の授業科目を履修させることができる。

(他大学等における授業科目の履修等)

第 37 条 教授会が教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議にもとづき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60 単位を超えない範囲で本大学における卒業に必要な単位として認めることができる。

3 前 2 項の規定は、学生が、外国の大学または短期大学に留学する場合について適用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 38 条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項および第 2 項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えてはならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 39 条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学または短期大学(いずれも外国の大学を含む。))において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生制度により修得した単位を含む。)を、本大学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転

入学、学士入学および再入学の場合を除き、30 単位を上限とし、第 37 条第 1 項および第 2 項ならびに前条第 1 項の規定により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えてはならない。

(単位認定等の権限)

第 40 条 第 36 条および第 36 条の 4 から第 39 条にもとづく単位授与または単位認定は、教授会の議を経て学部長が決定する。

(編入学、転入学および学士入学の単位認定)

第 41 条 編入学、転入学者または学士入学者にあつては、第 39 条の規定により、入学以前の大学等において修得した単位のうち、2 年次入学者にあつては 30 単位、3 年次入学者にあつては 62 単位を超えない範囲で、本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。ただし、理工学部および情報理工学部の 2 年次入学者にあつては 34 単位、3 年次入学者にあつては 70 単位、理工学部の外国の大学との特別プログラムにおいて大学教育の学部 2 年次課程を修了し 3 年次に転入学した者にあつては 92 単位を上限とすることができる。

2 教授会が認めたときは、編入学、転入学または学士入学以前の大学等において修得した教職および教科に関する科目、学芸員に関する科目ならびに社会福祉士指定科目の単位を本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。この場合、卒業に必要な単位として算入されない科目については前項に規定する上限を超えて単位を認定することができる。

(転籍の単位認定)

第 42 条 転籍者にあつては、前条の規定を準用する。ただし、同一の学部内の転籍者については、前条第 1 項に規定する上限を超えて単位を与えることができる。

(学部則)

第 45 条 この節に定めるものの他、授業科目の種類および単位数、履修方法、卒業に必要な単位数ならびに単位認定等については、各学部則に定める。

第 4 節 休学、復学、転学、転籍、留学、国内交流派遣、退学および除籍

(休学)

第 46 条 病気その他やむを得ない理由により継続して 2 か月以上就学することができない者は、休学を願い出ることができる。

2 休学を願い出た者に対して、教授会の議を経て、学部長が休学を許可することがある。

3 学部長は、病気のため就学することが適当でない認められる者に対して、教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

4 休学期間は、継続して 2 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として、その期間を延長して許可することがある。

5 休学期間は、通算して 3 年を超えることができない。

6 前項にかかわらず、第 1 項の願い出の理由が、学長が決定した緊急災害による場合は、休学期間は前項の通算 3 年に含まない。

7 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第 47 条 休学している者が復学を願い出たときは、教授会の議を経て、学部長が復学を許可することがある。

(他大学への転学)

第 48 条 本大学の学生が他の大学に転学を志願する場合は、教授会の議を経て、学部長がこれを許可することがある。

(転籍)

第 49 条 本大学の学生で、第 5 条に定める他の学部、学科または専攻等に転籍を志願する者については、選考のうえ、転籍元の教授会および転籍先の教授会の議を経て、2 年次または 3 年次の学年始めの転籍を転籍先の学部長が許可することがある。

2 転籍は、年次を下げてこれを許可しない。

3 前項にかかわらず、理工学部、情報理工学部、薬学部および生命科学部の 3 年次へ転籍を志願する者については、単位修得状況により 2 年次への転籍を許可することがある。

(留学)

第 50 条 留学とは、外国の大学、短期大学およびそれらに相当する高等教育機関で、協定または合意にもとづき、1 学期相当以上にわたり正規の授業科目を履修することをいう。

2 留学を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学部長が留学を許可することがある。

3 留学期間は、在学期間に算入する。

(国内交流派遣)

第 51 条 国内交流派遣とは、国内の大学および短期大学との協定にもとづき、1 学期相当以上にわたり当該大学等の正規の授業科目を履修するために派遣することをいう。

2 国内交流派遣を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学部長が国内交流派遣を許可することがある。

3 国内交流派遣期間は、在学期間に算入する。

(退学)

第 52 条 退学しようとする者は、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならぬ。

(除籍)

第 53 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料、在籍料または特別在学科を納めない者
- (2) 第 18 条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第 46 条第 5 項に規定する休学期間を超えてなお復学しない者
- (4) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者
- (5) 薬学部薬学科に在学する者で、同一年次において、再度進級条件を満たさなかったもの
- (6) 死亡した者

(手続き)

第 53 条の 2 この節に定めるものの他、休学、復学、転籍、留学、国内交流派遣、退学および除籍に関する手続きは、立命館大学学籍に関する規程に定める。

第 5 節 卒業および学位

(卒業の認定)

第 54 条 第 17 条に規定する修業年限以上在学し、学部限りに定める卒業に必要な単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与する。

2 薬学部薬学科を除き本大学に 3 年以上在学したものが、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと教授会が認める場合には、前項の規定にかかわらず、学長が卒業を認定することができる。

(学位)

第 55 条 学位および学位の授与に関する事項については、立命館大学学位規程による。

第 6 節 賞罰

(表彰)

第 56 条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第 57 条 本大学の規定に違反し、学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学および戒告とする。
- 3 停学期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が 3 か月以内の場合には、修業年限に算入することができる。
- 4 懲戒に関する事項は、立命館大学学生懲戒規程に定める。

第 7 節 科目等履修生、聴講生、特別聴講生および外国人留学生

(科目等履修生)

第 58 条 本大学の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に関する事項は、立命館大学科目等履修生規程に定める。

(聴講生)

第 59 条 本大学の授業科目の聴講を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が聴講生として許可することがある。

2 聴講生に関する事項は、立命館大学聴講生規程に定める。

(特別聴講生)

第 60 条 他の大学または短期大学(外国の大学等を含む。)との協定等にもつぎ、本大学の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が特別聴講生として許可することがある。

2 特別聴講生に関する事項は、立命館大学特別聴講生規程に定める。

(外国人留学生)

第 61 条 大学教育を受ける目的をもって入国し、本大学に入学した外国人で正規課程に在籍するものを外国人留学生とする。

第 8 節 授業料等納付金および手数料

第 62 条 (省略)

(入学検定料)

第 62 条の 2 (省略)

(入学金)

第 62 条の 3 (省略)

(授業料)

第 62 条の 4 学生は、在籍する学部、学科および専攻ならびに年次に応じて、前期授業料および後期授業料を学期毎に納めなければならない。ただし、9 月に入学した者の

授業料は、前期授業料を第 15 条第 2 項に定める後期学期の授業料とし、後期授業料を同前期学期の授業料とする。

2 前項の授業料は、納付金等別表 3—1—1 および、納付金等別表 3—1—2 のとおりとする。

3 前項にかかわらず、在学期間が修業年限を超える者において当該学期に成績評価する授業科目の受講登録単位数および第 37 条第 2 項にもつぎ卒業に必要な単位として認定する単位数の合計が 8 単位以下である学期の授業料は、納付金等別表 3—1—1 および、納付金等別表 3—1—2 に定める授業料の 2 分の 1 とする。

4 前 2 項にかかわらず、第 19 条の規定により長期にわたる教育課程の履修を許可された者(以下「長期履修生」という。)の授業料は、納付金等別表 3—2 に定める 1 単位あたりの授業料に当該学期の受講登録単位数を乗じた額とする。

(実習費)

第 62 条の 5 特定の科目または課程を履修する者は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める実習費を納めなければならない。

(在籍料)

第 62 条の 6 休学中の者は、当該期間中(休学を開始した学期を含む。)は、授業料に代えて納付金等別表 4—1 に定める在籍料を学期毎に納めなければならない。

(特別在学科)

第 62 条の 7 他大学との協定にもつぎ学位取得プログラムにおいて本大学から当該他大学に留学している者であって、当該他大学に対する学費の納付を要するものは、当該期間中は、授業料に代えて納付金等別表 4—2 に定める特別在学科を学期毎に納めなければならない。ただし、同プログラムにより本大学に入学または転入学した者については、この限りでない。

(科目等履修料等)

第 64 条 科目等履修生に志願する者は、科目等履修生選考料を所定の期日までに納めなければならない。

2 科目等履修生に許可された者は、科目等履修生登録料を所定の期日までに納めなければならない。

3 前 2 項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、科目等履修生選考料および科目等履修生登録料を徴収しない。

- (1) 本大学の大学院生が履修する場合(第 31 条の 2 に定める教育職員免許状を得るための資格課程の授業科目であって、所属する研究科において設置していない資格課程の授業科目を履修する場合を除く。)
- (2) Study in Kyoto Program を履修する場合
- (3) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合
- 4 科目等履修生は、納付金等別表 5—1 に定める科目等履修料を所定の期日までに納めなければならない。
- 5 前項にかかわらず、第 3 項第 1 号または同第 3 号に該当する場合は、科目等履修料を徴収しない。

(聴講料等)

第 64 条の 2 聴講生に志望する者は、聴講生選考料を所定の期日までに納めなければならない。

2 聴講生は、納付金等別表 5—2 に定める聴講料を所定の期日までに納めなければならない。

3 前 2 項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、聴講生選考料および聴講料を徴収しない。

(手数料の金額等)

第 64 条の 3 科目等履修生選考料、科目等履修生登録料および聴講生選考料の金額および納付に関する事項は、立命館大学手数料規程に定める。

(特別履修料)

第 64 条の 4 特別聴講生は、納付金等別表 5—3 に定める特別履修料を所定の期日までに納めなければならない。

2 前項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、特別履修料を徴収しない。

(納付金等の減免)

第 65 条の 2 第 22 条、第 62 条の 3、第 62 条の 4、第 62 条の 6 および第 62 条の 7 にかかわらず、入学検定料、入学金、授業料、在籍料および特別在学科の一部または全額を免除することがある。

2 前項については、非常災害時による修学困難者に対する立命館大学学費減免規程、立命館大学外国人留学生学費減免規程および立命館大学災害救助法適用地域の受験生に対する入学検定料免除規程に定める。

(納付金等の納付)

第 66 条 入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学科、科目等履修料、聴講料および特別履修料の納付に関する事項は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める。

(納付金等の返還)

第 68 条 既に納めた入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学科、科

目等履修料、聴講料および特別履修料は、返還しない。

2 前項にかかわらず、次の期日までに入学辞退を願った場合は、既に納めた授業料に限り返還する。

(1) 4 月入学予定者 入学予定の前年度 3 月 31 日まで

(2) 9 月入学予定者 入学予定の当年度 9 月 25 日まで

3 第 1 項にかかわらず、9 月 25 日までに退学または除籍となった場合は、当年度の後期学期以降の授業料に相当する既納額を、3 月 31 日までに退学または除籍となった場合は、次年度の前期学期以降の授業料に相当する既納額を返還する。

4 第 1 項にかかわらず、長期履修生、科目等履修生または聴講生が前期学期に後期学期分を含む授業料、科目等履修料または聴講料を納め、後期学期の受講登録において後期学期の受講科目を取り消した場合は、取り消した科目数に相当する既納額を返還する。

第 9 節 奨学制度および学費貸与制度

(奨学制度)

第 69 条 本大学に、奨学制度および学費貸与制度を設ける。

2 奨学制度および学費貸与制度に関する事項は、各規程に定める。

第 3 章 公開講座

(公開講座)

第 70 条 本大学の教育研究を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本大学に公開講座を開設する。

第 4 章 国際寮

(国際寮)

第 70 条の 2 本大学に、国際寮を置く。

2 国際寮に関する事項は、各施設の規程に定める。

第 5 章 変更および細則

(変更)

第 71 条 この学則の変更は、教授会、大学協議会および常任理事会の議を経て、理事会が決定する。ただし、一部の学部または研究科のみに関する変更については、他の学部および研究科の教授会の議を経ることを要しない。

(細則)

第 72 条 この学則の施行に関する細則その他必要な事項は、別にこれを定める。

附 則(2012 年 3 月 23 日 立命館大学の 2012 年度学費変更に伴う一部変更)

1 この学則は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、2016 年 3 月 31 日(薬学部は 2018 年 3 月 31 日)まで、第 46 条、第 50 条、第 62 条、第 62 条の 3 から第 62 条の 7、第 63 条、第 65 条、第 65 条の 2、第 66 条および第 68 条第 1 項から同第 3 項はなお従前の例によるものとし、第 53 条第 1 号は「学費、在籍料または特別在学料を納めない者」とする。

(1) 2012 年 3 月 31 日に在籍する者

(2) 2012 年度に 2 年次以上に再入学、転入学、編入学または学士入学する者

(3) 2013 年度に 3 年次以上に再入学、転入学、編入学または学士入学する者

(4) 2014 年度に 4 年次以上に再入学する者

(5) 2015 年度に 5 年次以上に再入学する者

(6) 2016 年度に薬学部の 6 年次以上に再入学する者

(7) 2017 年度に薬学部の 7 年次以上に再入学する者

3 前 2 項にかかわらず、理工学部、情報理工学部、生命科学部、スポーツ健康科学部および薬学部の授業料、教育充実費および実験実習料は、前項の各号のいずれかに該当する者については、2015 年度(薬学部は 2017 年度)まで次表のとおりとする。

(単位:円)

学部	学科等	費目	1 年次年間	2 年次年間	3 年次年間	4 年次年間 (注 1)
理 工 学 部	物理科学科、電気電子工学科、電子光情報工学科、電子情報デザイン学科、機械工学科、ロボティクス学科、マイクロ機械システム工学科、都市システム工学科、環境システム工学科および建築都市デザイン学科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
		実験実習料 (2007 年度以前の入学者)	—	—	—	135,000
		実験実習料 (2008 年度以降の入学者)	105,000	105,000	105,000	105,000
		教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000
	数理科学科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
		実験実習料 (2007 年度以前の入学者)	—	—	—	65,000
		実験実習料	50,000	50,000	50,000	50,000

		(2008 年度以降の入学者)				
		教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000
情 報 理 工 学 部	情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科、知能情報学科、生命情報学科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
		実験実習料 (2007 年度以前の入学者)	—	—	—	135,000
		実験実習料 (2008 年度以降の入学者)	105,000	105,000	105,000	105,000
		教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000
生 命 科 学 部	応用化学科、生物工学科、生命情報学科、生命医科学科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
		実験実習料	135,000	135,000	135,000	135,000
		教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000
ス ポ ー ツ 健 康 科 学 部	スポーツ健康科学科	授業料	915,000	915,000	915,000	915,000
		教育充実費	103,000	263,000	263,000	263,000
学 部	学科	費目	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
薬 学 部	薬学科	授業料	1,574,000	1,574,000	1,574,000	1,574,000
		実験実習料	242,000	242,000	242,000	242,000
		教育充実費	242,000	452,000	452,000	452,000
		区分	5 年次	6 年次 (注 1)		
		授業料	1,574,000	1,574,000		
		実験実習料	242,000	242,000		
		教育充実費	452,000	452,000		

注 1 5 年次(薬学部は 7 年次)以降は、4 年次(薬学部は 6 年次)の金額と同額とする。

4 第 1 項にかかわらず、第 2 項の各号のいずれかに該当する者のうち次のいずれかに該当する者で、次表の区分ごとに定める要件をすべて満たす場合については、2015 年度(薬学部は 2017 年度)までは、当該年次の授業料を年額の 2 分の 1 とし、教育充実費および実験実習料は徴収しない。ただし、長期履修生は適用しない。

(1) 在学期間が修業年限を超えた 5 年次生以上の者

(2) 情報理工学部において、在学期間が修業年限を超えた 5 年次生以上の者または原級に留置されたことにより在学期間が修業年限を超えた者

(3) 薬学部において、在学期間が修業年限を超えた 7 年次生以上の者または原級に留置されたことにより在学期間が修業年限を超えた者

区分	要件
4 月 入 学 者	当該年次の前期学期の受講登録において、当該年次の授業科目の受講登録単位数と改正後の第 37 条第 2 項にもとづき認定する単位数の合計が 1 単位以上 8 単位以内であること。 (2) 前期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。 (3) 後期学期の受講登録においても(1)の要件を満たしていること(前期学期に卒業した場合を除く)。
	当該年次の前期学期に休学、留学もしくは国内交流派遣をしていた場合または後期学期に再入学する場合 (1) 後期学期の受講登録において、当該年次の授業科目の受講登録単位数と改正後の第 37 条第 2 項にもとづき認定する単位数の合計が 1 単位以上 8 単位以内であること。 (2) 後期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。
9 月 入 学 者	当該年次の後期学期に在学する場合(留学および国内交流派遣は除く) (1) 後期学期の受講登録において、当該年次の授業科目の受講登録単位数と改正後の第 37 条第 2 項にもとづき認定する単位数の合計が 1 単位以上 8 単位以内であること。 (2) 後期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。 (3) 前期学期の受講登録においても(1)の要件を満たしていること(後期学期に卒業した場合を除く)。
	当該年次の後 (1) 前期学期の受講登録において、当該年次の授業科目の受講登録単

9月入学者	期学期に休学、留学もしくは国内交流派遣をしていた場合または前期学期に再入学する場合	位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単位数の合計が1単位以上8単位以内であること。 (2)前期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。
-------	---	--

附 則 2012年3月23日 国際関係学部の入学生等の変更に伴う一部変更
この学則は、2013年4月1日から施行する。
変更後の学則第5条にかかわらず、国際関係学部の2013年度から2015年度の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	2013年度	2014年度	2015年度
国際関係学部	国際関係学科	1,217	1,214	1,217

附 則 2012年7月27日 入学検定料に関わる免除措置および見直し等に伴う一部変更
この学則は、2012年7月27日から施行し、2012年5月1日から適用する。
附 則 (2013年1月25日 資格課程および他学部受講の追加ならびに改廃手続きの変更等に伴う一部変更)
1 この学則は、2013年4月1日から施行する。
前項にかかわらず、2013年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。
附 則 2013年1月25日 2012年3月23日変更に伴う経過措置の一部変更
2012年3月23日変更の附則第2項にかかわらず、2013年度以降は、インスティテュート費を徴収しない。
附 則 2013年3月22日 科目等履修料の一部追加に伴う第64条別表の一部変更
この学則は、2013年4月1日から施行する。
附 則 2013年5月24日 入学検定料の区分名称変更等に伴う第62条の2別表の一部変更
この学則は、2013年5月24日から施行する。
附 則 2014年1月24日 変更手続の変更に伴う一部変更
この学則は、2014年4月1日から施行する。
附 則 2014年3月28日 創薬科学科設置に伴う一部変更
1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
2 変更後の第5条にかかわらず、薬学部創薬科学科の2015年度から2017年度の収容定員は次表のとおりとする。

学部	学科	2015年度	2016年度	2017年度
薬学部	創薬科学科	60	120	180

附 則 (2014年5月23日 創薬科学科設置に伴う一部変更)
この学則は、2015年4月1日から施行する。
附 則 (2014年9月26日 副学長体制の変更および学長補佐の追加に伴う一部変更)
1 この学則は、2015年1月1日から施行する。
2 前項にかかわらず、変更後の第9条および第11条の3は、2014年4月1日から適用する。
附 則 (2015年1月23日 科目等履修料の徴収対象の追加および一部廃止ならびに除籍対象の追加に伴う一部変更)
1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
2 前項にかかわらず、変更後の第53条は、2015年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

納付金等別表 1(入学検定料)
(第62条の2 関連)

(単位:円)

区分		金額
以下の入学試験方式以外の入学試験		35,000
同一日に実施する同一入学試験で、複数の学科、学域または専攻に併願する入学試験		45,000
大学入試センター試験方式		18,000
二段階選考を行う特別入学試験	1次選考	15,000
	2次選考	20,000
国際関係学部 グローバルスタディーズ専攻 外国人留学生AO入学試験(英語基準) および推薦入学試験(英語基準)		5,000
政策科学部 Community and Regional Policy Studies 専攻 政策科学部AO入学試験(英語基準) および推薦入学試験(英語基準)		5,000

納付金等別表 2(入学金)
(第62条の3 関連)

(単位:円)

区分	金額
入学、編入学、転入学、学士入学	300,000
再入学	10,000

納付金等別表 3-1-1(授業料)
(第62条の4 関連)

(単位:円)

学部	学科および専攻	費目	1年次	2年次	3年次	4年次(注1)
法学部	法学科	前期授業料	311,000	471,000	471,000	471,000
		後期授業料	471,000	471,000	471,000	471,000
経済学部	経済学科	前期授業料	311,000	471,000	471,000	471,000
		後期授業料	471,000	471,000	471,000	471,000
	国際経済学科	前期授業料	372,000	532,000	532,000	532,000
		後期授業料	532,000	532,000	532,000	532,000
経営学部	経営学科	前期授業料	311,000	471,000	471,000	471,000
		後期授業料	471,000	471,000	471,000	471,000
	国際経営学科	前期授業料	372,000	532,000	532,000	532,000
		後期授業料	532,000	532,000	532,000	532,000
産業社会学部	現代社会学科現代社会専攻、メディア社会専攻、スポーツ社会専攻、人間福祉専攻	前期授業料	396,000	556,000	556,000	556,000
		後期授業料	556,000	556,000	556,000	556,000
	現代社会学科子ども社会専攻	前期授業料	429,000	589,000	589,000	589,000
		後期授業料	589,000	589,000	589,000	589,000
	人文学科地域研究学域、心理学域	前期授業料	392,400	552,400	552,400	552,400
		後期授業料	552,400	552,400	552,400	552,400
文学部	人文学科人間研究学域教育人間学専攻、日本史研究学域考古学・文化遺産専攻	前期授業料	382,000	552,400	552,400	552,400
		後期授業料	542,000	552,400	552,400	552,400
	人文学科人間研究学域哲学・倫理学専攻、日本文学研究学域、日本史研究学域、日本史学専攻、東洋研究学域、国際文化学域、コミュニケーション学域	前期授業料	382,000	542,000	542,000	542,000
		後期授業料	542,000	542,000	542,000	542,000
	理工学部数理科学科	前期授業料	571,500	731,500	731,500	731,500
		後期授業料	731,500	731,500	731,500	731,500
	物理科学科、電気電子工学科、電子情報工学科、機	前期授業料	599,000	759,000	759,000	759,000
		後期授業料	759,000	759,000	759,000	759,000

	械工学科、ロボティクス学科、都市システム工学科、環境システム工学科および建築都市デザイン学科					
国際関係学部	国際関係学科	前期授業料	452,500	612,500	612,500	612,500
		後期授業料	612,500	612,500	612,500	612,500
政策科学部	政策科学科	前期授業料	405,000	565,000	565,000	565,000
		後期授業料	565,000	565,000	565,000	565,000
情報理工学部	情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科、知能情報学科、生命情報学科	前期授業料	599,000	759,000	759,000	759,000
		後期授業料	759,000	759,000	759,000	759,000
映像学部	映像学科	前期授業料	739,500	899,500	899,500	899,500
		後期授業料	899,500	899,500	899,500	899,500
生命科学部	応用化学科、生物工学科、生命情報学科、生命医科学科	前期授業料	614,000	774,000	774,000	774,000
		後期授業料	774,000	774,000	774,000	774,000
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	前期授業料	429,000	589,000	589,000	589,000
		後期授業料	589,000	589,000	589,000	589,000
薬学部	創薬科学科	前期授業料	715,000	875,000	875,000	875,000
		後期授業料	875,000	875,000	875,000	875,000

注1 5年次以降は、4年次の金額と同額とする。

納付金等別表 3—1—2(6年制の授業料)
(第62条の4関連)

(単位:円)

学部	学科	費目	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次(注1)
薬学部	薬学科	前期授業料	924,000	1,134,000	1,134,000	1,134,000	1,134,000	1,134,000
		後期授業料	1,134,000	1,134,000	1,134,000	1,134,000	1,134,000	1,134,000

注1 7年次以降は、6年次の金額と同額とする。

納付金等別表 3—2(長期履修生の1単位あたりの授業料)
(第62条の4関連)

(単位:円)

学部	学科等	金額
法学部	法学科	29,000
経済学部	経済学科	29,000
	国際経済学科	33,000
経営学部	経営学科	29,000
	国際経営学科	33,000

		00
産業社会学部	現代社会学科現代社会専攻、メディア社会専攻、スポーツ社会専攻、人間福祉専攻	34,600
	現代社会学科子ども社会専攻	36,700
文学部	人文学科地域研究学域、心理学域	34,300
	人文学科人間研究学域教育人間学専攻、日本史研究学域考古学・文化遺産専攻	34,200
	人文学科人間研究学域哲学・倫理学専攻、日本文学研究学域、日本史研究学域日本史学専攻、東洋研究学域、国際文化学域、コミュニケーション学域	33,700

納付金等別表 4—1(在籍料)
(第62条の6関連)

(単位:円)

学部および学科等	金額
全学部	5,000(学期につき)

納付金等別表 4—2(特別在学料)
(第62条の7関連)

(単位:円)

学部および学科等	金額
全学部	5,000(学期につき)

納付金等別表 5—1(科目等履修料)
(第64条関連)

(単位:円)

区分	金額
法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、国際関係学部、政策科学部、文学部およびスポーツ健康科学部の科目ならびに理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目以外の科目	21,000(1単位につき)
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目	31,000(1単位につき)
APU 教育職員免許状(英語)取得プログラム(APU 国内学生)	1年次 53,000
	2～4年次 120,000(年額)
佛教大学との教育交流協定にもとづく中学校・高等学校教諭免許状(理科)取得プログラム	1～2年次 243,000(年額)
	3年次 241,000(年額)
佛教大学との教育交流協定にもとづく中学校・高等学校教諭免許状(保健体育)取得プログラム	1～3年次 182,000(年額)
Study in Kyoto Program	366,000(学期につき)
京都未来を担う人づくり推進事業人財養成講座	500,000(年額)

納付金等別表 5—2(聴講料)
(第64条の2関連)

(単位:円)

区分	金額
法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、国際関係学部、政策科学部、文学部およびスポーツ健康科学部の科目ならびに理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目以外の科目	12,500(1単位につき)
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目	18,500(1単位につき)

納付金等別表 5—3(特別履修料)
(第64条の4関連)

(単位:円)

学部および学科等	金額
全学部	366,000(学期につき)

立命館大学学籍に関する規程(抜粋)

第1章 趣旨

第1条 この規程は、立命館大学学則(以下、「学則」という。)、および立命館大学大学院学則(以下、「大学院学則」という。)にもとづき、学生の休学、復学、転籍、留学、国内交流派遣、退学、除籍、卒業、修了等に関して必要な事項を定める。

第2章 休学

(休学の申請)

休学を願ひ出る者は、休学願および次の各号に掲げる休学事由区分に応じ当該各号に定める書類を添えて学部長または研究科長に願ひ出なければならぬ。これらの書類は、いずれも当該学生本人が継続して2か月以上就学することができないことを証明するものでなければならぬ。

- (1) 病気 医師の診断書
- (2) 家庭の事情 理由書
- (3) 経済的理由 理由書
- (4) 勤務の都合 勤務先の証明書
- (5) 海外渡航(私費による海外留学) 留学先の受入証明書
- (6) 学長が決定した緊急災害 所定の書類
- (7) その他 学部長または研究科長が定める書類

(休学期間の単位および開始日)

第3条 休学期間は、前期、後期または当該学年の1年のいずれかを単位とする。

- 2 前項にかかわらず、学期または学年の開始日以後に休学の許可をしたときは、当該許可日を休学の開始日とする。
- 3 学期または学年の開始日から前項の休学開始日の前日までを休学期間とみなす。

(休学の申請期限)

第4条 休学を願ひ出ることができる期限は、前期または当該学年の1年の休学を希望する場合は5月31日まで、後期の休学を希望する場合は11月30日までとする。

(休学終了者の手続)

第5条 休学が終了する者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間中に復学願もしくは休学願を添えて学部長もしくは研究科長に、または退学願を添えて学長に願ひ出なければならない。

- (1) 前期末に終了する者 当該年度の8月1日から8月末日まで
- (2) 後期末に終了する者 当該年度の2月1日から2月末日まで

2 新たに在留資格「留学」の取得が必要な外国人留学生在が復学を願ひ出る場合は、前条に規定する期間のほか、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間中に願ひ出ることとする。

- (1) 前期末に終了する者 当該年度の6月1日から6月末日まで
- (2) 後期末に終了する者 当該年度の12月1日から12月末日まで

第3章 復学

(復学の申請)

第6条 復学を願ひ出る者は、前条の期間中に復学願を添えて学部長または研究科長に願ひ出なければならない。

2 休学事由が病気である場合には、前項の書類の他診断書をあわせて提出し、本大学保健センターの診断を受診しなければならない。

第7条 復学の開始日は、復学を許可する学期の開始日とする。

第4章 転籍

(転籍の資格)

第8条 学部の転籍ができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号の要件を満たす者でなければならない。

- (1) 2年次転籍 1年次に配当されている外国語科目を全て修得し、卒業要件に算入できる修得単位が30単位以上あること。
- (2) 3年次転籍 1年次および2年次に配当されている外国語科目を全て修得し、卒業要件に算入できる修得単位が60単位以上あること。
- 2 前項各号にかかわらず、理工学部、情報理工学部および生命科学部において、外国人留学生特別入学試験により入学した者で、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号の要件を満たすものは、学部の転籍ができる。
- (1) 2年次転籍 卒業要件に算入できる修得単位が30単位以上あること。
- (2) 3年次転籍 卒業要件に算入できる修得単位が60単位以上あること。
- 3 第1項各号にかかわらず、法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、政策科学部、文学部、映像学部およびスポーツ健康科学部において、外国人留学生特別入学試験により入学した者で、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号の要件を満たすものは、学部の転籍ができる。
- (1) 2年次転籍 外国語科目(日本語)6単位および日本事情等に関する科目4単位を修得し、卒業要件に算入できる修得単位が30単位以上あること。
- (2) 3年次転籍 外国語科目(日本語)6単位および日本事情等に関する科目4単位を修得し、卒業要件に算入できる修得単位が60単位以上あること。

(転籍の出願)

第9条 転籍を志願する者は、所定の期日までに、転籍願その他必要な書類に転籍選考手数料を添えて、転籍元の学部長または研究科長に願ひ出なければならない。

2 転籍については、複数の学部または研究科に願ひ出ることとはできない。

第5章 留学

(留学の申請)

第10条 留学を志願する者は、所定の期日までに留学願とあわせて受入機関の承諾書

を添えて学部長または研究科長に願ひ出なければならない。

(留学の開始日および終了日)

第11条 留学期間の開始日および終了日は、留学を許可する学期の開始日および終了日とする。

(留学終了者の手続)

第12条 留学を終了し、帰国した者は、留学終了届ならびに履修期間および成績が明記されている単位修得証明書を学部長または研究科長に提出しなければならない。

(留学の取消)

第13条 留学の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、学部の学生にあっては教授会の議を経て学部長が、研究科の学生にあっては研究科委員会または研究科教授会(以下、「研究科委員会等」という。)の議を経て研究科長が留学の許可を取消することができる。

- (1) 修学または研究の実があがらないと認められるとき
- (2) 留学に関する手続等を怠ったとき
- (3) 学生査証が認められないとき
- (4) その他学生としての本分に反したとき

第6章 国内交流派遣

(国内交流派遣の申請)

第14条 国内交流派遣を志願する者は、所定の期日までに国内交流派遣願とあわせて受入機関の承諾書を添えて学部長に願ひ出なければならない。

(国内交流派遣の開始日および終了日)

第15条 国内交流派遣期間の開始日および終了日は、国内交流派遣を許可する学期の開始日および終了日とする。

(国内交流派遣終了者の手続)

第16条 国内交流派遣を終了した者は、国内交流派遣終了届ならびに履修期間および成績が明記されている単位修得証明書を学部長に提出しなければならない。

(国内交流派遣の取消)

第17条 国内交流派遣の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て学部長が国内交流派遣の許可を取消することができる。

- (1) 修学または研究の実があがらないと認められるとき
- (2) 国内交流派遣に関する手続等を怠ったとき
- (3) その他学生としての本分に反したとき

第7章 退学

(退学の申請)

第18条 退学しようとする者は、退学願を添えて学長に願ひ出なければならない。

(退学日)

第19条 退学の許可を得た者の退学日は、教授会または研究科委員会等の議を経て、学長が決定する。

第8章 除籍

(除籍日)

第20条 学則第53条および大学院学則第65条に規定する除籍対象者の除籍日は、別表のとおりとする。

第9章 卒業および修了の日

(卒業および修了の日)

- 第21条 学部の卒業の日は、春分の日とする。ただし、前期に卒業要件を満たした者の卒業の日は、秋分の日とする。
- 2 大学院博士課程前期課程、修士課程および専門職学位課程の修了の日は、春分の日とする。ただし、前期に修了要件を満たした者の修了の日は、秋分の日とする。
- 3 大学院博士課程後期課程、一貫制博士課程および4年制博士課程の修了の日は3月31日とする。ただし、前期に修了要件を満たした者の修了の日は9月25日とする。

第22条 卒業または修了該当者が3か月以内の停学処分を受け、その処分解除日が前条に規定する卒業または修了の日を超えるときは、解除日の翌日を卒業または修了の日とする。

- 2 前項に規定する卒業または修了の日および3か月を超える停学処分を受けた者の卒業または修了の日が、前期または後期の中途となるときは、当該学生の願ひ出により、教授会または研究科委員会等の議を経て学長が、これを前条に規定する卒業または修了の日とすることができる。
- 3 前2項に規定する卒業または修了の日を含む学期分の学費の取り扱いについては、立命館大学学費等納付に関する規程第8条による。

第10章 その他

(保証人)

第23条 保証人は、父母または独立の生計を営む者で保証人としての責務を確実に果たし得るものでなければならない。学部長または研究科長が保証人として不適当と認めたときは、その変更を命ずることがある。

- 2 保証人は、保証する学生の在籍中に関する事項について一切の責に任じなければならない。
- 3 保証人が死亡したときまたはこれを変更しようとするときは、遅滞なく届けなければならない。その住所を変更した場合も同様とする。

(学生の氏名)

- 第24条 学籍簿、卒業証書および学位記ならびに各種証明書等に記載する学生の氏名は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 日本国籍を有する学生戸籍上の氏名
- (2) 日本国籍を有しない学生のうち外国人留学生を除く者 住民票記載事項証明書に記載のある氏名または通称名
- (3) 日本国籍を有しない学生のうち外国人留学生 住民票記載事項証明書または旅券に記載のあるアルファベット表記の氏名
- 2 前項第1号および第3号に定める学生が希望するときは、学部・の学生にあっては教授会の議を経て学部長が、研究科の学生にあっては研究科委員会の議を経て研究科長が、当該学生の氏名を通称名で記載することがある。ただし、第3号に定める学生の各種証明書等のうち証明書については、通称名で記載しない。
- 3 学籍簿、卒業証書および学位記に学生の氏名を通称名で記載する場合は、第1項各号に定める氏名を併記する。

(二重学籍の禁止)

- 第25条 学生は、在籍中に他の学部、研究科または他の大学(短期大学を含む。)の学生または科目等履修生等になることはできない。
- 2 前項の規定にかかわらず、本大学の科目等履修生または他の大学(短期大学を含む。)の学生もしくは科目等履修生等になることを志望する場合には、教育、研究上必要であり、それぞれの大学における学修条件等に支障がないと認められるときに限り、学部・の学生にあっては教授会の議を経て学部長が、研究科の学生にあっては研究科委員会等の議を経て、研究科長が許可することがある。

附 則(2011年12月16日 大学院学則の全部変更ならびに社会人学生および国際関係学部の外国人留学生の転籍出願資格の変更に伴う一部改正)

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2012年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則(2012年3月16日 大学院学則の全部変更ならびに社会人学生および国際関係学部の外国人留学生の転籍出願資格の変更の経過措置に伴う一部変更)

2011年12月16日 一部改正の附則第2項を次のとおりに変更する。

前項にかかわらず、法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部および文学部において、社会人特別入学試験により2011年度以前に入学し、2012年3月31日に在籍する学生については、第8条第2項はなお従前の例によるものとする。

附 則(2014年2月18日 薬学研究科4年制博士課程の設置に伴う一部改正)

この規程は、2014年4月1日から施行する。

【別表(除籍日)(第20条関連)】

除籍対象者		除籍日
(1) 学費、在籍料または特別在学料を納めない者	①前期学期分学費未納者、前期学期分在籍料未納者および前期学期分特別在学料未納者	8月末日
	②後期学期分学費未納者後期学期分在籍料未納者および後期学期分特別在学料未納者	2月末日
(2) 在学年限を超えた者		在学年限の最終日
(3) 休学期間を超えてなお復学しない者		休学期間終了日
(4) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者		休学期間終了日
(5) 死亡した者		死亡日
(6) 大学院教学委員会において修業の見込みがないと認めた者		大学院教学委員会の議を経て学長が決定する日
(7) 薬学部薬学科に在学する者で、同一年次において、再度進級条件を満たさなかったもの		同一年次において、再度進級条件を満たさなかった学期の末日

立命館大学授業に関する規程(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学学則および立命館大学大学院学則にもとづく授業の実施に関し、必要な事項を定める。

第2条 通常の授業時間は次のとおりとする。ただし、集中講義および変則授業時間は、学部、研究科でこれを定める。

	学部・研究科	右枠に記載された以外の学部・研究科	理工学部、情報理工学部、薬学部、生命科学部、理工学研究科、情報理工学研究科、生命科学部研究科、薬学研究科
	時間		
授業	第1時限	9:00～10:30	9:00～ 9:45
	第2時限	10:40～12:10	9:45～10:30

時間	第3時限	13:00～14:30	10:40～11:25
	第4時限	14:40～16:10	11:25～12:10
	第5時限	16:20～17:50	13:00～13:45
	第6時限	18:00～19:30	13:45～14:30
	第7時限	19:40～21:10	14:40～15:25
	第8時限		15:25～16:10
	第9時限		16:20～17:05
	第10時限		17:05～17:50
	第11時限		18:00～18:45
	第12時限		18:45～19:30
	第13時限		19:40～20:25
	第14時限		20:25～21:10

(公欠の定義)

第6条 公欠とは、第7条に定める要件に該当し、かつ第9条の手続きを行なった者について、授業を欠席したものとして取り扱わないことをいう。

(公欠の適用)

第7条 公欠の適用を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 正課として設置している資格課程科目の実習のために、授業を欠席する場合
- ア 教育実習
- イ 介護体験
- ウ 社会福祉士課程現場実習
- エ 日本語教育実習
- オ 博物館実習
- カ 精神保健福祉士課程現場実習
- (2) 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」にもとづき学生が裁判員としての任務を果たす場合
- (3) 「学校保健安全法施行規則」第18条に定められた感染症による社会的影響を考慮して、大学が出席停止を命じた場合
- (4) 教学委員会において、前3号に準じて特段の取り扱いが必要であると認められた場合

(公欠の期間)

第8条 公欠を許可する期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号にあっては、各実習や体験に要する期間
- (2) 前条第2号にあっては、裁判所から指定された期間
- (3) 前条第3号にあっては、感染症による社会的影響を考慮して大学が出席停止を命じた期間
- (4) 前条第4号にあっては、教学委員会において必要と認められた期間
- 2 学部長または研究科長は、遠隔地の場合またはその他特別の事由があると認めた場合、前項の日数に必要日数を加えることができる。

(公欠の手続)

第9条 公欠の適用を受けようとする者は、次の手続を行わなければならない。

- (1) 第7条第1号、第2号または第4号にあっては、公欠届および期間が明記された受け入れ先からの正式書類を所属学部・研究科の事務室に提出する。
- (2) 第7条第3号にあっては、大学の指示に従って、出席停止となる事項を証明する書類を所属学部・研究科の事務室に提出する。
- 2 学部長または研究科長は、提出された書類の審査を行い、許可を決定した場合は、公欠届に許可の証明を行い、もしくは公欠証明書を作成し、申請者に交付する。
- 3 許可を受けた公欠届または公欠証明書は、学生が授業担当教員へ提出する。

(公欠による授業の取扱)

第10条 授業担当者は、公欠を許可された期間を欠席扱いとせず、出席を必要とする日数に含めない。

(留学または国内交流派遣終了後の履修の取扱)

第11条 授業開始日までに留学または国内交流派遣が終了していない場合は、当該科目の履修は認めない。ただし、教授会または研究科委員会が履修を認めた授業科目はこの限りでない。

(履修が中断した通年科目の特例)

第12条 教授会または研究科委員会が必要と認めた場合には、休学、留学または国内交流派遣により履修が中断した通年科目については、休学、留学または国内交流派遣終了後に履修を継続させることができる。

立命館大学定期試験規程(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学学則第36条および立命館大学大学院学則第24条にもとづいて実施する試験に関し、必要な事項を定める。

(試験日)

第2条 各授業科目の試験日は、学年暦において定めた定期試験期間内とする。

(試験の実施)

第3条 試験は、授業科目毎に定期試験を実施し、事情により追試験を実施することがある。

2 前項のほか、薬学部および法務研究科は評価結果により再試験を実施することがある。

(定期試験)

第4条 定期試験は、学期毎に実施する試験であって、前期に実施するものを前期試験、後期に実施するものを後期試験、夏期休暇に実施するものを夏期集中講義試験とする。

(追試験)

第5条 追試験は、別表1に定めるやむを得ない理由により、前条の定期試験を受験できなかった者を対象に実施する試験であって、前期に実施するものを前期追試験、後期に実施するものを後期追試験、夏期集中講義試験を受験できなかった者を対象に実施するものを夏期集中講義追試験とする。

2 追試験の受験結果は、該当する授業科目の定期試験の成績とする。

3 定期試験を受験できなかった者は、合計して5科目まで該当する追試験を受験することができる。ただし、学生、科目等履修生および特別聴講学生以外の者は、追試験を受験することができない。

4 追試験の受験申請は、当該科目の定期試験実施日より前に、不受験理由毎に別表1に定める書類を添えて行わなければならない。ただし、学部長または研究科長が特別な事情があると認めた場合には、当該科目の定期試験実施日を含む3日後までの申請を認める。

(再試験)

第6条 再試験は、あらかじめ再試験の対象と定めた授業科目につき、定期試験または追試験の受験結果に応じ、受験資格者に該当する者を対象に実施する。

2 再試験の受験資格者は、再試験の対象科目の定期試験または追試験の成績評価が次の各号に該当し、当該授業期間を3分の2以上出席した者とする。

(1) 法務研究科 C 評価またはF 評価

(2) 薬学部 F 評価

3 再試験の試験時期、試験方法および出願方法については、教授会または研究科委員会で定める。

(手数料)

第7条 追試験および再試験を受験する場合は、それぞれ手数料を納付しなければならない。ただし、他の授業科目またはそれに付随する実習等により定期試験を受験できなかった場合は、手数料の納付を免除する。

2 前項の手数料は立命館大学手数料規程に定める。

(試験時間)

第8条 定期試験の試験時間は60分とする。ただし、教授会が必要と認めた場合については、試験時間を90分とすることができる。

2 前項に規定する定期試験は、別表2のとおり実施する。

3 前2項にかかわらず、法務研究科における定期試験の試験時間は、90分、120分または180分とする。

ただし、研究科教授会が必要と認めた場合については、これら以外の試験時間で実施することができる。

(身体上の障害等にかかる特別措置)

第8条の2 身体上の障害その他の事情により、試験時間、解答方法等について個別の学生に特別の配慮を行う場合は、教学委員会の議を経て教授会または研究科委員会で決定する。この場合において、試験時間の延長は、通常の試験時間の1.5倍を上限とする。

2 前項に定める試験時間の特別の配慮を行う場合は、試験を厳正に執行できる範囲内で試験時間を設定することができる。

(試験方法)

第9条 定期試験は、筆記によるものとする。ただし、レポートをもってこれに代える場合がある。

2 前項の規定にかかわらず、実験、実習、実技、演習および卒業研究等の科目については、実験および実習の成果物、実技試験または卒業論文等の提出をもって定期試験に代えることができる。

(受験資格)

第10条 定期試験は、試験実施時に在学している者が、受講登録を行った科目についてのみ受験資格を有する。

2 前項の規定にかかわらず、試験実施時に停学中の者は、受験資格を有しない。

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該授業科目の受験資格を失う。

(1) 学生証を携帯していない者

(2) 試験開始後20分を超えて遅刻した者

(3) 試験監督者の指示に従わない者

(4) 当該授業科目の試験において不正行為を行った者

2 前項第1号に該当する者に対して、受験許可証による受験を認める。

3 受験許可証の交付を受けようとする者は、所属する学部または研究科の事務室あるいはそれに代る担当課に申し出なければならない。

(試験中の退出)

第12条 試験開始後30分以上経過し監督者が認めた場合、試験場から退室することができる。

2 前項の規定にかかわらず、学部または研究科が定めた科目については、途中退室を認めない。

(受験者の義務)

第13条 受験者は、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

(1) 学生証を、写真印刷面を上にして机上に提示すること。

(2) 試験監督者の指示に従うこと。

(3) 試験中に筆記用具等の貸借をしないこと。

(4) 試験中は携帯電話等の電源を切り、机上に置かないこと。なお、これらの機器を時計代わりに使うことを理由に机上に置くことも認めない。

(5) 答案には、学生証番号や氏名等をもれなく記入し、解答の有無にかかわらず答案を試験場外に持ち出さないこと。

(6) 第15条に規定する不正行為もしくは不正行為と紛らわしい行為をしないこと。

(無効答案)

第14条 次の各号のいずれかに該当する答案は、無効とする。

(1) 第10条に規定する受験資格を有していない者の答案

(2) 第11条第1項に該当する者の答案

(3) 受験者が特定できない答案

(不正行為の種類)

第15条 定期試験における不正行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 答案の見せ合い

(2) 答案の交換

(3) カンニングペーパーの所持および使用

(4) 持ち込みを許可していないノート、参考書、辞書等の使用

(5) 携帯電話、パソコン、電子辞書、その他情報通信機器の使用

(6) 所持品や机上等へ事前に書き込みと使用

(7) 話し合い、覗き見

(8) 替え玉受験

(9) 答案や出席表への偽名記入、または故意による答案無記名

(10) 持帰りまたは破棄などによる答案の不提出

(11) 答案作成に関して、試験監督者の指示に従わない場合

(12) その他、公正な試験の実施を阻害すると認められる行為を行った場合

(不正行為の取扱)

第16条 定期試験において不正行為を行った学生には、立命館大学学生懲戒規程を適用する。

2 前項の学生については、当該試験科目あるいは当該学期定期試験の全受験科目を無効とし、「F」評価とする。

附 則 2013年7月8日 追試験に該当する事項の変更に伴う一部改正

この規程は、2013年7月8日から施行し、2013年4月1日から適用する。

【別表1 追試験に該当する事項】

不受験理由	必要な証明および届出の内容
本人の病気	医師の診断書
忌引き(配偶者および2親等内の親族)	死亡に関する公的証明書
	(死亡日から起算して配偶者および1親等は日祝日を含め7日以内、2親等は日祝日を含め5日以内を適用期間とする)
災害	被災証明書
就職試験	就職試験に関する公的証明書
教育実習	教育実習に関する不受験届
介護等体験	介護等体験に関する不受験届
時刻表にもとづき運行される公共交通機関の延着	20分を超える延着時間が記載された交通機関の延着証明
課外活動	届出に対し学生生活会議の議を経て、教授会で判断する
裁判員制度	呼出状
その他やむをえない事由	届出に対し教授会で判断する

【別表2 試験時間】

時限	試験時間
第1時限	9:30～10:30
第2時限	11:00～12:00
第3時限	13:30～14:30
第4時限	15:00～16:00
第5時限	16:30～17:30
	16:30～18:00(特定科目)
第6時限	18:30～19:30
第7時限	20:00～21:00
	20:00～21:30(特定科目)

立命館大学学生証規程(抜粋)

(目的)

第1条 この規程は、本大学の学生の身分証明書(以下、「学生証」という。)および聴講生、科目等履修生、特別聴講生、研修生、研究生、専修生、特別研究学生および外国人研究生(以下、「非正規学生」という。)の身分を証する身分証明書(以下、「身分証明書」という。)に関し必要な事項を定める。

(学生証の交付)

第2条 学生は、学生証および在籍確認シールの交付を受けなければならない。
2 非正規学生は、身分証明書の交付を受けなければならない。

(学生証の写真)

第3条 学生証に貼付する写真は、3か月以内に撮影された無帽半身正面像のカラー写真とする。

(学生証の有効期間)

第4条 学生証の有効期間は、当該学生の在学期間とする。ただし、在籍確認シールの有効期間は、4月1日から3月31日までの1年間とする。
2 身分証明書の有効期間は、当該非正規学生であることを許可された期間とする。

(学生証の携帯)

第5条 学生にあっては常に学生証を、非正規学生にあっては常に身分証明書を携帯し、本大学教職員等から提示を求められたときは、いつでもこれに応じなければならない。
2 学生証または身分証明書を携帯しない者は、教室、図書館その他本大学の施設を利用することができない。

(学生証の再交付等)

第6条 休学の許可を受けた学生は、学生証を返還し、休学者用の学生証の交付を受けなければならない。
2 復学の許可を受けた学生は、休学者用の学生証を返還し、学生証の交付を受けなければならない。
3 学生証の写真が不鮮明なときは、所定の用紙にて再交付を受けなければならない。
4 学生証を破損または紛失したときは、所定の用紙に学生証再交付手数料を添えて、再交付を受けなければならない。

(学生証の返還)

第7条 学生は、卒業、修了もしくは退学したとき、または除籍となったときは、直ちに学生証を返還しなければならない。
2 非正規学生は、当該非正規学生であることが許可された期間が満了したとき、または非正規学生としての身分を剥奪されたときは、直ちに身分証明書を返還しなければならない。

附 則(2012年3月16日教学委員会の設置に伴う一部改正)
この規程は、2012年4月1日から施行する。

立命館大学学費等の納付に関する規程(抜粋)

(趣旨)

第1条 立命館大学学則(以下「学則」という。)第66条および立命館大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第88条にもとづき、入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学科、科目等履修料、聴講料、特別履修料、研修料、研究料、外国人研究料および専修料の納付に関する事項を定める。

(授業料の納付期日)

第5条 授業料の納付期日は、別表1-1に定める。
2 (省略)
3 前2項にかかわらず、学則第19条により長期にわたって教育課程を履修することを許可された者(以下「長期履修生」という。)の授業料の納付期日は、別表1-3に定める。
4 前3項にかかわらず、外国人留学生在が、復学により新たに在留資格「留学」の取得が必要となったときの授業料の納付期日は、復学を許可された日から2週間以内とする。

(授業料の延納)

第6条 (省略)
2 学部または研究科において、前項以外の授業料を納付期日までに納めることが困難であると学生部長が認めるときは、延納を許可することができる。
3 前2項により延納を許可する場合の納付期日は、別表1-1、別表1-2 および別表1-3に定める。

(長期履修生の入学年次の前期授業料の精算)

第7条 長期履修生が入学年次の前期授業料は、受講登録により前期授業料が確定した後に差額を精算するものとし、精算額の返金または追加納付の期日は、別表2に定める。

(懲戒処分により卒業または修了日が延期された者の授業料)

第8条 懲戒処分により卒業または修了の日が翌学期に延期された者は、延期された学期の授業料を納めなければならない。

(実習費)

第9条 学則第67条および大学院学則第78条に定める実習費は、別表3のとおりとする。ただし、海外派遣にかかわる実習費は、各実施要項、各募集要項等で定める。
2 実習費の納付期日は、各実施要項、各募集要項等で定める。

(在籍料の納付期日)

第10条 在籍料の納付期日は、休学を許可された日から2週間以内とする。

(特別在学科の納付期日)

第11条 特別在学科の納付期日は、次の各号のとおりとする。
(1) 前期学期分 4月30日
(2) 後期学期分 9月30日

(科目等履修料、聴講料、特別履修料、研修料、研究料、外国人研究料および専修料の納付期日)

第12条 科目等履修料、聴講料、特別履修料、研修料、研究料、外国人研究料および専修料の納付期日は、それぞれ許可された日から2週間以内とする。

(各期日が金融機関の休業日である場合)

第13条 この規程に定める各納付期日が金融機関の休業日である場合は、休業日の翌日をその期日とする。

附則

1 この規程は、2012年4月1日から施行する。
2 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する学部学生については、2016年3月31日(薬学部は、2018年3月31日)までなお従前の例による。ただし、改正前の第14条を除く。
(1) 2012年3月31日に在籍する者
(2) 2012年度に2年次以上に再入学、転入学、編入学または学士入学する者
(3) 2013年度に3年次以上に再入学、転入学、編入学または学士入学する者
(4) 2014年度に4年次以上に再入学する者
(5) 2015年度に5年次以上に再入学する者
(6) 2016年度に薬学部6年次以上に再入学する者
(7) 2017年度に薬学部7年次以上に再入学する者

【別表 1－1 授業料の納付期日】
(第 5 条第 1 項関連)

入 学 区分	授業料区分	納付期日	延納を許可する場合の納付期日
4 月入 学者	入学年次の前期授業料	入学手続要項に 定める日	前期授業料の半額 入学手続要項に定める日
			前期授業料の半額 4 月 30 日
	上記以外の前期授業料	4 月 30 日	7 月 10 日
	後期授業料	9 月 30 日	12 月 20 日
9 月入 学者	入学年次の前期授業料	入学手続要項に 定める日	前期授業料の半額 入学手続要項に定める日
			前期授業料の半額 9 月 30 日
	上記以外の前期授業料	9 月 30 日	12 月 20 日
	後期授業料	4 月 30 日	7 月 10 日

【別表 1－2 経営管理研究科の授業料の納付期日】(省略)

【別表 1－3 長期履修生の授業料の納付期日】
(第 5 条第 3 項関連)

授業料区分	納付期日	延納を許可する場合の納 付期日
入学年次の前期授業料	入学手続要項に定める日	延納不可
上記以外の前期授業料	7 月 10 日	延納不可
後期授業料	9 月 30 日	12 月 20 日

【別表 2 長期履修生の入学年次の前期授業料の返金または追加納付の期日】
(第 7 条関連)

区分	期日
超過分の返金	7 月 31 日
不足分の追加納付	7 月 10 日

【別表 3 実習費】
(第 9 条関連)

(単位:円)

名称	区分	金額	備考
社会調査士実習科		10,000 (1 科目につき)	社会調査士 I ～ IV
社会福祉士課程福祉教 育費		70,000	社会福祉士課程と 精神保健福祉士課 程を重ねて履修す る者は福祉教育費 の重ねての徴収は しない
精神保健福祉士課程福 祉教育費		70,000	
福祉実習費		28,000	
小学校教諭免許状取得 プログラム(産業社会学 部方式)履修料	子ども社会専 攻以外の産業 社会学部生	1、2 年目	150,000
		3 年目	100,000
	産業社会学部 以外の学部生	1、2 年目	200,000
		3 年目	160,000
介護等体験履修料		3,000	
学芸員課程履修料		3,000	
図書館司書課程履修料		15,000	
学校図書館司書教諭課 程履修料		8,000	
実験実習受講料		3,000 (1 科目につき)	
エクスターンシップ履 修料		52,500	
教育実習履修料		5,000	
博物館実習科	選択コース	1,000 (1 回につき)	
	定時コース	10,000	
	科目等履修生	12,000	
学芸員課程履修料		3,000	
図書館司書課程履修料		15,000	
学校図書館司書教諭課 程履修料		8,000	
教育演習科		20,000	
情報通信費		20,000	

立命館大学学生懲戒規程(抜粋)

(目的)

第 1 条 この規程は、立命館大学学則第 57 条(以下「学則」という。))に規定する懲戒に関
する手続きについて定めることを目的とする。

(懲戒の対象とする者)

第 2 条 この規程において懲戒の対象とする者とは、学部学生および大学院生(以下「学
生」という。)のことをいう。

2 聴講生、特別聴講学生、外国人短期留学生、科目等履修生、専修生、研究生、研修生
および特別研究学生の取扱いはい各規程の定めによる。

(懲戒の考え方)

第 3 条 懲戒は、学生が第 5 条にある懲戒の対象となる行為を行った場合、本学における
学生の本分をまっとうさせるために、学校教育法および学校教育法施行規則に基づき
行うものである。

2 懲戒は、懲戒の対象となる行為の様態、結果等を総合的に検討し、教育的配慮に基
づいて行う。

3 懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成するため、必要最小限にとどめられ
なければならない。

(懲戒の対象とする期間)

第 4 条 懲戒の対象とする期間は、入学後、本学の学籍を有する期間とする。

(懲戒の対象とする行為)

第 5 条 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社会的諸秩序に対する侵犯行為(犯罪行為)
 - (2) 重大な交通法違反
 - (3) ハラスメント行為
 - (4) 情報倫理に反する行為
 - (5) 学問的倫理に反する行為
 - (6) 学生の学習、研究および教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
 - (7) 試験等における不正行為
 - (8) その他学生の本分に反する行為
- 2 前項各号につき、別に規程が定められている場合、その規程にしたがう。

(懲戒の種類)

第 6 条 学則第 57 条に定める懲戒は、次のとおりとする。

- (1) 退学は、学生としての身分を剥奪するものとする。
- (2) 停学は、一定期間、学生の教育課程の履修および課外活動等を停止するものとす
る。
- (3) 戒告は、学生の行った行為の責任を確認し、その将来を、書面をもって戒めるものと
する。

(停学の期間)

第 7 条 停学の期間は、無期または 1 か月以上 6 か月以下の有期とする。

(厳重注意)

第 8 条 懲戒に相当しない場合でも、教授会または研究科委員会が認めるときは、学部
長または研究科長は、学生に厳重注意を行うことができる。

2 厳重注意は、行為の問題性を自覚させ反省を促すものとする。

(事実関係の調査)

第 9 条 懲戒の対象となる行為またはその疑いが生じたときは、学部長または研究科長
は、遅滞なく当該学生等に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認する。

2 前項の調査にあたり、学部長または研究科長は、事前に学生に対して、要旨を口頭ま
たは文書で告知し、当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。

3 前項の定めにかかわらず、行為が重大犯罪であり、明白と認められる等特段の事情が
ある場合は、この限りではない。

(懲戒決定までの手続き)

第 10 条 学部長または研究科長は、前条の事実関係の調査により、懲戒が相当と判断し
た場合、懲戒手続きを開始する。

2 学部長または研究科長は、懲戒の原案を作成し、学生生活会議で調整のうえ、教授会
または研究科委員会の議を経て学長に上申する。

3 前項の原案につき、学生部長は、補導会議での審議が必要であると判断した場合、学
生生活会議の議を経て、学長に対して補導会議の審議を求めることができる。

(懲戒の発効)

第 11 条 懲戒は、教授会または研究科委員会の議を経て、学長が行う。

2 懲戒は、学生に対して懲戒内容を文書で発信した日から発効する。

(学生への通告および保証人への通知)

第 12 条 学長は、学生に対し懲戒の内容を文書により通告する。

2 学長は、学生の保証人に対し懲戒の内容を文書により通知する。

3 通告および通知は、発信をもって足りる。

(公示)

第13条 懲戒を行った場合、学長は遅滞なく公示を行う。

2 公示する事項は、学部または研究科、学科(専攻)、回生(課程・回生)、懲戒の種類、懲戒理由とする。

3 公示期間は、1か月とする。

4 特段の事情がある場合、学生生活会議で調整のうえ、教授会または研究科委員会の議を経て、当該公示の一部または全部を公示しないことができる。

(無期停学の解除)

第14条 無期停学は、懲戒の発効日から6か月を経過した後でなければ解除できない。

2 学部長または研究科長が、6か月を経過した後に、無期停学の解除が適当であると認めたときは、その解除を発議する。

3 無期停学の解除は、学生生活会議において調整のうえ、教授会または研究科委員会の議を経て学長が行う。

4 無期停学解除の学生への通告、保証人への通知は、文書で行う。

(懲戒に関する記録)

第15条 学部長または研究科長は、懲戒の事実を学籍簿に記録する。

(不服申立て)

第16条 懲戒を課せられた学生は、懲戒の発効日から30日以内にその懲戒に対する不服申立てを行うことができる。ただし、本項に定める期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して30日以内に不服申立てを行うことができる。

2 不服申立てをしようとする学生は、不服申立書を学長に提出しなければならない。

(不服申立審査委員会)

第17条 学長は、前条の不服申立てに基づき不服申立審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、副学長のうち1名および不服申立てを行った学生が所属する学部または研究科以外の学部長もしくは副学部長または研究科長もしくは副研究科長5名で構成する。

3 委員会が必要と認める場合は、弁護士等専門家の出席を求めることができる。

4 委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行う。

5 不服申立てをした学生は、書面で意見を述べ、資料を提供することができる。

6 委員会は、懲戒の内容が相当であると判断した場合は、不服申立ての却下を求める旨の勧告を学長に行う。

7 委員会は、懲戒の内容が相当でないとして判断した場合は、懲戒の取り消しまたは変更を求める旨の勧告を学長に行う。

8 学長は、前2項の勧告を受けた場合、その取扱いを、不服申立てをした学生に通知する。

(再審議)

第18条 学長は、前条7項の勧告を受けた場合、当該学部長または研究科長に再審議を求める。

2 前項の場合、学部長または研究科長は、教授会または研究科委員会において再審議を行う。

(懲戒対象者の退学申し出の取扱い)

第19条 学部長または研究科長は、第9条において事情聴取等調査の対象となった者から、懲戒の決定前に退学の申し出がある場合、懲戒が決定するまでこの申し出を受理しない。

(停学期間中の指導)

第20条 停学期間中は教育的指導を行う。

2 学部長または研究科長は、教育的指導に必要と判断される場合、学生の施設利用および正課授業への参加を認めることができる。

(補則)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

立命館大学学生健康診断規程(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人立命館学校保健安全管理規程第12条にもとづき、学生を対象に行う健康診断および事後措置等に関し、必要な事項について定める。

(実施機関)

第2条 健康診断は、立命館保健センターが行う。

(健康診断の種類)

第3条 保健センターは、毎年度、次の健康診断を実施する。ただし、第2号から第10号の健康診断は、当該有害業務に従事する者のみ対象とする。

(1) 定期健康診断

(2) じん肺健康診断

(3) 高気圧業務健康診断

(4) 電離放射線健康診断

(5) 特定化学物質健康診断

(6) 石綿健康診断

(7) 鉛健康診断

(8) 四アルキル鉛健康診断

(9) 有機溶剤健康診断

(10) 一酸化炭素中毒症健康診断

2 前項のほか、学長が認めるときは臨時健康診断を行う。

(受診の義務)

第4条 保健センター所長が通知したときは、学生は、前条の健康診断を受けなければならない。

2 学生は健康診断を受けなかったときは、保健センター所長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健センター所長に提出しなければならない。

3 前項の健康診断証明書を提出できないときは、保健センター所長に申し出て指示を受けなければならない。

(健康診断の結果通知)

第5条 保健センター所長は、健康診断の結果を受診した学生に通知する。

(事後措置)

第6条 保健センター所長は、疾病のため治療や健康指導の必要があるときは学長に学生の健康診断の結果を報告する。

(証明書の発行)

第7条 保健センター所長は、健康診断を受けた者が健康診断証明書を必要とするときは、受診した当該年度に限りこれを発行する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、保健センター委員会が行う。

附則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

※各規程は年度内に変更することがあります。

※上記の各規程(全文)はホームページ上で最新のものを掲載していますので、必ずそちらを確認するようにしてください。

回生	学生証 番 号									—	フリガナ	
											氏 名	